

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

事業実施想定区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況（以下「地域特性」という。）については、計画段階配慮事項についての検討を行う必要があると考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料により情報を把握した。

主な調査地域は、事業実施想定区域が位置する薩摩川内市及びいちき串木野市とし、環境要素の区分毎に事業の特性を踏まえ、影響を受けるおそれがあると考えられる範囲を勘案して設定した。

3.1 自然的状況

3.1.1 気象、大気質、騒音及び振動の状況

(1) 気象の状況

事業実施想定区域の最寄りの気象観測所は、表 3.1-1 及び図 3.1-1 に示すとおりである。

川内地域気象観測所及び東市来地域気象観測所における 1981 年～2010 年の地上気象観測結果（平年値）は表 3.1-2 に示すとおりである。

川内地域気象観測所の平年値をみると、年平均気温は 17.0℃、最多風向は北北東、平均風速は 1.6 m/s、日照時間は 1,857.0 時間、年降水量は 2,281.4 mm となっている。

東市来地域気象観測所の平年値をみると、年平均気温は 16.9℃、最多風向は東南東、平均風速は 2.0 m/s、日照時間は 1,966.8 時間、年降水量は 2,145.7 mm となっている。

表 3.1-1 事業実施想定区域及びその周辺の気象観測所

観測所名	所在地	緯度・経度	標高 (m)
川内地域気象観測所	薩摩川内市中郷	北緯 31° 50.0' , 東経 130° 18.9'	5
東市来地域気象観測所	日置市東市来町湯田	北緯 31° 40.1' , 東経 130° 19.7'	40

出典) 「地域気象観測所一覧」(平成 30 年、気象庁 HP)

表 3.1-2(1) 川内地域気象観測所における地上気象の観測結果

項目		月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
気温	平均	℃	6.5	7.8	11.0	15.4	19.4	23.1
	日最高の平均	℃	11.8	13.2	16.3	21.1	24.9	27.6
	日最低の平均	℃	1.8	2.7	5.8	10.0	14.6	19.4
最多風向(方位)		—	北西	北西	北西	西北西	西北西	西北西
平均風速		m/s	1.5	1.7	1.9	1.8	1.7	1.6
日照時間		h	107.5	123.0	146.6	170.6	172.1	124.0
降水量		mm	91.1	113.9	175.7	192.8	219.0	438.3

項目		月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
気温	平均	℃	27.0	27.4	24.5	19.0	13.5	8.5	17.0
	日最高の平均	℃	31.4	32.5	29.8	25.1	19.7	14.4	22.3
	日最低の平均	℃	23.5	23.7	20.5	14.0	8.4	3.5	12.3
最多風向(方位)		—	西北西	東	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東
平均風速		m/s	1.8	1.7	1.4	1.2	1.2	1.4	1.6
日照時間		h	182.4	209.1	179.1	180.7	138.4	125.7	1,857.0
降水量		mm	303.4	235.5	233.2	93.5	94.0	90.8	2,281.4

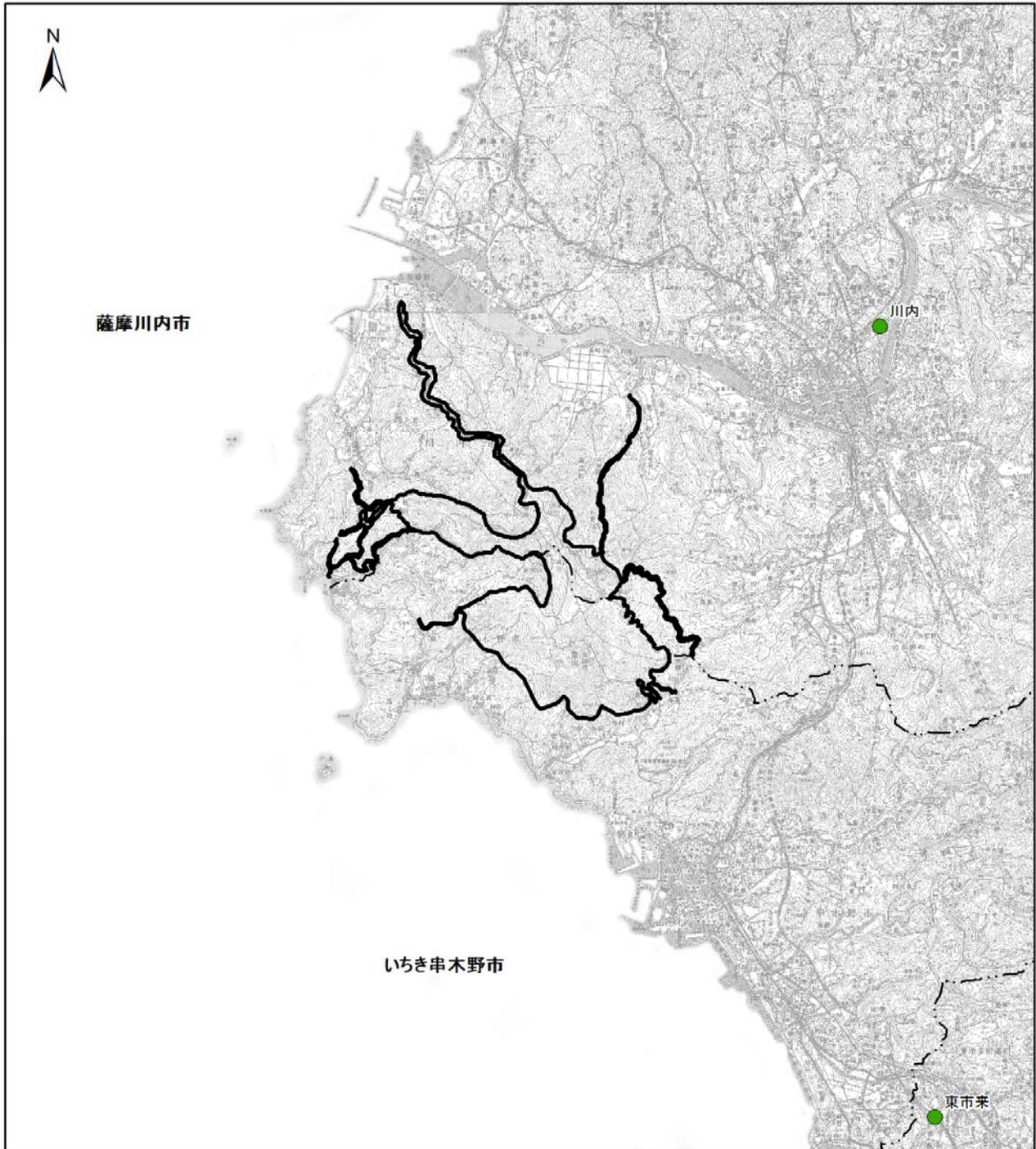
出典) 「観測・統計データ」(気象庁 HP)

表 3.1-2(2) 東市来地域気象観測所における地上気象の観測結果

項目		月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
気温	平均	℃	7.3	8.3	11.2	15.3	19.0	22.5
	日最高の平均	℃	11.8	12.9	15.8	20.2	23.8	26.4
	日最低の平均	℃	2.6	3.4	6.2	10.2	14.3	19.1
最多風向(方位)		—	北北西	北北西	東南東	東南東	東南東	東南東
平均風速		m/s	2.3	2.4	2.4	2.2	2.0	1.8
日照時間		h	111.9	126.9	148.4	175.7	179.9	129.5
降水量		mm	76.7	100.8	166.7	188.9	202.5	427.7

項目		月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
気温	平均	℃	26.3	26.8	24.1	19.2	14.0	9.2	16.9
	日最高の平均	℃	29.9	31.1	28.9	24.6	19.4	14.3	21.6
	日最低の平均	℃	23.2	23.3	20.1	14.3	8.9	4.2	12.5
最多風向(方位)		—	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	北北西	東南東
平均風速		m/s	1.7	1.9	1.7	1.7	1.7	2.0	2.0
日照時間		h	200.1	222.3	192.4	190.7	151.2	132.9	1,966.8
降水量		mm	279.4	214.3	225.0	95.3	93.3	77.8	2,145.7

出典) 「観測・統計データ」(気象庁 HP)



凡 例

- 事業実施想定区域
- 気象観測所

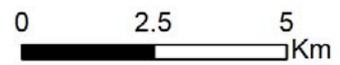


図3.1-1 気象観測所の位置

出典)「地域気象観測所一覧」(平成30年、気象庁HP)

(2) 大気質の状況

事業実施想定区域及びその周辺には、表 3.1-3 及び図 3.1-2 に示すとおり、一般環境大気測定局（以下「一般局」という）3局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という）1局が設置されている。

表 3.1-3 大気汚染物質常時監視測定局

区分	測定局名	所在地	用途地域	測定項目					
				二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素
一般局	寄田	薩摩川内市寄田町 4-1	未	○	○		○		
	環境放射線監視センター	薩摩川内市若松町 1	住	○	○	○	○		
	羽島	いちき串木野市羽島 5218	住	○	○	○	○	○	
自排局	薩摩川内	薩摩川内市御陵下町 25-8	商	○	○		○	○	○

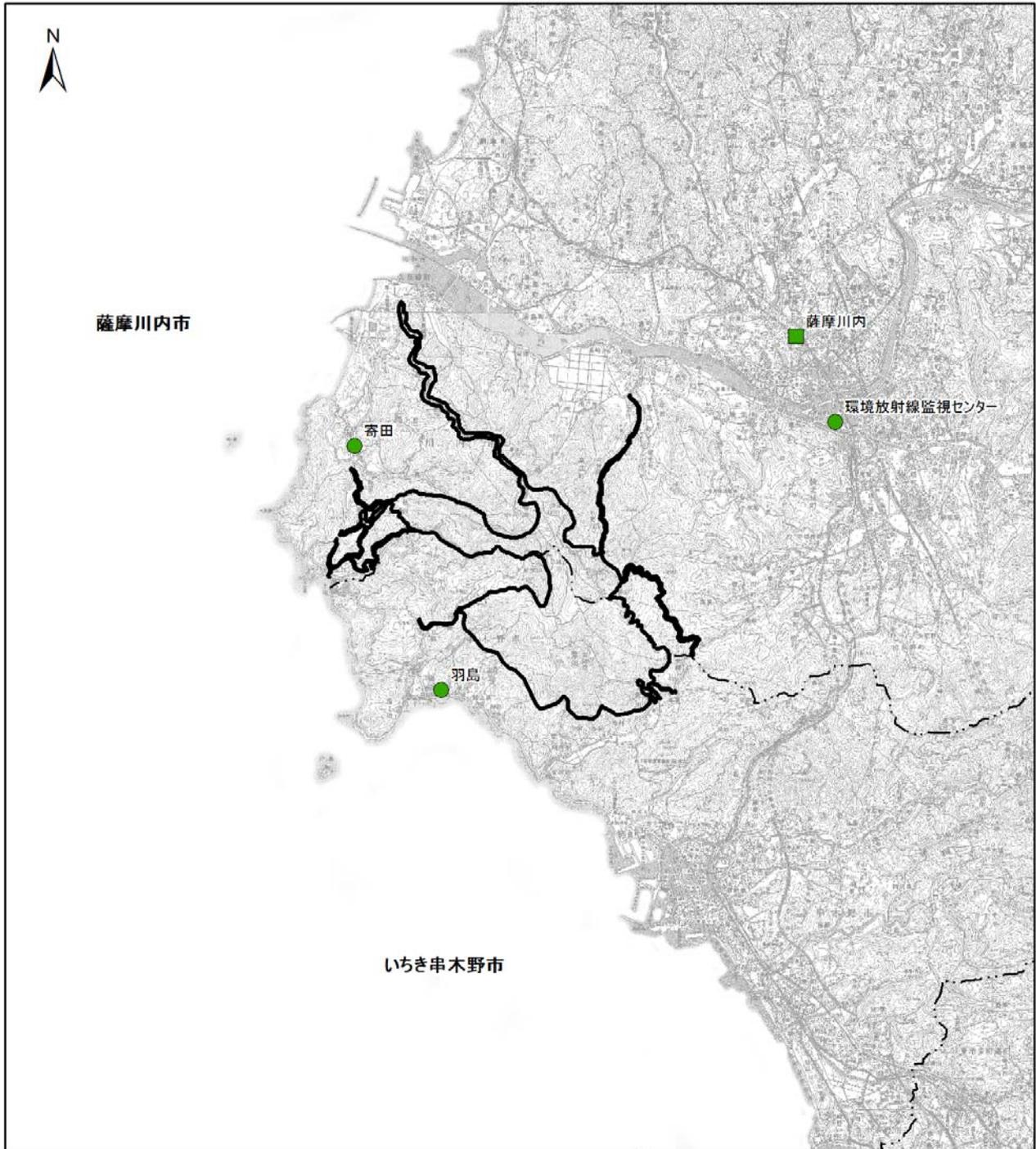
注) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条に基づく用途地域。以下の略称を用いる。

住：第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、第1種及び第2種住居専用地域及び準住居地域に該当する地域

商：近隣商業地域及び商業地域

未：未指定及び無指定地域

出典) 「平成29年版 環境白書」（平成30年、鹿児島県）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 一般大気測定局
- 自動車排出ガス測定局

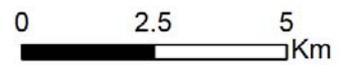


図3.1-2 大気汚染常時監視測定局の位置

出典)「平成29年版 環境白書」(平成30年、鹿児島県)

① 二酸化窒素

平成 28 年度における二酸化窒素の測定結果は、表 3.1-4 に示すとおりであり、各測定局とも環境基準に適合している。また、平成 24～28 年度の経年変化は表 3.1-5 及び図 3.1-3 に示すとおりである。

表 3.1-4 二酸化窒素の測定結果（平成 28 年度）

区分	測定局名	年平均値	1 時間値 の最高値	1 日平均値		98% 値評価に よる 1 日平均 値が 0.06ppm を超えた日数
				0.06ppmを 超えた日数	年間 98% 値	
				日	ppm	
一般局	寄田	0.002	0.015	0	0.003	0
	環境放射線 監視センター	0.005	0.030	0	0.010	0
	羽島	0.003	0.034	0	0.004	0
自排局	薩摩川内	0.008	0.039	0	0.013	0

注) 環境基準の評価：1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下であれば環境基準適合となる。

出典) 「平成 28 年度大気・騒音調査結果」(平成 30 年、鹿児島県)

表 3.1-5 二酸化窒素の経年変化（平成 24～28 年度）

単位：ppm

区分	測定局名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般局	寄田	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	環境放射線 監視センター	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005
	羽島	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
自排局	薩摩川内	0.012	0.011	0.011	0.010	0.008

出典) 「平成 28 年度大気・騒音調査結果」(平成 30 年、鹿児島県)

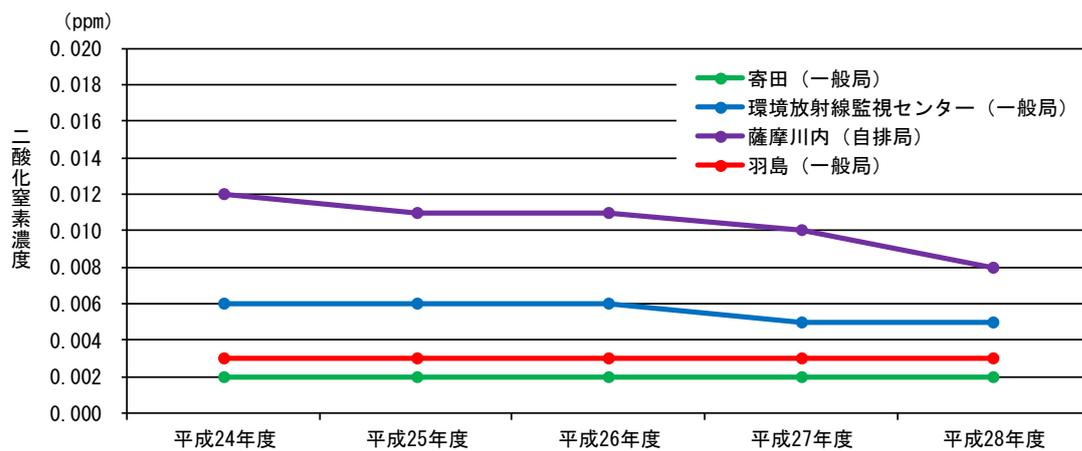


図 3.1-3 二酸化窒素の経年変化（平成 24～28 年度）

② 光化学オキシダント

平成 28 年度における光化学オキシダントの測定結果は、表 3.1-6 に示すとおりである。

昼間（5 時～20 時）の時間帯における 1 時間値が環境基準（0.06ppm）を超えた時間は、環境放射線監視センター局で 375 時間、羽島局で 258 時間であった。また、平成 24～28 年度の経年変化は表 3.1-7 及び図 3.1-4 に示すとおりである。

表 3.1-6 光化学オキシダントの測定結果（平成 28 年度）

区分	測定局名	昼間（5 時～20 時）における 1 時間値						日最高 1 時間値の年平均値
		年平均値	最高値	0.06ppm を超えた日数と時間数		0.12ppm 以上の日数と時間数		
		ppm	ppm	日	時間	日	時間	ppm
一般局	環境放射線監視センター	0.034	0.111	62	375	0	0	0.048
	羽島	0.039	0.098	47	258	0	0	0.048

注) 環境基準の評価：昼間（5 時～20 時）の時間帯において、1 時間値が 0.06ppm 以下であれば環境基準適合となる。

出典) 「平成 28 年度大気・騒音調査結果」（平成 30 年、鹿児島県）

表 3.1-7 光化学オキシダントの経年変化（平成 24～28 年度）

単位：ppm

区分	測定局名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般局	環境放射線監視センター	0.024	0.032	0.034	0.034	0.034
	羽島	0.038	0.039	0.035	0.035	0.039

出典) 「平成 28 年度大気・騒音調査結果」（平成 30 年、鹿児島県）

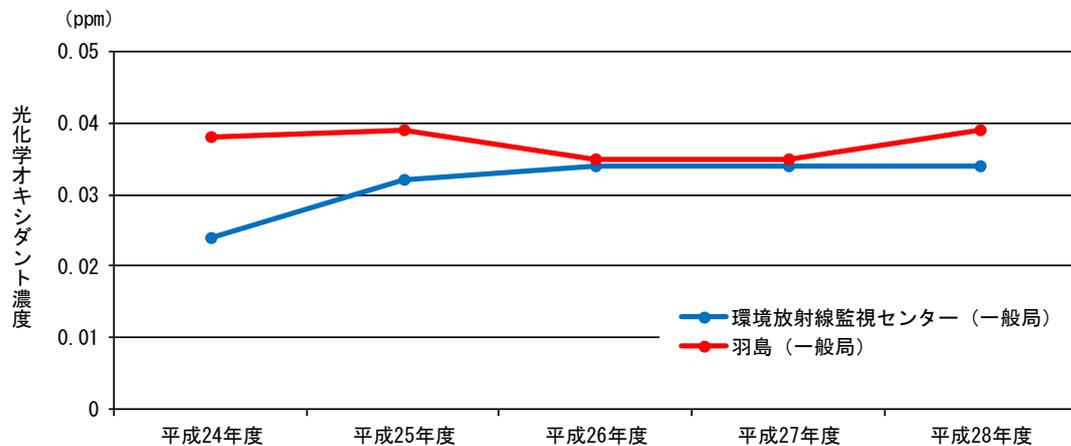


図 3.1-4 光化学オキシダントの経年変化（平成 24～28 年度）

③ 浮遊粒子状物質

平成 28 年度における浮遊粒子状物質の測定結果は表 3.1-8 に示すとおりであり、全ての測定局で環境基準に適合している。また、平成 24～28 年度の経年変化は表 3.1-9 及び図 3.1-5 に示すとおりである。

表 3.1-8 浮遊粒子状物質の測定結果（平成 28 年度）

区分	測定局名	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数	1 時間 値の 最高値	日平均 値の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が 2 日以上 連続したこ との有無	環境 基準 の長 期的 評価
		mg/m ³	時間	日	mg/m ³	mg/m ³	有・無	
一般局	寄田	0.019	0	0	0.148	0.043	無	達成
	環境放射線 監視センター	0.022	1	0	0.218	0.047	無	達成
	羽島	0.019	0	0	0.088	0.041	無	達成
自排局	薩摩川内	0.021	0	0	0.151	0.043	無	達成

注：短期的評価：連続して又は随時に行った測定について、1 時間値が 0.20mg/m³以下で、かつ、1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であれば環境基準適合となる。

長期的評価：年間の 1 日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/m³以下であれば環境基準適合となる。ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m³を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく不適合となる。

出典) 「平成 28 年度大気・騒音調査結果」(平成 30 年、鹿児島県)

表 3.1-9 浮遊粒子状物質の経年変化（平成 24～28 年度）

		単位：mg/m ³				
区分	測定局名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般局	寄田	0.029	0.023	0.022	0.019	0.019
	環境放射線 監視センター	0.023	0.025	0.024	0.022	0.022
	羽島	0.021	0.022	0.022	0.018	0.019
自排局	薩摩川内	0.023	0.024	0.024	0.022	0.021

出典) 「平成 28 年度大気・騒音調査結果」(平成 30 年、鹿児島県)

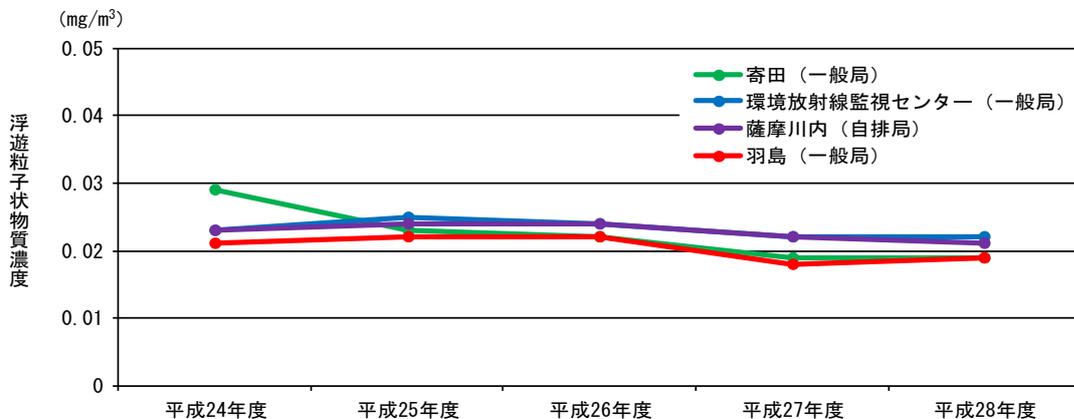


図 3.1-5 浮遊粒子状物質の経年変化（平成 24～28 年度）

④ 大気汚染に係る苦情の発生件数

大気汚染に係る苦情の発生件数は、表 3.1-10 に示すとおりであり、過去 5 年間（平成 24～28 年度）で年間に 2～41 件発生している。

表 3.1-10 大気汚染に係る苦情の発生件数

市町	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
薩摩川内市	3	41	14	35	2
いちき串木野市	0	0	0	0	0

出典) 「平成 25～29 年版 環境白書 (資料編)」 (平成 26～30 年、鹿児島県)

(3) 騒音の状況

① 環境騒音の状況

環境騒音の調査結果は、表 3.1-11 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周辺では、図 3.1-6 に示すとおり 5 地点で測定が実施されており、御陵下町、宮内町及び高城町において環境基準に適合していないが、その他の地点は環境基準に適合している。

表 3.1-11 環境騒音調査結果（平成 28 年度）

市町	測定地点	用途地域	環境基準 準類型	等価騒音レベル(dB)			
				測定値		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
薩摩川内市	御陵下町	第 1 種中高層住居専用地域	A	55	47	55	45
	宮内町	第 1 種住居地域	B	53	50	55	45
	高城町	第 1 種住居地域	B	60	52	55	45
	御陵下町	第 1 種住居地域	B	49	39	55	45
	西開聞町	近隣商業地域	C	53	41	60	50

注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

2. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

3. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

4. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典) 「平成 28 年度 大気・騒音調査結果」(平成 30 年、鹿児島県)

② 道路交通騒音の状況

道路交通騒音（道路に面する地域）の調査結果は、表 3.1-12 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周辺では、図 3.1-6 に示すとおり 7 地点で測定が実施されており、薩摩川内市御陵下町で昼間に環境基準に適合していないが、その他の地点は環境基準に適合している。

表 3.1-12 道路交通騒音調査結果（平成 28 年度）

市町	路線	測定地点	用途地域	等価騒音レベル(dB)			
				測定値		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
薩摩川内市	市道大小路・中郷線	大小路町	第1種住居地域	63	56	70	65
	市道向田・高城線	神田町	近隣商業地域	64	57	70	65
	国道3号	御陵下町	近隣商業地域	72	63	70	65
	国道267号	国分寺町	準住居地域	66	58	70	65
	国道3号	上川内町	準工業地域	69	62	70	65
	国道3号	尾白江町	用途地域外	70	62	70	65
いちき串木野市	県道川内串木野線	野元	第1種住居地域	62	53	70	65

注) 1. 環境基準は、幹線交通を担う道路に近接する空間における値である。

2. 時間の区分は。昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

出典) 「平成28年度大気・騒音調査結果」(平成30年、鹿児島県)

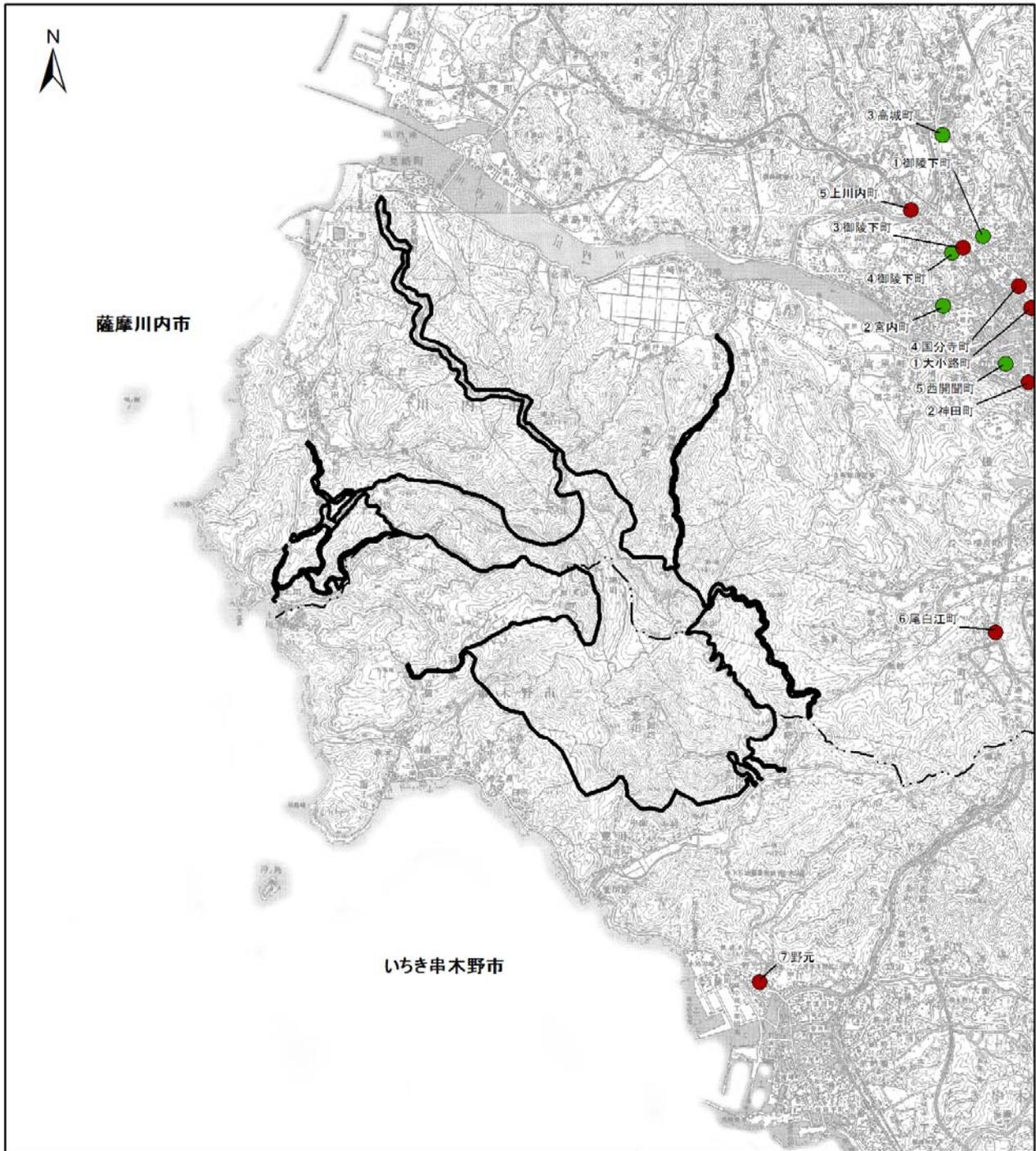
③ 騒音に係る苦情の発生件数

騒音に係る苦情の発生件数は、表 3.1-13 に示すとおりであり、過去5年間(平成24~28年度)で年間に1~14件発生している。

表 3.1-13 騒音に係る苦情の発生件数

市町	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
薩摩川内市	1	4	6	14	10
いちき串木野市	0	0	0	0	0

出典) 「平成25~29年版 環境白書(資料編)」(平成26~30年、鹿児島県)



凡 例

- 事業実施想定区域
- 環境騒音調査
- 道路交通騒音調査

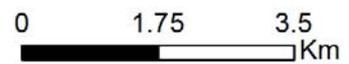


図3.1-6 騒音調査地点の位置

出典)「薩摩川内市の環境 平成29年度版」(平成30年、薩摩川内市)

(4) 振動の状況

① 環境振動の状況

事業実施想定区域及びその周辺には、国又は自治体等が実施した環境振動に係る調査結果は公表されていない。

② 道路交通振動の状況

道路交通振動（道路に面する地域）の調査結果は、表 3.1-14 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周辺では、図 3.1-7 に示すとおり 6 地点で測定が実施されており、全ての測定地点で要請限度を下回っている。

表 3.1-14 道路交通振動調査結果（平成 28 年度）

市町	路線	測定地点	区域区分	80%レンジの上端値(dB)			
				測定値		要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間
薩摩川内市	国道 3 号	上川内町	第 2 種	49	37	70	65
	国道 3 号	御陵下町	第 2 種	51	-	70	65
	国道 3 号	水引町	第 1 種	34	-	65	60
	県道川内串木野線	宮里町	第 1 種	44	-	65	60
	県道京泊大小路線	宮内町	第 1 種	42	-	65	60
	国道 3 号	尾白江町	第 1 種	46	-	65	60

注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 8 時から午後 7 時までの間とし、夜間を午後 7 時から翌日の午前 8 時までの間とする。(上川内町以外の測定地点は、夜間の測定が行われていない)

2. 第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び平成 26 年 10 月 9 日以前の川内都市計画区域であって、第 2 種区域に属さない区域

3. 第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域工業地域、工業専用地域及び勝目町・矢倉町・山之口町・久見崎町(川内原子力発電所敷地)の各一部

出典) 「薩摩川内市の環境 平成 29 年度版」(平成 30 年、薩摩川内市)

③ 振動に係る苦情の発生件数

振動に係る苦情の発生件数は、表 3.1-15 に示すとおりであり、過去 5 年間(平成 24~28 年度)で年間に 0~2 件発生している。

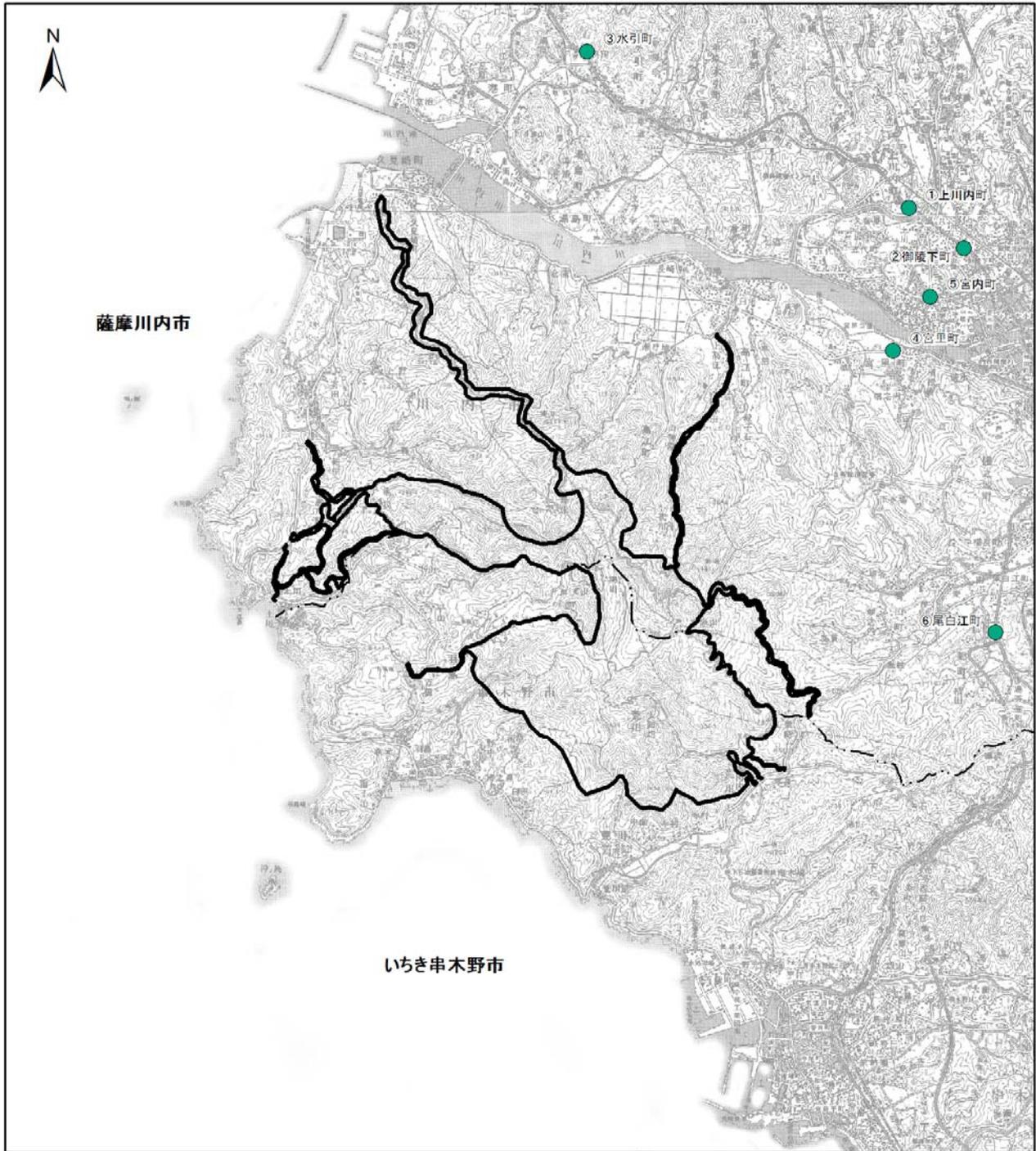
表 3.1-15 振動に係る苦情の発生件数

市町	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
薩摩川内市	1	0	2	1	0
いちき串木野市	0	0	0	0	0

出典) 「平成 25~29 年版 環境白書(資料編)」(平成 26~30 年、鹿児島県)

(5) 超低周波音の状況

事業実施想定区域及びその周辺には、国又は自治体等が実施した超低周波音に係る調査結果は公表されていない。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 道路交通振動調査

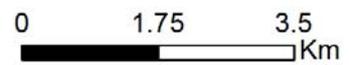


図3.1-7 振動調査地点の位置

出典)「薩摩川内市の環境 平成29年度版」(平成30年、薩摩川内市)

3.1.2 水象及び水質の状況

(1) 水象の状況

事業実施想定区域及びその周辺における主な河川は、薩摩川内市に一級河川川内川水系川内川とその支川及び二級河川轟川水系轟川、いちき串木野市に二級河川土川川水系土川川、平身川水系平身川、荒川川水系荒川川及び五反田川水系五反田川等がある。

水象の状況及び水質調査地点は、図 3.1-8 に示すとおりである。

(2) 河川水質の状況

事業実施想定区域及びその周辺における環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく「生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定」がなされている水域は、図3.1-8に示すとおりであり、川内川下流、五反田川上流がA類型に、五反田川下流がB類型に指定されている。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第15条に基づく公共用水域に係る常時監視結果は、表3.1-16～表3.1-22に示すとおりである。

表 3.1-16 水素イオン濃度(pH) の調査結果（平成28年度）

水域名	地点名	水域類型	最小値	最大値	基準超過検体数/総検体数	環境基準
川内川下流	小倉	A	7.3	7.9	0/12	6.5以上 8.5以下
五反田川下流	五反田橋	B	7.4	8.5	0/12	
五反田川上流	上水道取水口	A	7.3	7.9	0/6	

出典) 「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成29年、鹿児島県)

表 3.1-17 溶存酸素量(DO) の調査結果（平成28年度）

水域名	地点名	水域類型	最小値(mg/L)	最大値(mg/L)	平均値(mg/L)	基準超過検体数/総検体数	環境基準
川内川下流	小倉	A	8.0	10	8.9	0/12	7.5 mg/L以上
五反田川下流	五反田橋	B	7.5	12	9.5	0/12	5 mg/L以上
五反田川上流	上水道取水口	A	7.5	12	9.3	0/6	7.5 mg/L以上

出典) 「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成29年、鹿児島県)

表 3.1-18 生物化学的酸素要求量(BOD) の調査結果（平成28年度）

水域名	地点名	水域類型	最小値(mg/L)	最大値(mg/L)	平均値(mg/L)	75%値(mg/L)	基準超過検体数/総検体数	環境基準
川内川下流	小倉	A	<0.5	1.5	0.9	1.1	0/12	2mg/L以下
五反田川下流	五反田橋	B	<0.5	2.1	1.0	1.1	0/12	3mg/L以下
五反田川上流	上水道取水口	A	0.5	1.1	0.9	1.0	0/6	2mg/L以下

注) 表中の「<」は、定量下限値未満を示す

出典) 「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成29年、鹿児島県)

表 3.1-19 浮遊物質質量(SS)の調査結果(平成28年度)

水域名	地点名	水域 類型	最小値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	平均値 (mg/L)	基準超過 検体数/ 総検体数	環境基準
川内川下流	小倉	A	1	6	3	0/12	25 mg/L 以下
五反田川下流	五反田橋	B	2	12	6	0/12	
五反田川上流	上水道取水口	A	<1	7	3	0/6	

注) 表中の「<」は、定量下限値未満を示す

出典) 「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成29年、鹿児島県)

表 3.1-20 大腸菌群数の調査結果(平成28年度)

水域名	地点名	水域 類型	最小値 (MPN/1 00mL)	最大値 (MPN/1 00mL)	平均値 (MPN/1 00mL)	基準超過 検体数/ 総検体数	環境基準
川内川下流	小倉	A	1,100	3,300	2,600	4/4	1,000MPN/ 100mL 以下
五反田川下流	五反田橋	B	1,700	79,000	24,000	10/12	5,000MPN/ 100mL 以下
五反田川上流	上水道取水口	A	1,300	49,000	18,000	6/6	1,000MPN/ 100mL 以下

出典) 「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成29年、鹿児島県)

表 3.1-21 全亜鉛、ノニルフェノール、LASの調査結果(平成28年度)

水域名	地点名	類型	全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	LAS(直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及び その塩)(mg/L)
川内川下流	小倉	生物 B	0.002~0.007	-	-
環境基準			0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

注) 表中の「-」は資料に未記載の項目を示す

出典) 「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成29年、鹿児島県)

表 3.1-22 健康項目の調査結果(平成28年度)

水域名	地点名	カドミウム (mg/L)	全シアン (mg/L)	鉛 (mg/L)	六価クロム (mg/L)	砒素 (mg/L)	硝酸性 窒素及び亜 硝酸性窒素 (mg/L)	1,4-ジクロ ロベンゼン (mg/L)
川内川 下流	小倉	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.025	<0.005	-	<0.005
五反田 川下流	五反田 橋	-	-	-	-	-	0.76	-
五反田 川上流	上水道 取水口	-	-	-	-	-	0.77	-
環境基準		0.003mg/ L 以下	検出さ れない こと	0.01mg/ L 以下	0.05mg/ L 以下	0.01mg/ L 以下	10mg/L 以下	0.05mg/L 以下

注) 表中の「<」は、定量下限値未満を示す

出典) 「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成29年、鹿児島県)

(3) 地下水の状況

事業実施想定区域及びその周辺では、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく継続監視調査及び概況調査が表3.1-23のとおり実施されている。

表 3.1-23 地下水に係る常時監視結果（平成28年度）

市町	調査地点数	環境基準超過地点数
薩摩川内市	10	0

出典）「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成29年、鹿児島県）

(4) 水質汚濁に係る苦情の発生件数

水質汚濁に係る苦情の発生件数は、表3.1-24に示すとおりであり、過去5年間（平成24～28年度）で年間に3～9件発生している。

表 3.1-24 水質汚濁に係る苦情の発生件数

市町	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
薩摩川内市	9	3	3	4	4
いちき串木野市	0	0	0	0	0

出典）「平成25～29年版 環境白書（資料編）」（平成26～30年、鹿児島県）

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

① 土壌及び土壌汚染の状況

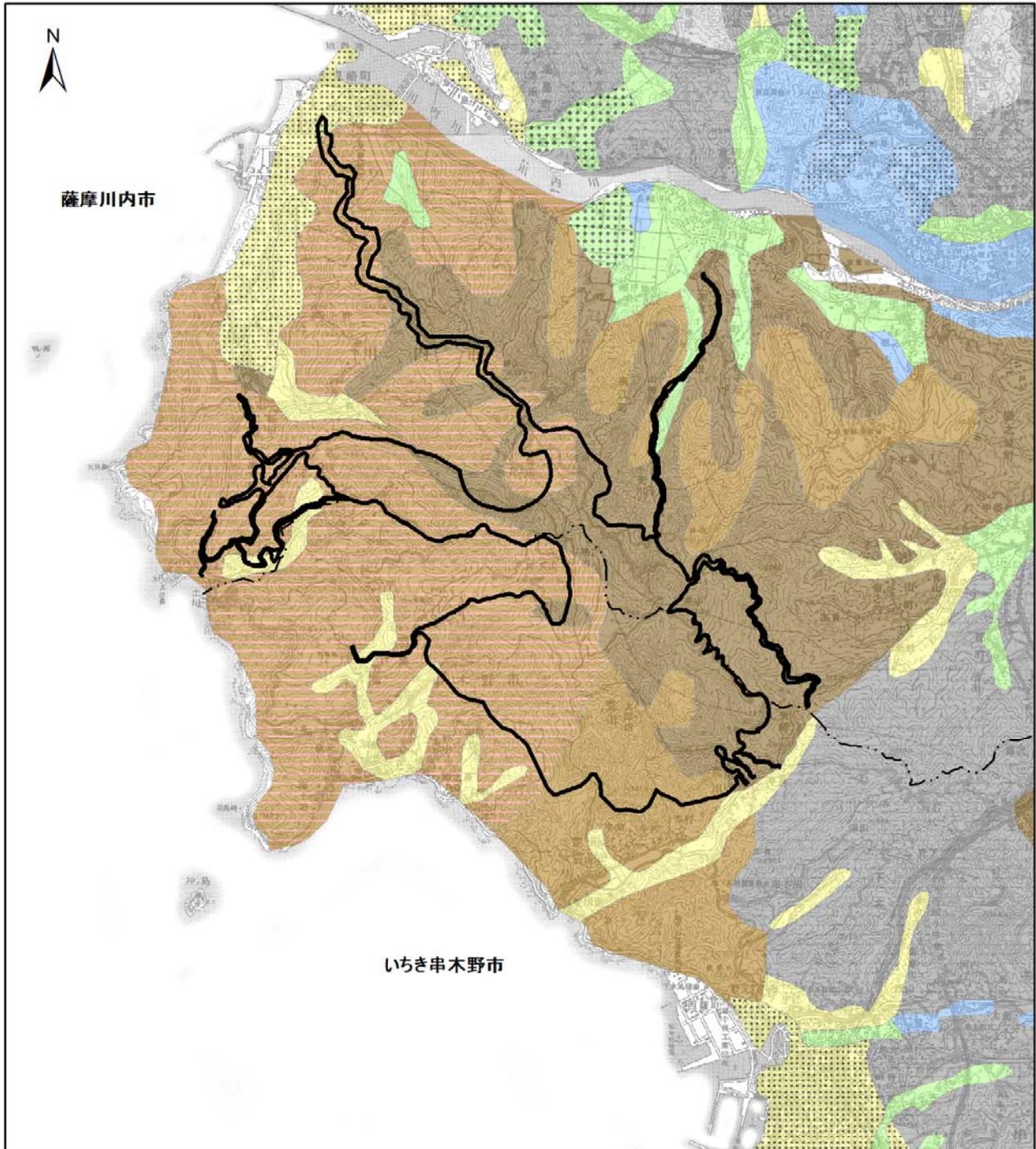
事業実施想定区域及びその周辺における土壌の状況は、図 3.1-9 に示すとおりであり、事業実施想定区域は主に乾性褐色森林土壌（赤褐色系）、乾性褐色森林土壌及び褐色森林土壌が分布し、その周囲に淡色黒ボク土壌やグライ土壌が分布する。

事業実施想定区域及びその周辺では、ダイオキシン類の調査が表 3.1-25 に示すとおり実施されており、全ての地点で環境基準に適合している。

表 3.1-25 土壌におけるダイオキシン類の調査結果（平成 28 年度）

市町	地点名	測定値 (pg-TEQ/L)	環境基準
薩摩川内市	川内南中学校	0.13	1,000 pg-TEQ/L 以下
	水引小学校	0.20	
	小倉グランドゴルフ場	0.54	
いちき串木野市	冠嶽	8.5	
	生福①～⑤（5地点）	7.5～15	

出典) 「平成 28 年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果について」
(平成 29 年、鹿児島県)



凡 例

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> □ 事業実施想定区域 ■ 粗粒風化火山抛出物未熟土壤 ■ 乾性褐色森林土壤(赤褐色) ■ 乾性褐色森林土壤 ■ 褐色森林土壤 ■ 黄色土壤 ■ 黒ボク土壤 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 淡色黒ボク土壤 ■ 灰色低地土壤 ■ 細粒灰色低地土壤 ■ 粗粒グライ土壤 ■ グライ土壤 ■ 砂丘未熟土壤 |
|---|---|

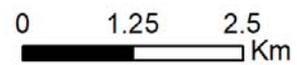


図3.1-9 土壤図

出典)「20万分の1土地分類基本調査(鹿児島)地形分類図」(昭和44年、国土交通省HP)

(2) 地盤の状況

「平成 28 年度 全国の地盤沈下地域の概況」（平成 30 年、環境省）によると、事業実施想定区域及びその周辺において、地盤沈下は認められていない。また、地盤沈下を起こしやすいと言われている約 260 万年前に相当する年代（第四紀）に堆積した地層は、事業実施想定区域及びその周辺に分布していない。

地盤沈下に係る苦情の発生件数は、表 3.1-26 に示すとおりであり、過去 5 年間（平成 24～28 年度）発生していない。

表 3.1-26 地盤沈下に係る苦情の発生件数

市町	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
薩摩川内市	0	0	0	0	0
いちき串木野市	0	0	0	0	0

出典) 「平成 25～29 年版 環境白書(資料編)」(平成 26～30 年、鹿児島県)

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

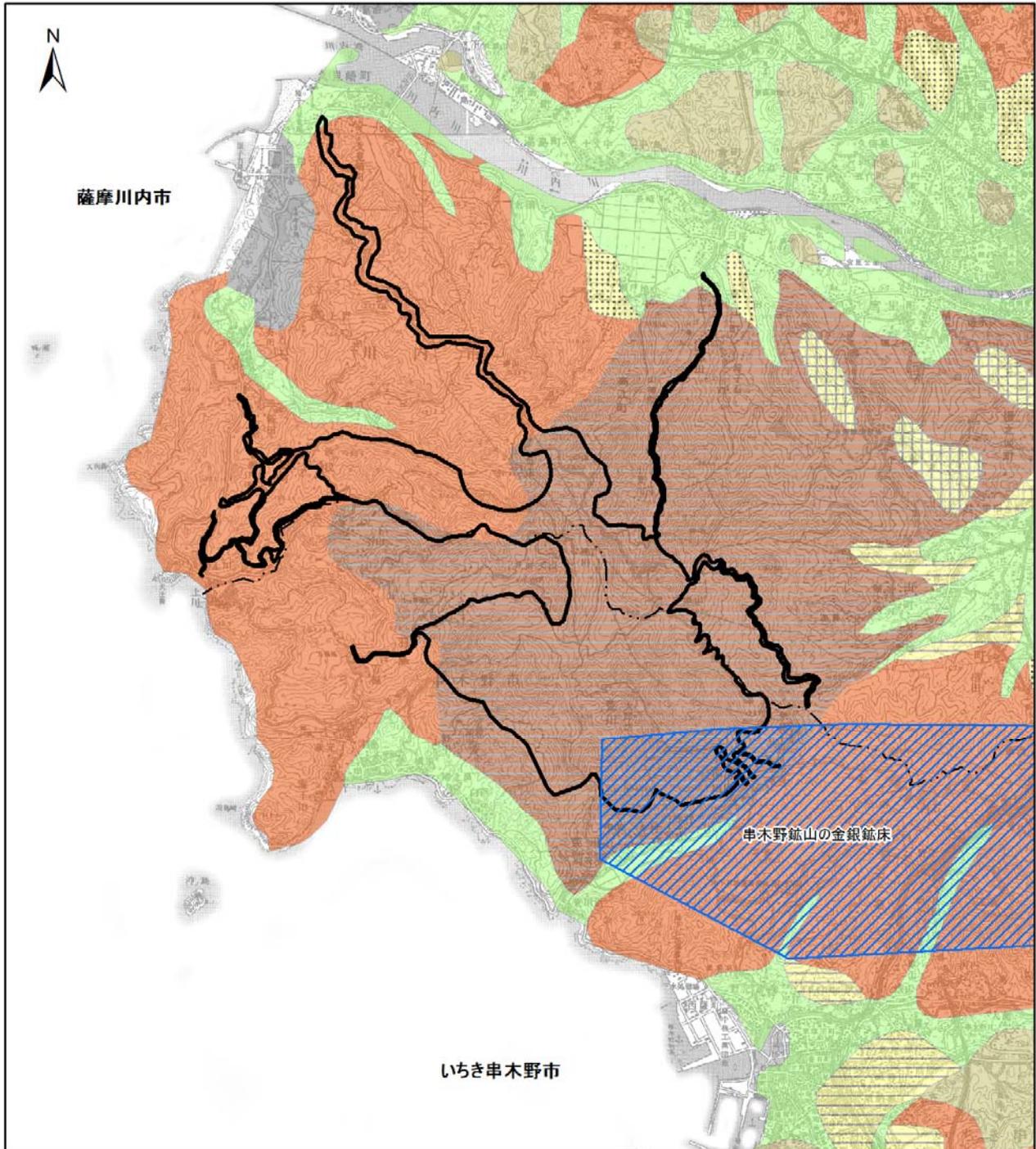
事業実施想定区域及びその周辺における地形分類図は、図 3.1-10 に示すとおりであり、事業実施想定区域は、主に小起伏火山地及び中起伏火山地からなり、その周囲は三角州性低地や砂礫台地が点在している。

(2) 地質の状況

事業実施想定区域及びその周辺における表層地質図は、図 3.1-11 に示すとおりであり、事業実施想定区域は、主に安山岩質岩石が分布し、その周囲に玄武岩質岩石やシラス、礫・砂・粘土が分布している。

(3) 重要な地形及び地質

事業実施想定区域には、「日本の地形レッドデータブック第1集 新装版」(平成12年、日本の地形レッドデータブック作成委員会)、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、鹿児島県文化財保護条例(昭和30年鹿児島県条例第48号)及び「日本の典型地形」(平成11年、国土地理院)において指定された重要な地形及び地質は存在しない。また、「鹿児島のすぐれた自然」(平成12年、鹿児島県公害防止協会)における「形態、産状が特異で学術上の価値が高いもの」として、事業実施想定区域の南側に「串木野鉦山の金銀鉦床」が存在する(図 3.1-10)。

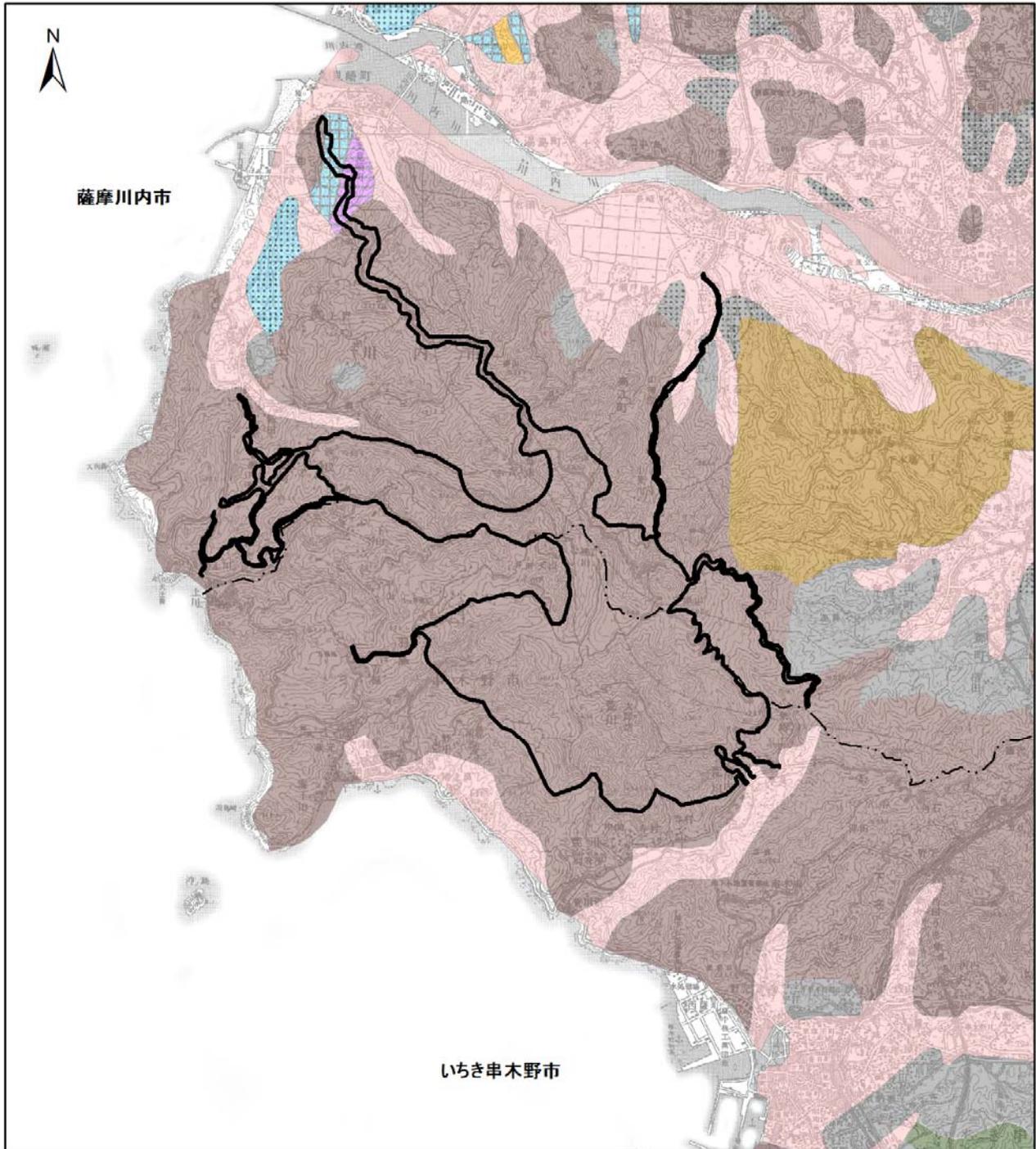


凡 例	
事業実施想定区域	砂礫台地(下位)
中起伏火山地	シラス台地(中位)
小起伏火山地	三角州性低地
小起伏丘陵地	自然堤防・砂州・砂丘
岩石台地(上位)	
重要な地形及び地質	

0 1.25 2.5
 Km

図3.1-10 地形分類図

出典) 「20万分の1土地分類基本調査(鹿児島)地形分類図」(昭和43年、国土交通省HP)
「鹿児島島のすぐれた自然」(平成12年、鹿児島県公害防止協会)



凡 例

- | | |
|------------------|----------|
| □ 事業実施想定区域 | ■ 安山岩質岩石 |
| ■ 砂・礫・粘土 | ■ 玄武岩質岩石 |
| ■ 溶結凝灰岩 | ■ 石灰岩 |
| ■ 砂 | ■ シラス |
| ■ 砂岩 | ■ 二次シラス |
| ■ 砂岩・頁岩およびこれらの互層 | |
| ■ 頁岩 | |

0 1.25 2.5 Km

図3.1-11 表層地質図

出典) 「20万分の1土地分類基本調査(鹿児島)地形分類図」(昭和43年、国土交通省HP)

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息の状況

事業実施想定区域及びその周辺の動物の生息状況を把握するに当たり、収集した文献その他の資料は表 3.1-27 に示すとおりである。

表 3.1-27 動物に係る収集文献

No.	収集文献	分類群					
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	魚類・底生動物
1	「鹿児島県自然愛護協会報告第2号鹿児島県西部及び北部地域自然環境保全基本調査書」（昭和49年、鹿児島県自然愛護協会）	○	○		○	○	○
2	「Nature of Kagoshima 30、32、33、34、35、44.鹿児島県自然愛護協会」（平成16～30年、船越公威ら）	○					○
3	「北薩の自然－鹿児島県の自然調査事業報告書Ⅱ」（平成7年、鹿児島県立博物館）	○	○	○	○	○	○
4	「自然環境調査 Web-GIS 動物情報検索（第2-6回動植物分布調査）」（環境省生物多様性センターHP http://gis.biodic.go.jp/webgis/ ）	○	○	○	○	○	○
5	「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物－鹿児島県レッドデータブック動物編」（平成15年、鹿児島県環境生活部環境保護課）	○	○	○	○	○	○
6	「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編－鹿児島県レッドデータブック2016－」（平成28年、鹿児島県環境林務部自然保護課）	○	○	○	○	○	○
7	「鹿児島県の野鳥」（昭和62年、鹿児島県保健環境部環境管理課）		○				
8	「鹿児島県産鳥類リスト.鹿児島県立博物館研究報告18.鹿児島県立博物館」（平成11年、所崎聡・山元幸夫）		○				
9	「鹿児島県立博物館研究報告2、3、12号.鹿児島県立博物館」（昭和58年、昭和59年、平成5年、中間弘ら）	○	○			○	
10	「鹿児島県蝶類研究報告第2部鹿児島県の蝶類」（昭和37年、福田晴夫・田中洋）					○	
11	「SATSUMA 4(11)～53(128)」（昭和31～平成15年、鹿児島県昆虫同好会）					○	
12	「川の生きもの図鑑－鹿児島の水辺から」（平成14年、鹿児島県の自然を記録する会）	○	○	○		○	○

① 動物相の状況

事業実施想定区域及びその周辺における動物相の概要は、表 3.1-28 に示すとおりである。

表 3.1-28 文献その他の資料による動物相の概要

分類群	確認種数	主な確認種
哺乳類	14 科 29 種	コウベモグラ、ニホンザル、ヤマネ、カヤネズミ、ニホンジカ 等
鳥 類	49 科 157 種	ヒドリガモ、アオバト、コサギ、サシバ、ハシボソガラス 等
爬虫類	8 科 13 種	ニホンイシガメ、ニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ 等
両生類	5 科 7 種	アカハライモリ、ニホンアマガエル、トノサマガエル、ヌマガエル 等
昆虫類	83 科 538 種	キイロサナエ、クツワムシ、ヒグラシ、ヒメガムシ、モンキアゲハ 等
魚 類	25 科 53 種	ニホンウナギ、カワムツ、ミナミメダカ、ドンコ、マハゼ 等
底生動物	47 科 93 種	マルタニシ、マシジミ、モクズガニ、ハクセンシオマネキ 等

② 動物の重要な種及び注目すべき生息地

事業実施想定区域及びその周辺における動物の重要な種及び注目すべき生息地は、表 3.1-29 に示す法令や規則等の選定根拠に基づいて選定した。

表 3.1-29 動物の重要な種及び注目すべき生息地の選定根拠

選定根拠		ランク
重要な種	A 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・国指定特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(天) ・県指定天然記念物(県天)
	B 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	・国際希少野生動植物種(国際) ・国内希少野生動植物種(国内)
	C 「環境省レッドリスト 2017」(平成 29 年、環境省)	・絶滅(EX) ・情報不足(DD) ・野生絶滅(EW) ・絶滅のおそれのある地域個体群(LP) ・絶滅危惧 I A 類(CR) ・絶滅危惧 I B 類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT)
	D 「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編ー鹿児島県レッドデータブック 2016ー」(平成 28 年、鹿児島県) ※注 1) 分布特性上重要な種については、分布の境界ではあるが、現在のところ県内ではごく普通に見られる種であるため、選定基準から除外した。	〈種・亜種〉 〈地域個体群〉 ・絶滅(絶滅) ・消滅(消地) ・野生絶滅(野絶) ・野生消滅(地野消) ・絶滅危惧 I 類(I 類) ・消滅危惧 I 類(地 I 類) ・絶滅危惧 II 類(II 類) ・消滅危惧 II 類(地 II 類) ・準絶滅危惧(準絶) ・準消滅危惧(地準消) ・情報不足(不足) ・情報不足(地不足)
	E 「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成 15 年 3 月 25 日条例第 11 号)	・指定希少野生動植物(指定)
	F 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成 12 年、日本水産資源保護協会)	・絶滅危惧種(水絶滅) ・減少傾向(減少) ・危急種(危急) ・普通(普通) ・希少種(希少) ・地域個体群(地域) ・減少種(減少)
注目すべき生息地	A 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・国指定特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(天) ・県指定天然記念物(県天)
	G 「日本のラムサール条約湿地」(平成 13 年、環境省)	・ラムサール条約登録湿地
	H 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)	・鳥獣保護区
	I 「重要野鳥生息地(IBA)」(日本野鳥の会)	・重要野鳥生息地
	J 「第 2 回自然環境保全基礎調査」(昭和 56 年、環境庁)	・重要な生息地
	K 「鳥類等に関する風力発電使節立地適正化のための手引き」(平成 27 年、環境省)	・生息確認地
L 生物多様性の観点から重要度の高い湿地(平成 28 年 環境省)	・重要な湿地	

イ. 動物の重要な種

動物の重要な種の選定結果は表 3.1-30～表 3.1-36 に示すとおりであり、哺乳類 7 種、鳥類 36 種、爬虫類 4 種、両生類 2 種、昆虫類 67 種、魚類 14 種及び底生動物 49 種が確認されている。

表 3.1-30 哺乳類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	F	
1	コウモリ	ヒナコウモリ	ホンドノレンコウモリ			VU	II 類		1・3
2			ヤマコウモリ			VU	II 類		1・3
3	ネズミ	リス	ニホンリス			LP ^{注 3}			3
4		ヤマネ	ヤマネ	天			I 類		3
5		ネズミ	ヒメネズミ				準絶		1・3・12
6			カヤネズミ				II 類		1・2・3・5・6・12
7	ネコ	イヌ	キツネ				II 類		2・3・4・6・12
計	3 目	5 科	7 種	1 種	0 種	3 種	6 種	0 種	

- 注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成 29 年度版、国土交通省)に従った。
 2. 文献 No. は表 3.1-27、重要な種の選定根拠は表 3.1-29 に対応する。
 3. 九州地方の地域個体群

表 3.1-31(1) 鳥類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	F	
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	不足		4・6
2			ヤマドリ(コシジロ)			NT	準絶		7
3	カモ	カモ	ヒシクイ	天		VU	II 類		5・6
4			ツクシガモ			VU	I 類		5・6
5			オシドリ			DD	不足		4・7・9・12
6			トモエガモ			VU			1・7・9
7	カツオドリ	ウ	ヒメウ			EN	I 類		6・7
8	ペリカン	サギ	サンカノゴイ			EN	I 類		1・3・5・6・7・8
9			ヨシゴイ			NT	I 類		6
10			チュウサギ			NT	準絶	希少	3・4・7
11	ツル	ツル	マナヅル	特天	国際	VU	II 類		5・6
12			ナベヅル	特天	国際	VU	II 類		5・6
13		クイナ	ヒクイナ			NT	II 類		4・7
14	チドリ	チドリ	ケリ			DD	不足		4・6
15			イカルチドリ				II 類		4
16			シロチドリ			VU	II 類		4・7
17		シギ	オオソリハシシギ			VU	II 類		7
18			タカブシギ			VU	II 類		7
19			オバシギ		国際				7
20			ハマシギ			NT	準絶		4・7
21		カモメ	コアジサシ			VU	I 類		5・6・7
22		ウミスズメ	ウミスズメ			CR	不足	危惧	3・7
23			カンムリウミスズメ	天		VU	不足	危惧	3・5・6・7
24	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	準絶		3・4・5・6・7
25		タカ	オジロワシ	天	国内	VU			1・8
26		チュウヒ			国内	EN	II 類		3・5・6・7・12

表 3.1-31(2) 鳥類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	F	
27	タカ	タカ	ツミ				不足		7
28			ハイタカ			NT	準絶		7
29			ハチクマ			NT	準絶		5・6
30			オオタカ			NT	II類		5・6
31			サシバ			VU	II類		4・7
32	フクロウ	フクロウ	コノハズク				不足		5・6・7
33	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	II類		1・3・5・6
34	スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ		国内	EN	I類		6
35		センニュウ	ウチヤマセンニュウ			EN	II類		6
36		ホオジロ	ノジコ			NT			4
計	10目	17科	36種	5種	7種	32種	32種	3種	

- 注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「鳥類目録改訂第7版」(平成24年、日本鳥類学会)に従った。
 2. 文献 No. は表 3.1-27、重要な種の選定根拠は表 3.1-29 に対応する。
 3. 文化財保護法における国指定特別天然記念物「鹿児島県のツルおよびその渡来地」に係る種として、ナベヅル、マナヅルを「特天」とした

表 3.1-32 爬虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	F	
1	カメ	ウミガメ	アカウミガメ			EN	II類	希少	3
2		イシガメ	ニホンイシガメ			NT	準絶		3・4・12
3		スッポン	ニホンスッポン			DD			3・4・12
4	有隣	ヤモリ	ニシヤモリ				準絶		5・6
計	2目	4科	4種	0種	0種	3種	3種	1種	

- 注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成29年度版、国土交通省)に従った。
 2. 文献 No. は表 3.1-27、重要な種の選定根拠は表 3.1-29 に対応する。

表 3.1-33 両生類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	F	
1	有尾	イモリ	アカハライモリ			NT	準絶		1・4
2	無尾	アカガエル	トノサマガエル			NT	準絶		4
計	2目	2科	2種	0種	0種	2種	2種	0種	

- 注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成29年度版、国土交通省)に従った。
 2. 文献 No. は表 3.1-27、重要な種の選定根拠は表 3.1-29 に対応する。

表 3.1-34(1) 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.	
				A	B	C	D	F		
1	トンボ	イトトンボ	セスジイトトンボ				準絶		4・6・11	
2			オオイトトンボ				準絶		4・5・6・11・12	
3			ベニイトトンボ			NT	II類		3・5・6・9・11	
4			モートンイトトンボ			NT	I類		5・6	
5		サナエトンボ	キヒロサナエ			NT	準絶		4・6・11	
6			タバサナエ			NT	II類		4・5・6・11・12	
7		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ			NT	準絶		6・11	
8		エゾトンボ	ハネピロエゾトンボ			VU	準絶		1・3・6・11	
9		トンボ	ベッコウトンボ		国内	CR	I類		3・5・6・9・11・12	
10			アキアカネ				I類		4	
11	カメムシ	アメンボ	エサキアメンボ			NT	II類		6	
12		コオイムシ	コオイムシ			NT	II類		5・6	
13			タガメ			VU	I類		3・5・6	
14		キンカメムシ	アカスジキンカメムシ				不足		6	
15	コウチュウ	ハンミョウ	ヨドシロヘリハンミョウ			VU	I類		4・5・6・12	
16			カワラハンミョウ			EN	I類		5	
17			ルイスハンミョウ			EN	II類		5・12	
18			シロヘリハンミョウ			NT			11	
19		オサムシ	セアカオサムシ			NT	準絶		3・4・5・6・11	
20		コツブゲンゴロウ	ムツボシツバコツブゲンゴロウ			VU			4・11	
21		ゲンゴロウ	マルチビゲンゴロウ				NT			11
22			コマルケシゲンゴロウ				NT			4・11
23			オオマルケシゲンゴロウ				NT			4・11
24			マルケシゲンゴロウ				NT			4・11
25			コウベツブゲンゴロウ				NT			4・11
26			ルイスツブゲンゴロウ				VU	II類		4・6・11
27			シャープツブゲンゴロウ				NT			4・11
28			キベリクロヒメゲンゴロウ				NT			4・11
29			キベリマメゲンゴロウ				NT			4・11
30			クロゲンゴロウ				NT	準絶		4・11
31			ゲンゴロウ				VU	絶滅		6
32			コガタノゲンゴロウ				VU			4・5・11
33		ミズスマシ	オオミズスマシ			NT	II類		4・11	
34			コミズスマシ			EN	II類		6・11	
35			ヒメミズスマシ			EN	I類		4・6・11	
36		ガムシ	ミユキシジミガムシ			NT			11	
37		コガネムシ	オオチャイロハナムグリ			NT	準絶		4	
38		テントウムシ	ハラグロオオテントウ				不足		6	
39		ツチハンミョウ	ヒラズゲンセイ				準絶		6	
40		カミキリムシ	ヨツボシカミキリ			EN	準絶		11	
41			トラフカミキリ				準絶		11	
42		ハチ	ベッコウバチ	アオスジベッコウ			DD		11	
43		ハエ	ブユ	サツマツノマユブユ			EN	不足	6	
44		チョウ	セセリチョウ	ミヤマセセリ				II類		5・6・11
45				ホソバセセリ				II類		11
46				ギンイチモンジセセリ			NT	準絶		4・5・6・11
47			アゲハチョウ	オナガアゲハ				II類		1・5・6・10・11
48			シロチョウ	ツマグロキチョウ			EN			10・11
49			シジミチョウ	コツバメ				II類		11
50	スギタニルリシジミ九州亜種						準絶		4・6	
51	キリシマミドリシジミ本州以南亜種						準絶		3・4・5・6・11	
52	タイワンツバメシジミ本土亜種					EN	I類		5・10・11	

表 3.1-34(2) 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.	
				A	B	C	D	F		
53	チョウ	シジミチョウ	ルーミスシジミ			VU	I 類		4・6	
54			トラフシジミ				準絶		1・3・5・6・11	
55			カラスシジミ				準絶		3・4・5・6・11・12	
56		タテハチョウ	サカハチチョウ				II 類		5・11	
57			ミドリヒョウモン				準絶		1・10・11	
58			ウラギンスジヒョウモン			VU	I 類		1・5・6・10・11	
59			オオウラギンスジヒョウモン				II 類		3・5・6・11	
60			メスグロヒョウモン				準絶		5・6・11	
61			ウラギンヒョウモン				II 類		5・10・11	
62			オオウラギンヒョウモン			CR	I 類		3・6・10・11	
63			クモガタヒョウモン				II 類		3・5・6・11	
64			ヒオドシチョウ				準絶		5・6・11	
65			ジャノメチョウ	ウラナミジャノメ本土亜種			VU			11
66		ヒトリガ	ベニモンコノハ				不足		6	
67			キシタアツバ			NT			11	
計		6 目	27 科	67 種	0 種	1 種	44 種	51 種	0 種	

注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成 29 年度版、国土交通省)に従った。
 2. 文献 No. は表 3.1-27、重要な種の選定根拠は表 3.1-29 に対応する。

表 3.1-35 魚類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	F	
1	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	I 類		2・12
2	コイ	コイ	ヤリタナゴ			NT			2・12
3		ドジョウ	ドジョウ			NT	準絶		4・12
4			ヤマトシマドジョウ			VU	準絶		4
5	ナマズ	ギギ	アリアケギバチ			VU	I 類		2・6
6	ダツ	メダカ	ミナメダカ (薩摩型)			VU	準絶		4・12
7	スズキ	イソギンボ	トサカギンボ				準絶		6
8		ハゼ	チワラスボ			EN	II 類		5・6・12
9			シロウオ			VU	II 類		5・6・12
10			イドミミズハゼ			NT	I 類	希少	5・6・12
11			ヒモハゼ			NT	準絶		6
12			チクゼンハゼ			VU	準絶		5・6
13			マサゴハゼ			VU	準絶		6
14			オオヨシノボリ					準絶	
計	5 目	7 科	14 種	0 種	0 種	12 種	13 種	1 種	

注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成 29 年度版、国土交通省)に従った。
 2. 文献 No. は表 3.1-27、重要な種の選定根拠は表 3.1-29 に対応する。

表 3.1-36 底生動物の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.			
				A	B	C	D	F				
1	カサガイ	ユキノカサガイ	ツボミガイ (ツボミ)			NT			4			
2	アマオブネガイ	アマオブネガイ	ヒメカノコガイ (ヒメカノコ)			NT			5・12			
3			ヒロクチカノコガイ			NT	II 類	希少	5			
4		ユキスズメガイ	ミヤコドリガイ (ミヤコドリ)			NT			5			
5		新生腹足	タニシ	マルタニシ			VU	準絶		1・4・5・12		
6	オオタニシ					NT	準絶		4			
7	オノツノガイ		コゲツノガイ (コゲツノ)			VU	準絶		5・6・12			
8	ウミニナ		ウミニナ			NT			4・5・6・12			
9			イボウミニナ			VU	準絶		4・5			
10	トゲカワニナ		タケノコカワニナ			VU	準絶		4・5・6・12			
11	キバウミニナ		フトヘタリガイ (フトヘタリ)			NT			1・4・5・6・12			
12			ヘナタリガイ (ヘナタリ)			NT			4・5・6・12			
13			カワアイガイ (カワアイ)			VU			4・5			
14	ワカウラツボ		カワグチツボ			NT	準絶		5			
15	カワザンショウガイ		カワザンショウガイ	クリイロカワザンショウガイ			NT	II 類		1・4・5		
16				サツマクリイロカワザンショウガイ					I 類		4・5	
17				ヨシダカワザンショウガイ			NT		I 類		4・5	
18				ツブカワザンショウガイ			NT				4・5	
19				カワザンショウガイ					準絶		1・4・5・12	
20				ムシヤドリカワザンショウガイ			NT				4・5	
21				ウスイロヘソカドガイ					準絶		4	
22				オオウスイロヘソカドガイ					準絶		4・5	
23				クビキレガイ	ヤマトクビキレガイ					準絶		4・5
24				エゾマメタニシ	ヒメマルマメタニシ			VU	II 類		4・5	
25	ミズゴマツボ		ミズゴマツボ			VU	準絶	希少	4・5・12			
26	汎有肺		オカミミガイ	カシノメガイ				準絶		4・5		
27				カタシノミミミガイ			NT	I 類		5・6		
28				ヒメシノミミミガイ			CR+EN			6		
29				シノミミミガイ			CR+EN	I 類		5		
30		マクスジコミミガイ				NT	準絶		4・5			
31		モノアラガイ	モノアラガイ			NT	準絶		4・5			
32		ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ			DD	準絶		4・5			
33			ヒメヒラマキミズマイマイ			EN			4			
34			ヒラマキガイモドキ			NT	準絶		4・5			
35		カワコザラガイ	カワコザラガイ				準絶		4			
36	ウグイスガイ	マクガイ	マクガイ				準絶		6			
37	イシガイ	イシガイ	ニセマツカサガイ			VU	準絶		2・5・6・12			
38			マツカサガイ			NT	II 類		5			
39			ヌマガイ				準絶		2			
40	マルスダレガイ	シジミ	ヤマトシジミ			NT			4・12			
41			マシジミ			VU	準絶		4			
42		マルスダレガイ	ハマグリ			VU			5・6・12			
43		ニッコウガイ	ユウシオガイ			NT			5・6・12			
44		シオサザナミ	ハザクラガイ (ハザクラ)			NT			1・5・6・12			
45		チドリマスオ	クチバガイ			NT			1・4・5・6・12			
46	エビ	モクズガニ	ヒメケフサイソガニ				I 類		5・6			
47			ヒメヒライソモドキ					II 類		6		
48		オサガニ	オサガニ				準絶		5・6			
49		スナガニ	ハクセンシオマネキ			VU	準絶		5・6・12			
計	8 目	27 科	49 種	0 種	0 種	37 種	33 種	2 種				

注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成 29 年度版、国土交通省)に従った。

2. 文献 No. は表 3.1-27、重要な種の選定根拠は表 3.1-29 に対応する。

ロ. 希少猛禽類の生息分布図

事業実施想定区域及びその周辺において、生息分布が確認された猛禽類はなかった。

ハ. 鳥類の渡り経路

「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 27 年、環境省）によると、サシバ、ハチクマ、ノスリ、アカハラダカ及びツル類の渡りの経路に関する情報は、以下に示すとおりである。

サシバは、事業実施想定区域周辺において日中の渡りの経路として記録がある。（図 3.1-12～図 3.1-13）

ハチクマ、ノスリは、事業実施想定区域を主要な渡りの経路としていない。（図 3.1-14～図 3.1-17）

アカハラダカは、秋季の出現ピークが 9 月中旬であり、対馬から九州北西部に入り、そのまま南下した後に南西諸島に渡るため、事業実施想定区域を通過している可能性がある。春季の出現ピークは 5 月中旬から下旬であるが、秋季ほど大きな群れで渡らないことから、観察記録が少ない。（図 3.1-18）

ツル類は、90%以上が鹿児島県の出水平野に飛来するとされており、天草、西彼杵半島、平戸を経て対馬に至るコースと、諫早、伊万里、壱岐を経て対馬に至る 2 コースが知られている。事業実施想定区域は、出水平野のツル飛来地の南側に位置しており、主要な渡りの経路から外れている。（図 3.1-19）

また、いちき串木野市の五反田川において、マガンの集結の記録（最大 18 羽/日）がある。

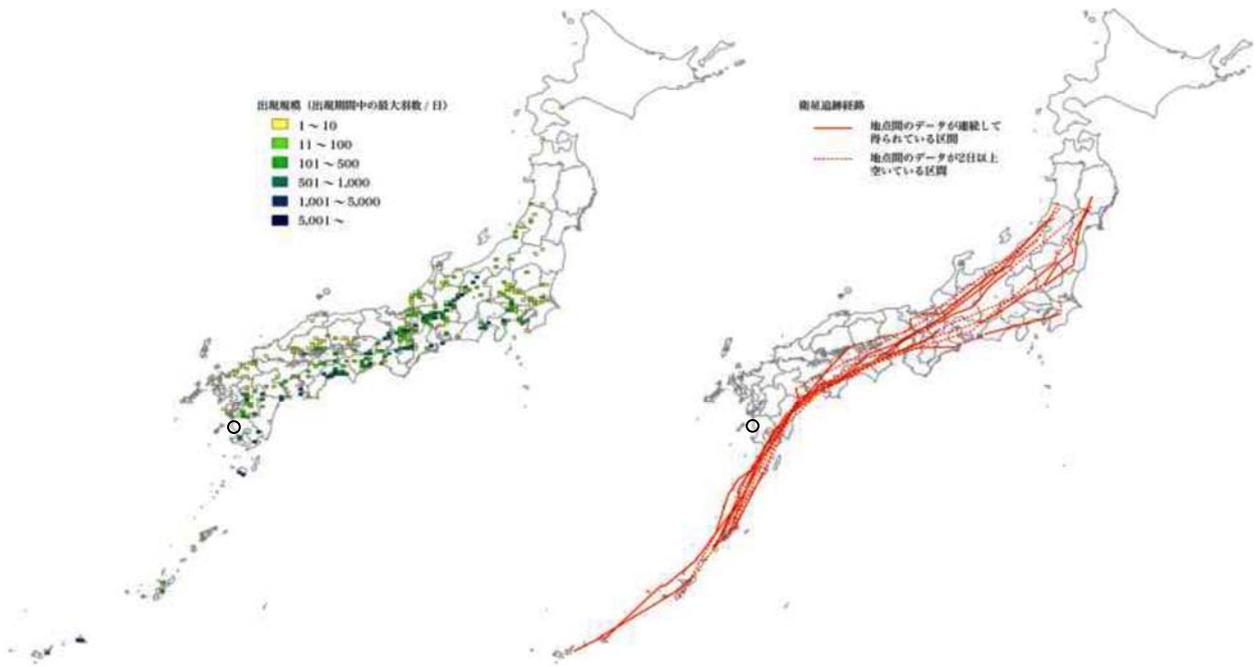


図 3.1-12 サシバの秋季の渡り経路 (○：事業実施想定区域)

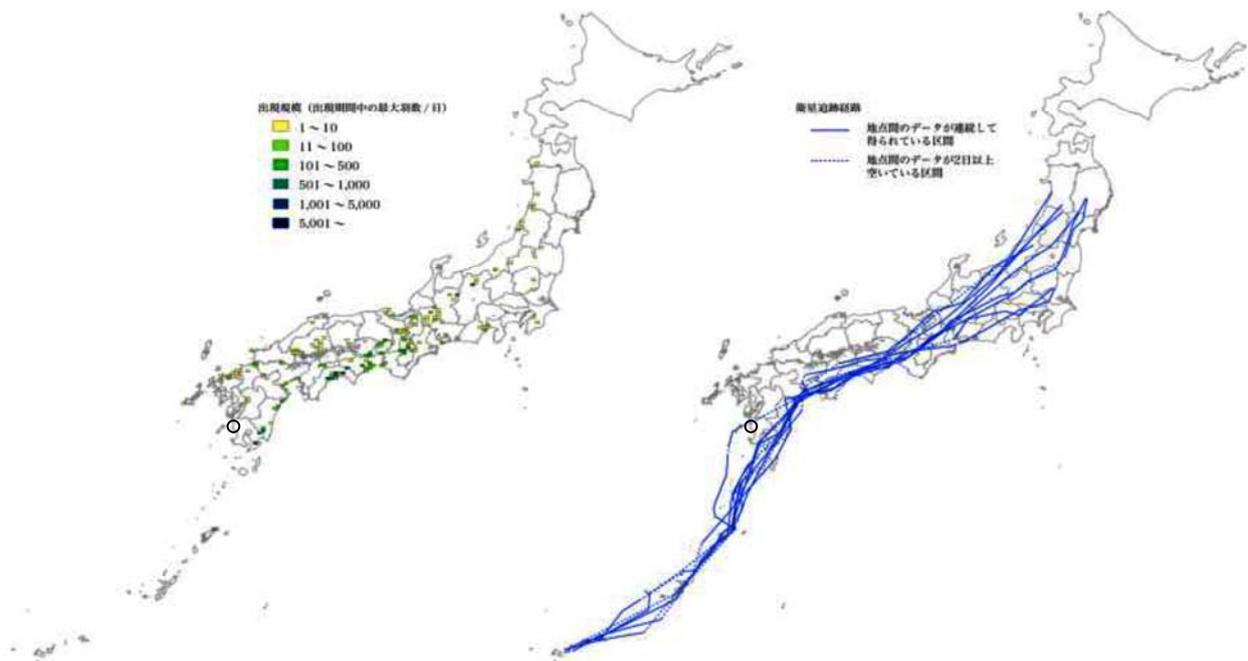


図 3.1-13 サシバの春季の渡り経路 (○：事業実施想定区域)

出典) 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成 27 年、環境省)

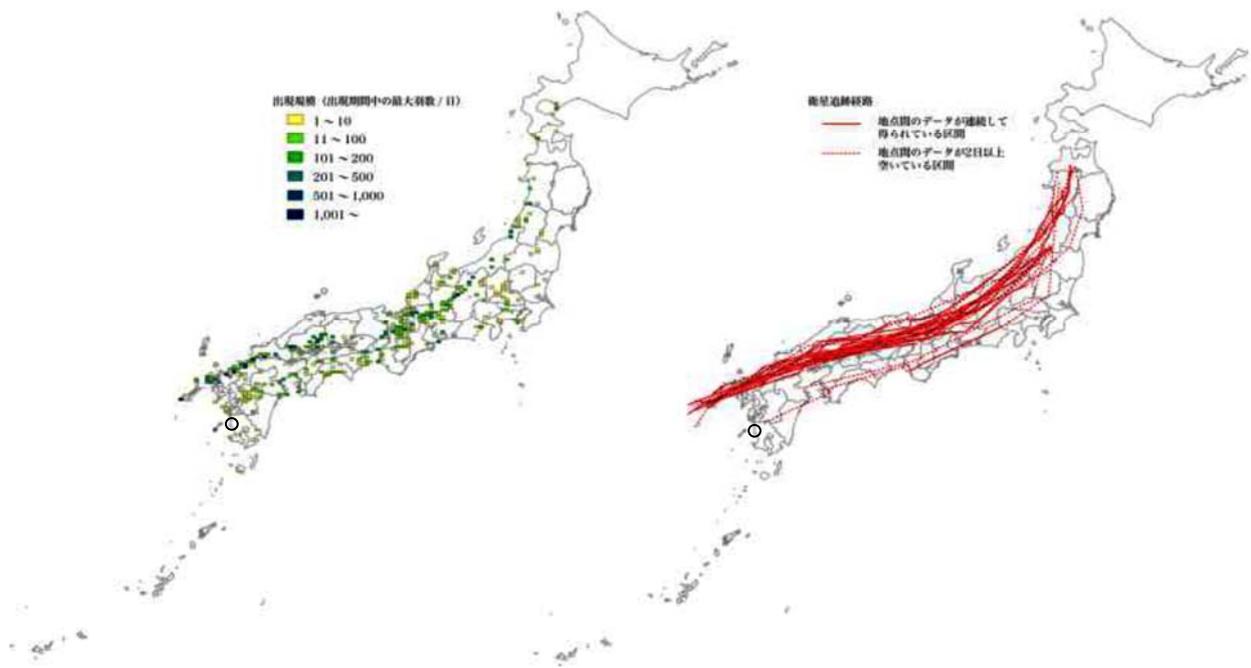


図 3.1-14 ハチクマの秋季の渡り経路（○：事業実施想定区域）

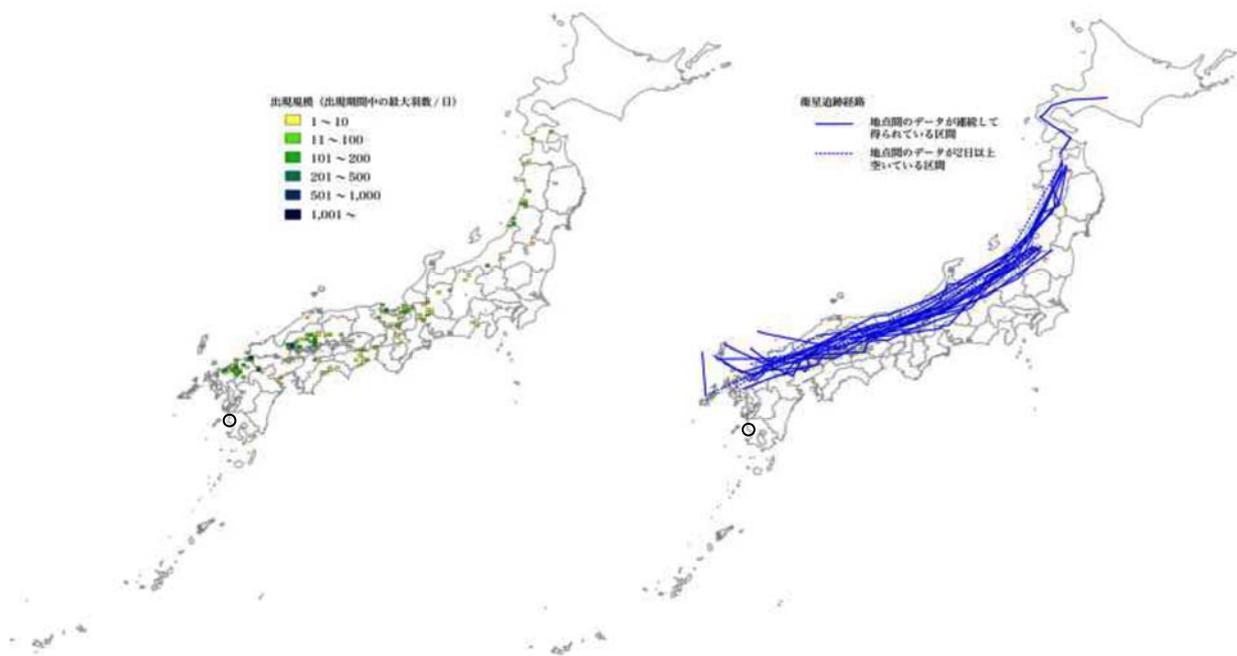


図 3.1-15 ハチクマの春季の渡り経路（○：事業実施想定区域）

出典）「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 27 年、環境省）

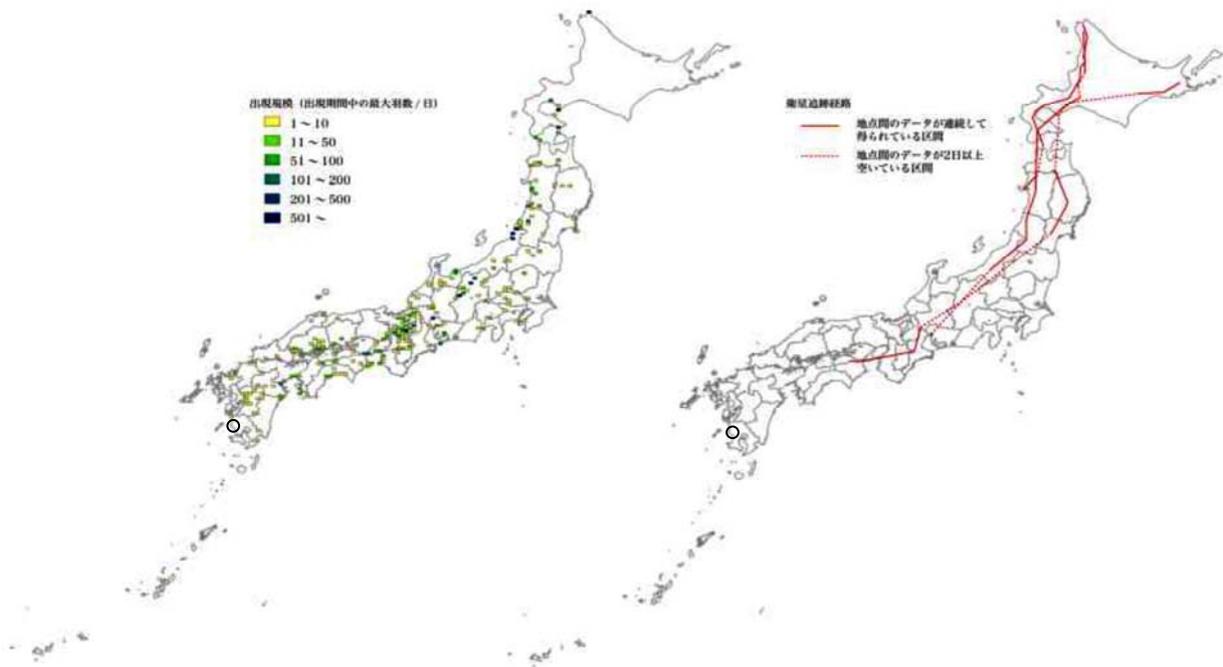


図 3.1-16 ノスリの秋季の渡り経路 (○：事業実施想定区域)

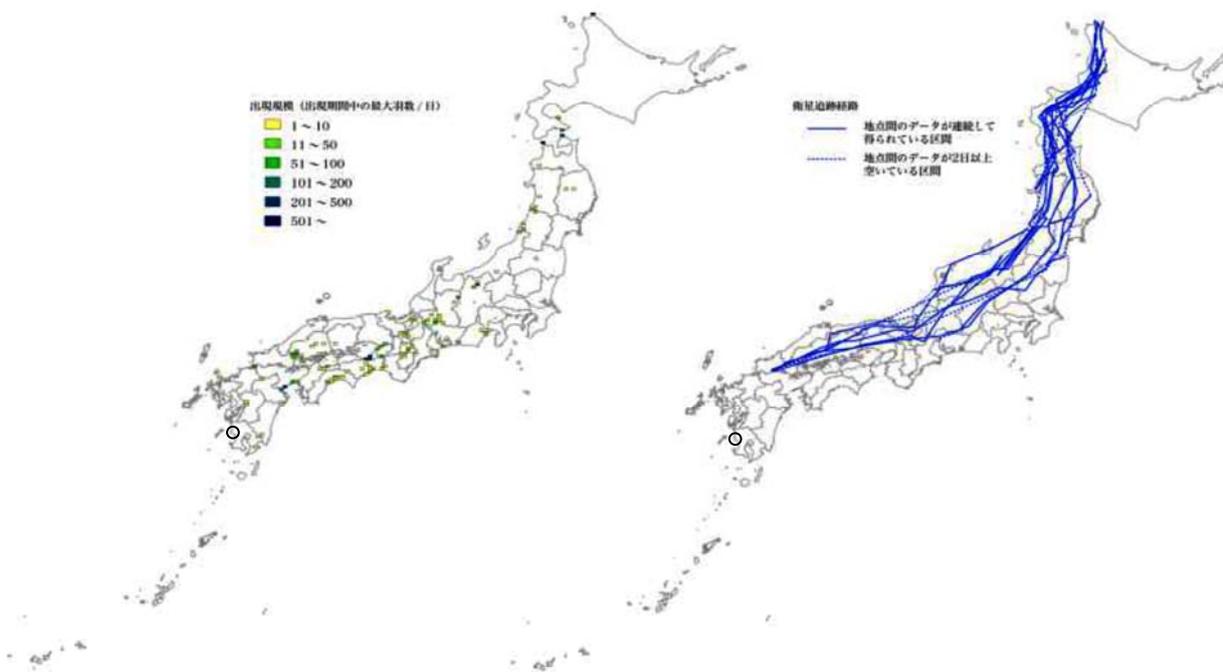


図 3.1-17 ノスリの春季の渡り経路 (○：事業実施想定区域)

出典) 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」 (平成 27 年、環境省)

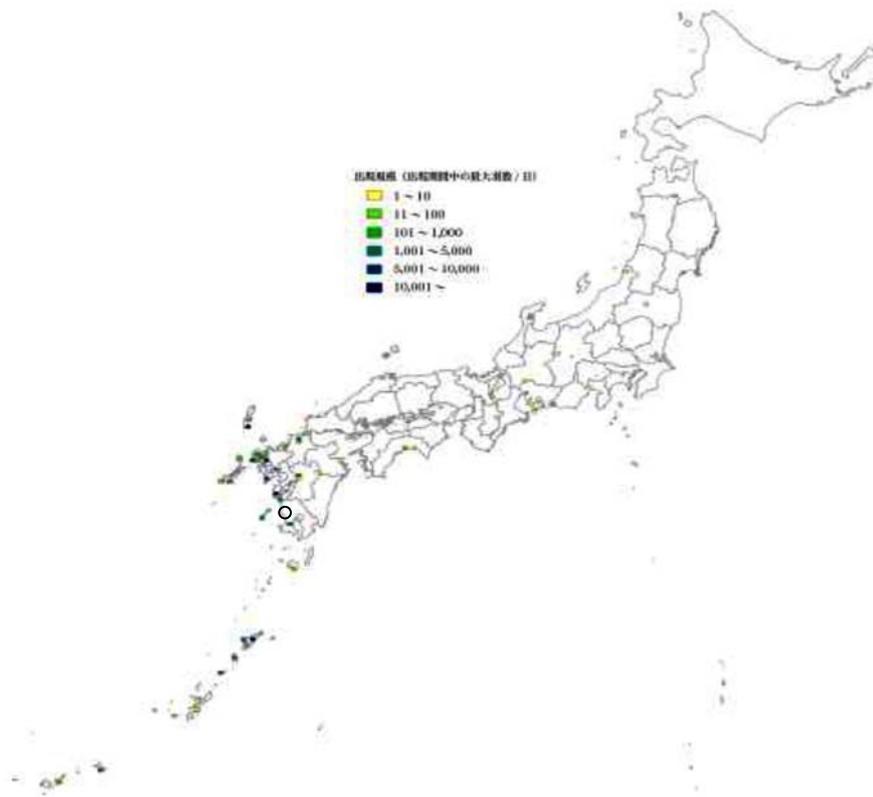


図 3.1-18 アカハラダカの秋季の観察記録（○：事業実施想定区域）



図 3.1-19 ツル類の渡り経路（○：事業実施想定区域）

出典）「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 27 年、環境省）

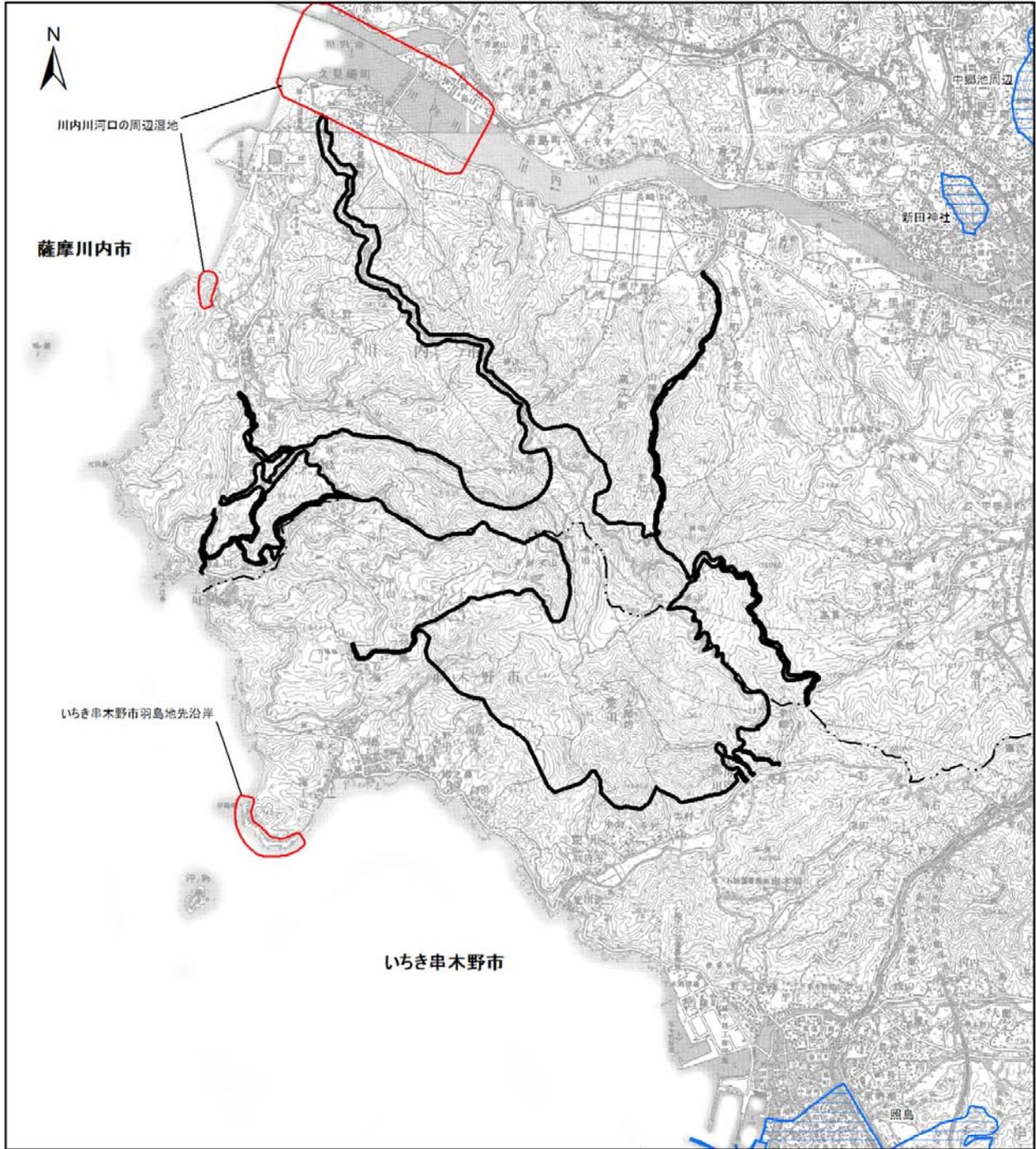
二. 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地の選定結果は表 3.1-37 及び図 3.1-20 に示すとおりであり、事業実施想定区域及びその周辺には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）において指定された鳥獣保護区及び「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（平成 28 年、環境省）において指定された重要湿地がある。

表 3.1-37 動物の注目すべき生息地

名称	選定根拠						
	A	G	H	I	J	K	L
中郷池周辺鳥獣保護区			○				
新田神社鳥獣保護区			○				
照島鳥獣保護区			○				
川内川河口の周辺湿地 サツマキバナガミズギワゴミムシの生息地 ルイスハンミョウ, ヨドシロヘリハンミョウの 生息地							○
いちき串木野市羽島地先沿岸 亜熱帯性のフタエモクが優占する藻場. マメタ フラ, ヤツマタモクの生育数が多い							○

注) 注目すべき生息地の選定根拠は表 3.1-29 に対応する。



<p style="text-align: center;">凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域 鳥獣保護区 重要な湿地 	<p>0 1.25 2.5</p> <p>————— Km</p>
<p style="text-align: right;">図3.1-20 動物の注目すべき生息地</p> <p>出典) 「国土数値情報 鳥獣保護区データ」(平成27年、国土交通省HP) 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(平成28年、環境省)</p>	

(2) 植物の生育の状況

事業実施想定区域及びその周辺の植物の生育を把握するに当たり、収集した文献その他の資料は表 3.1-38 に示すとおりである。

表 3.1-38 植物相に係る収集文献

No.	収集文献
1	「北薩の自然－鹿児島県の自然調査事業報告書Ⅱ」（平成7年、鹿児島県立博物館）
2	「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物－鹿児島県レッドデータブック植物編」（平成15年、鹿児島県環境生活部環境保護課）
3	「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 植物編－鹿児島県レッドデータブック 2016－」（平成28年、鹿児島県環境林務部自然保護課）
4	「改訂 鹿児島県植物目録」（昭和61年、初島住彦（編））

① 植物相の状況

事業実施想定区域及びその周辺における植物相の概要は、表 3.1-39 に示すとおりである。

表 3.1-39 文献その他の資料による植物相の概要

分類群名		科数	種数	主な確認種	
シダ植物		13科	65種	ミズニラ、リュウビンタイ、キクシノブ、サツマハチジョウシダ、オオタニワタリ、ホソバカナワラビ、オニヤブソテツ、キュウシュウイノデ、テツホシダ、ヒメハシゴシダ、オオイワヒトデ、アカウキクサ 等	
種子植物	裸子植物	2科	2種	クロマツ、ラクウショウ	
	被子植物	離弁花類	63科	220種	ジャヤナギ、ハンノキ、スダジイ、イヌビワ、ヤブマオ、ヤドリギ、ツチトリモチ、サクラタデ、オガタマノキ、ヤブニッケイ、ボタンヅル、ナンテン、ジュンサイ、フウトウカズラ、センリョウ、ホソバウマノスズクサ、ヤッコソウ、ヤブツバキ、モウセンゴケ、ハタザオ、イスノキ、トベラ、ザイフリボク、コマツナギ、カワゴケソウ、ヤマヒハツ、マツカゼソウ、ヒナノカンザシ、チャンチンモドキ、ニシキギ、ボンテンカ、コショウノキ、アリアケスミレ、スズメウリ、ミソハギ、オニビシ、ミズユキノシタ、シラネセンキュウ、オオバチドメ 等
		合弁花類	26科	136種	リョウブ、ハヤトミツバツツジ、モクタチバナ、カンザブロウノキ、ネズミモチ、トキワカモメヅル、タニワタリノキ、ハマヒルガオ、イワダレソウ、ニガクサ、ヤマホオズキ、ゴマクサ、ハマウツボ、タヌキモ、キダチニンドウ、カノコソウ、サワギキョウ、マルバテイショウソウ 等
		単子葉植物	21科	218種	ヘラオモダカ、スブタ、コバノヒルムシロ、ホウチャクソウ、ヒメナベワリ、ホテイアオイ、ヒメコウガイゼキショウ、クロホシクサ、ツルヨシ、マコモ、ピロウ、ショウブ、ミクリ、アゼナルコ、アンペライ、コマツカサススキ、ヒメホタルイ、マメツタラン、エビネ、ダルマエビネ、キエビネ、キンラン、ツチアケビ、サギソウ、ムヨウラン、クモラン 等
合計		125科	641種		

② 植生

「第6回－第7回自然環境保全基礎調査」によると、事業実施想定区域及びその周辺の植生の状況は、図3.1-21に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周辺は、主にシイ・カシ二次林、タブノキ・ヤブニッケイ二次林、スギ・ヒノキ・サワラ植林等の森林植生が分布し、一部にススキ群団、水田雑草群落等も分布する。



③ 植物の重要な種及び重要な植物群落等の分布

事業実施想定区域及びその周辺における植物の重要な種及び重要な植物群落等は、表 3.1-40 に示す法令や規則等の選定根拠に基づいて選定した。

表 3.1-40 植物の重要な種及び重要な植物群落等の選定根拠

選定根拠		ランク
植物相	A	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) ・国指定特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(天) ・県指定天然記念物(県天)
	B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号) ・国際希少野生動植物種(国際) ・国内希少野生動植物種(国内)
	C	「環境省レッドリスト 2017」(平成 29 年、環境省) ・絶滅(EX) ・情報不足(DD) ・野生絶滅(EW) ・絶滅のおそれのある地域個体群(LP) ・絶滅危惧 I A 類(CR) ・絶滅危惧 I B 類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT)
	D	「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 植物編ー鹿児島県レッドデータブック 2016ー」(平成 28 年、鹿児島県) ※注 1) 分布特性上重要な種については、分布の境界ではあるが、現在のところ県内ではごく普通に見られる種であるため、選定基準から除外した。 〈種・亜種〉 〈地域個体群〉 ・絶滅(絶滅) ・消滅(消地) ・野生絶滅(野絶) ・野生消滅(地野消) ・絶滅危惧 I 類(I 類) ・消滅危惧 I 類(地 I 類) ・絶滅危惧 II 類(II 類) ・消滅危惧 II 類(地 II 類) ・準絶滅危惧(準絶) ・準消滅危惧(地準消) ・情報不足(不足) ・情報不足(地不足)
	E	「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成 15 年 3 月 25 日条例第 11 号) ・指定希少野生動植物(指定)
植物群落	A(再掲)	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) ・国指定特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(天) ・県指定天然記念物(県天)
	F	「植物群落レッドデータブック」(平成 8 年、我が国における保護上重要な植物種及び群落研究委員会) ・植物群落
	G	「第 2 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落報告書(鹿児島県版)」(昭和 54 年、環境庁)
		「第 3 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書(鹿児島県版)」(昭和 63 年、環境庁)
「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(平成 12 年、環境庁)		
巨樹・巨木	H	「第 4 回、第 6 回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林 九州・沖縄版」(平成 5 年、平成 17 年環境省) ・巨樹・巨木

イ. 植物の重要な種

植物の重要な種の選定結果は表 3.1-41 に示すとおりであり、シダ植物 40 種、種子植物 283 種が確認されている。

表 3.1-41(1) 植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
1	シダ植物	ミズニラ	ミズニラ			NT	I 類		2・3・4
2		ハナヤスリ	ナツノハナワラビ				準絶		3・4
3			コハナヤスリ				準絶		3・4
4		リュウビンタイ	ヒノタニリュウビンタイ			CR	I 類		3・4
5		コバノイシカグマ	オドリコカグマ				準絶		4
6		シノブ	キクシノブ			VU	II 類		1・2・3・4
7		イノモトソウ	アイコハチジョウシダ				準絶		4
8			ヤワラハチジョウシダ			EN	準絶		4
9			サツマハチジョウシダ			VU	II 類		2・3・4
10			ヤクシマハチジョウシダ			VU	準絶		2・3・4
11		チャセンシダ	オオタニワタリ			VU	II 類		1・4
12			カミガモシダ				準絶		2・3・4
13		オシダ	オトコシダ				準絶		1・2・3
14			イズヤブソテツ				準絶		4
15			ミヤコヤブソテツ				準絶		2・3・4
16			ホソバヤブソテツ				準絶		1・4
17			ヒロハヤブソテツ				準絶		3・4
18			ツクシヤブソテツ				準絶		3
19			サイゴクベニシダ				準絶		2・3・4
20			ナンゴクベニシダ				不足		3
21			ミサキカグマ				準絶		4
22			オオクジャクシダ				準絶		2・3
23			タカサゴシダ			NT	準絶		4
24			ニセヨゴレイタチシダ			NT	I 類		2・3・4
25			イヌタマシダ				準絶		1
26			キノクニベニシダ				準絶		2・3・4
27			ハウノカワシダ				準絶		4
28			ナガサキシダモドキ				準絶		2・3・4
29			キュウシュウイノデ			CR	I 類		2・3・4
30		ヒメシダ	ヨコグラヒメワラビ				準絶		1・4
31			ツクシヤワラシダ				準絶		2・3・4
32			ヒメシダ				準絶		1・2・3・4
33		メシダ	イヌワラビ				II 類		4
34			ヒロハイヌワラビ				準絶		4
35			イワヤシダ				II 類		1・2・3
36			フクレギシダ		国内	CR	I 類		3・4
37		ウラボシ	ヒトツバイワヒトデ				準絶		1
38			ツクシノキシノブ				準絶		2・3・4
39			コウラボシ				II 類		1・4
40			ヤノネシダ				準絶		2・3・4
41	種子植物	アカウキクサ	アカウキクサ			EN	I 類		2・3
42		ヤナギ	イヌコリヤナギ				準絶		1・4
43			タチヤナギ				準絶		1・2・3・4
44		カバノキ	ハンノキ				I 類		1・2・3・4
45		ブナ	ハナガガシ			VU	II 類		1・3・4
46		イラクサ	ケナガバヤブマオ				準絶		4
47			ノコバメヤブマオ				準絶		4
48			ナガバヤブマオ				準絶		2・4
49			トウカテンソウ			CR	I 類		3
50		ツチトリモチ	ツチトリモチ				準絶		1
51			キイレツチトリモチ				準絶		1・4
52		タデ	ナガバノヤノネグサ				準絶		3・4
53			サクラタデ				準絶		4
54			サイコクヌカボ			VU	I 類		2・3・4
55			ヤナギヌカボ			VU	不足		2・3・4
56			ナガバノウナギツカミ			NT	準絶		1・2・3・4
57			シマヒメタデ				II 類		2・4
58			ハナタデ				準絶		2・4
59			マダイオウ				I 類		1・2・3・4
60			コギシギシ			VU	II 類		2・3・4
61		ナデシコ	フシグロ				準絶		3・4
62		アカザ	オカヒジキ				準絶		1・4
63		モクレン	オガタマノキ	天					1

表 3.1-41(2) 植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定根拠					文献 No.		
				A	B	C	D	E			
64	種子植物	キンボウゲ	ヤマハンショウヅル				準絶		1・4		
65			フジセンニンソウ					準絶		2・4	
66		スイレン	ジュンサイ					II類		1・2・3・4	
67			オニバス			VU		I類		1・2・3・4	
68			コウホネ						II類		1・2・3・4
69			オグラコウホネ				VU		II類		2・3
70			ヒメコウホネ				VU				1・2・4
71			サイコクヒメコウホネ						I類		3
72		ヒツジグサ						II類		1・2・3・4	
73		ウマノスズクサ	ホソバウマノスズクサ					不足		2・3・4	
74			キンチャクアオイ				VU				4
75		オトギリソウ	ツキヌキオトギリ				EN	II類		1・2・3・4	
76	アブラナ	ハタザオ					準絶		2・3・4		
77		ミズタガラシ						II類		2・3・4	
78	ベンケイソウ	ハママンネングサ				NT			1・2		
79		ヒメレンゲ						準絶		3・4	
80	ユキノシタ	タコノアシ				NT	II類		1・2・3・4		
81	バラ	ザイフリボク					I類		1・2・3・4		
82		オヘビイチゴ						準絶		4	
83		マルバシャリンバイ						準絶		2・3	
84		ヤマイバラ						準絶		4	
85		コジキイチゴ						準絶		4	
86		イワガサ						I類		1・2・3・4	
87	マメ	ヒメノハギ					II類		4		
88		フジカンゾウ						準絶		4	
89		ミヤマトベラ						準絶		4	
90		イヌハギ				VU		II類		4	
91		ハネミイヌエンジュ						準絶		4	
92		シバネム					DD	準絶		4	
93		フジ						準絶		3	
94	カワゴケソウ	カワゴケソウ				EN	II類		1・2・3		
95	ミカン	コクサギ					準絶		1・2・3・4		
96		キハダ						準絶		1・4	
97		フユザンショウ						準絶		2・3・4	
98	ウルシ	チャンチンモドキ				EN	II類		1・2・3		
99	アワブキ	アオカズラ				EN	I類		1・3・4		
100	モチノキ	イヌウメモドキ					準絶		2・3・4		
101	ニシキギ	イワウメヅル					不足		2・3・4		
102		オオツルウメモドキ						準絶		4	
103		ニシキギ						準絶		1・3・4	
104		ツルオオバマサキ						準絶		4	
105		リュウキュウマユミ						準絶		1・4	
106	クロウメモドキ	ハマナツメ				VU	II類		2・3・4		
107	ブドウ	ケサンカクヅル					準絶		1・2・4		
108	スミレ	アリアケスミレ					準絶		4		
109		リュウキュウシロスミレ						準絶		1・4	
110		ヒメスミレ						準絶		2・3・4	
111	ウリ	ゴキヅル					準絶		4		
112		モミジカラスウリ						準絶		1・4	
113	ミソハギ	ミソハギ					準絶		2・3・4		
114		エゾミソハギ						準絶		1・2・3・4	
115		ミズキカシグサ					VU	準絶		2・3	
116		ミズマツバ					VU	準絶		2・3	
117	ヒシ	ヒメビシ				VU	不足		4		
118		オニビシ						準絶		2・3・4	
119	ノボタン	ヒメノボタン				VU	II類		2・3・4		
120	セリ	ミシマサイコ				VU	I類		1・4		
121		カワラボウフウ						準絶		4	
122	ツツジ	ハヤトミツバツツジ				CR	I類	指定	2・3・4		
123	サクラソウ	サワトラノオ				EN	II類		2・3・4		
124	モクセイ	オオバイボタ					不足		3		
125		ウスギモクセイ				NT	II類		1・4		

表 3.1-41(3) 植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定根拠					文献 No.	
				A	B	C	D	E		
126	種子植物	マチン	ヒメナエ			VU	II類		1・4	
127		リンドウ	イスセンブリ			VU	II類		1・2・3・4	
128		ミツガシワ	ヒメシロアサザ			VU	I類		2・3・4	
129		キョウチクトウ	チョウジカズラ				準絶		4	
130		ガガイモ	ロクオンソウ			VU	準絶		1・2・3・4	
131			イヨカズラ				準絶		4	
132		アカネ	ヘツカニガキ					II類		1・4
133			ジュズネノキ					I類		4
134			コバノジュズネノキ					準絶		4
135			コリンクチナシ					準絶		4
136			ヒロハコンロンカ					準絶		1・4
137			イナモリソウ					準絶		2・4
138			ミサオノキ					準絶		1・4
139		ヒルガオ	ハマネナシカズラ			VU	不足		3・4	
140		ムラサキ	タイワンルリソウ			CR	II類		2・3・4	
141			ムラサキ			EN	地絶		4	
142		クマツツラ	ピロードムラサキ			VU	II類		1・3・4	
143			ダンギク			VU	II類		1・3・4	
144	アワゴケ	ミズハコベ				準絶		1・4		
145	シン	ミズネコノオ			NT	II類		2・3		
146		ミズトラノオ			VU	I類		2・3・4		
147		キセワタ			VU	I類		2・3・4		
148		コシロネ					準絶		2・4	
149		ヤマジソ			NT	II類		1・2・3・4		
150		ウツボグサ					準絶		2	
151		ホソバアキノタムラソウ					準絶		2・3	
152		ミゾコウジュ				NT	準絶		4	
153		コナミキ			VU	II類			4	
154			ニガクサ				II類		3・4	
155	ナス	イガホオズキ					準絶		1・4	
156		ヤマホオズキ			EN	II類			1・4	
157		メジロホオズキ					準絶		1・4	
158		マルバハダカホウズキ					準絶		1・2・4	
159	ゴマノハグサ	ゴマクサ			VU	II類			2・3	
160		マルバノサワトウガラシ			VU	II類			1・2・3・4	
161		スズメハコベ			VU	準絶			1・4	
162		シオガマギク					準絶		1・4	
163		ホソバヒメトラノオ			EN	II類			4	
164		トラノオスズカケ					準絶		1・3	
165	キツネノマゴ	フチゲハグロソウ					準絶		4	
166	ハマウツボ	ハマウツボ			VU	I類			1・2・4	
167		キヨスミウツボ					II類		4	
168	タヌキモ	タヌキモ			NT				1	
169		ホザキノミミカキグサ					II類		4	
170		ミカワタヌキモ			VU	I類			1・2・3・4	
171		ムラサキミミカキグサ			NT	I類			4	
172	スイカズラ	ケハマニンドウ					準絶		3・4	
173		テリハコバノガズミ					準絶		2	
174	オミナエシ	カノコソウ					準絶		1・2・4	
175	キキョウ	ホタルブクロ					II類		1・2・3・4	
176		ツルギキョウ			VU	II類			4	
177		サワギキョウ					II類		1・4	
178	キク	ノブキ					準絶		4	
179		マルバテイショウソウ			VU	I類			2・3・4	
180		ホソバノヤマハハコ					準絶		2・3・4	
181		ヒメヨモギ					準絶		2・3・4	
182		ヒメシオン					地絶		1・2・3・4	
183		ダルマガク					I類		1・2・3・4	
184		センダングサ					準絶		2	
185		ヤナギアザミ					II類		2・3・4	
186		イズハハコ			VU	準絶			4	
187		ヤナギノギク			VU	I類			1・4	
188			チョウセンスイラン			NT	I類		3・4	

表 3.1-41(4) 植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
189	種子植物	キク	オグルマ				II類		2・3・4
190			タカサゴソウ			VU	I類		4
191			ホソバニガナ			EN	I類		2・3・4
192			ヒナヒゴタイ			EN	II類		2・3・4
193			サワオグルマ				I類		2・3・4
194			メナモミ				準絶		2・3・4
195		オモダカ	ヘラオモダカ				II類		1
196			アギナシ			NT	II類		2・3・4
197			ウリカワ				II類		2・3
198			ヒトツバオモダカ				I類		2・3・4
199		トチカガミ	スプタ			VU	II類		2・3
200			ヤナギスプタ				I類		3
201			クロモ				II類		2・3
202			トチカガミ			NT	I類		2・3・4
203			ミズオオバコ			VU	II類		2
204			セキショウモ				II類		4
205		ホロムイソウ	シバナ			NT	I類		4
206		ヒルムシロ	コバノヒルムシロ			VU	不足		1・2・3・4
207			ササバモ				II類		1・2・3
208			ホンバミズヒキモ				II類		2・3
209			ミズヒキモ				II類		4
210			イトモ			NT	II類		1・2・3・4
211		イバラモ	イバラモ				II類		2・3・4
212		ユリ	タマムラサキ				II類		2・3
213			ホウチャクソウ				II類		4
214	ツクシショウジョウバカ						準絶		1
215	オオバギボウシ						II類		2・3・4
216	コバギボウシ						準絶		2・3・4
217	ノヒメユリ				EN	I類			3・4
218	カノコユリ				VU	準絶			1・2・3・4
219	ジャノヒゲ						準絶		1・4
220	ナガバジャノヒゲ						準絶		2・3・4
221	オモト						準絶		2・3
222	シオデ						準絶		1・3
223	サツマホトトギス				CR	不足			1・2・3・4
224	キンバイザサ		キンバイザサ				準絶		2・3・4
225	アヤメ		ヒオウギ				準絶		2・3
226	イグサ	ヒメコウガイゼキショウ				準絶		1・2・3・4	
227		タチコウガイゼキショウ				II類		2・3	
228		ホソイ					準絶		2・3・4
229	ホシクサ	アマノホシクサ			CR	I類		1・2・3・4	
230		オオホシクサ				II類		2・3・4	
231		ニッポンイヌノヒゲ					I類		3・4
232		イヌノヒゲ					I類		2・3
233		クロホシクサ			VU	II類			1・2・3・4
234		ヒロハイヌノヒゲ					準絶		1・4
235		イヌノヒゲモドキ					準絶		3・4
236		シロイヌノヒゲ					準絶		2・4
237		イネ	スズメノチャヒキ				準絶		2・4
238			ヤマアワ					I類	
239	チョウセンガリヤス						II類		1・2・3・4
240	ウンヌケモドキ				NT	II類			2・3・4
241	ウシノシツバイ						準絶		1・2・4
242	アシカキ						II類		1・3
243	ヒロハサヤヌカグサ						準絶		2・3
244	ミヤマササガヤ						I類		2
245	オオバチヂミザサ						準絶		4
246	クサヨシ						準絶		1・2・3
247	タマミゾイチゴツナギ						準絶		2・3・4
248	ウキシバ						II類		1・2・3・4
249	ナリヒラダケ						準絶		2・3・4
250	イヌアワ						準絶		1・4
251	オオアブラススキ					II類		3・4	
252	ナガミノオニシバ					準絶		1・2・4	

表 3.1-41(5) 植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定根拠					文献 No.	
				A	B	C	D	E		
253	種子植物	ヤシ	ビロウ				準絶		1・4	
254		サトイモ	ヤマコンニャク			VU	準絶		4	
255		ミクリ	ミクリ			NT	I類		3	
256			ヒメミクリ			VU	I類		1・2・3・4	
257		カヤツリグサ	イトハナビテンツキ					準絶		4
258			イトテンツキ			NT		準絶		2・3・4
259			クロカワズスゲ					I類		1・2・3・4
260			ベンケイヤワラスゲ					I類		3
261			マツバスゲ					準絶		2・4
262			アワボスゲ					I類		3・4
263			アゼナルコ					準絶		2・3・4
264			タニガワスゲ					II類		1・4
265			タイワンスゲ				VU	II類		1・2・3・4
266			ヤマアゼスゲ					準絶		2・3
267			ホソバヒカゲスゲ					準絶		2・3
268			ウマスゲ					I類		3
269			カタスゲ					準絶		3
270			キノクニスゲ				NT	II類		4
271			ゴウソ					準絶		2・3・4
272			フサスゲ					I類		1・3
273			コジュズスゲ					II類		3
274			ツクシナルコ				EN	II類		3
275			モエギスゲ					II類		3・4
276			ヤリハリイ					準絶		2・3・4
277			イヌシカクイ					準絶		4
278			オノエテンツキ				VU	準絶		4
279			ナガボテンツキ					準絶		2・3・4
280			ヤリテンツキ				NT	準絶		1・4
281			メアゼテンツキ					準絶		2・3・4
282			イヌノハナヒゲ					準絶		4
283			イトイヌノハナヒゲ					準絶		4
284	コイヌノハナヒゲ						準絶		4	
285	コマツカサスキ					II類		1・2・3・4		
286	ヒメカンガレイ				VU	I類		4		
287	ツクシカンガレイ					II類		2・3・4		
288	ヒゲアブラガヤ					準絶		2・3・4		
289	カガシラ				VU	II類		2・3・4		
290	ケシンジュガヤ					準絶		2・3・4		
291	ラン	ヒナラン			EN	I類		1・3・4		
292		オキナワチドリ			VU	準絶		1・4		
293		マメヅタラン			NT	II類		3・4		
294		ムギラン			NT	II類		4		
295		ミヤマムギラン			NT	II類		4		
296		キリシマエビネ			EN	I類	指定	2・3・4		
297		エビネ			NT	II類		2・3		
298		ツルラン			VU	II類		3		
299		ダルマエビネ			VU	I類		1・2・3・4		
300		サクラジマエビネ			CR	I類	指定	3・4		
301		ナツエビネ			VU	II類		1・4		
302		キエビネ			EN	II類		2・3		
303		ギンラン					I類		2・3・4	
304		ユウシュンラン			VU	I類		2・3・4		
305		キンラン			VU	II類		2・3		
306		ナギラン			VU	準絶		4		
307		セッコク					準絶		4	
308		キバナノセッコク			EN	II類		2・3・4		
309		ツチアケビ					II類		2・3	
310		クロヤツシロラン					II類		3	
311		シュスラン					準絶		4	
312		ムカゴトンボ			EN	準絶		2・3・4		
313		サギソウ			NT	I類	指定	1・2・3・4		
314		ミズトンボ			VU	I類		1・2・3・4		
315		ムカゴソウ			EN	準絶		4		
316		ヤクシマアカシュスラン			VU	準絶		4		

表 3.1-41(6) 植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
317		ラン	ムヨウラン				II類		3
318			フウラン			VU	I類	指定	4
319			オオバヨウラクラン			CR	不足		2・3・4
320			ガンゼキラン			VU	II類	指定	2・3・4
321			ツレサギソウ				I類		1・2・3・4
322			ヤマトキシソウ				II類		2・3・4
323			クモラン				I類		2・3・4
計		83科	323種	1種	1種	119種	318種	6種	

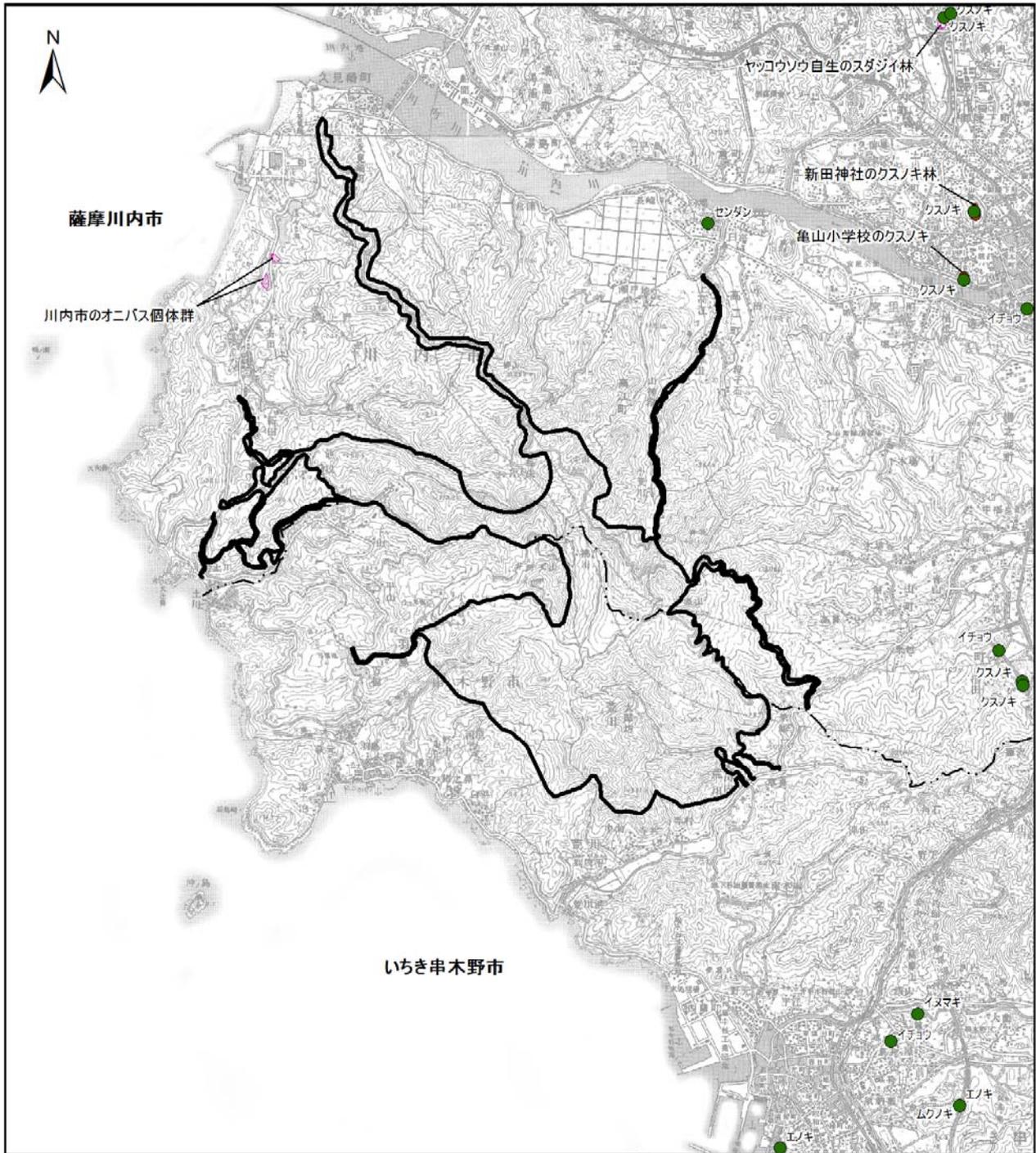
- 注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成29年度版、国土交通省)に従った。
 2. 文献 No. は表 3.1-38、重要な種の選定根拠は表 3.1-40 に対応する

ロ. 重要な植物群落

「自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」によると、図 3.1-22 に示すとおり、事業実施想定区域の北側に「川内市のオニバス個体群(2箇所)」「ヤッコソウ自生のスダジイ林」が分布する。

ハ. 巨樹・巨木

事業実施想定区域及びその周辺では、図 3.1-22 に示すとおり、北東側に新田神社のクスノキ林が分布する。また、東側の南北にかけて、イチョウ、イヌマキ、クスノキ、ムクノキ、エノキ、センダンの巨木が分布する。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 特定植物群落
- 巨樹・巨木
- 巨樹・巨木林

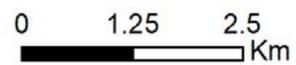


図3.1-22 特定植物群落及び
巨樹・巨木

出典)「自然環境調査Web-GIS shapeデータダウンロード(特定植物群落調査第5回、巨樹・巨木林調査第4・6回)」(昭和63年度、平成9・10年度、平成11・12年度、環境省生物多様性センターHP)

(3) 生態系の状況

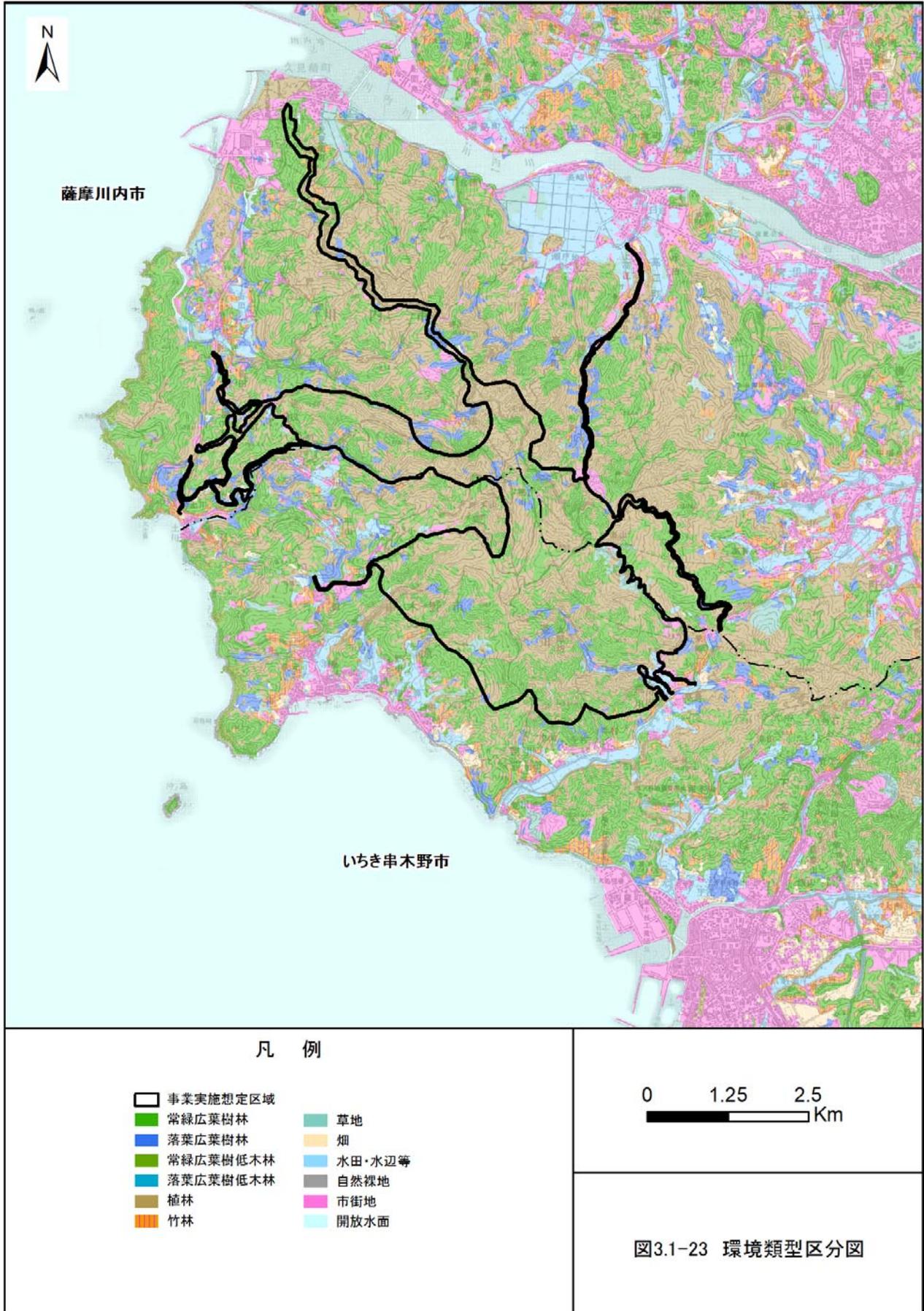
① 事業実施想定区域及びその周辺の自然環境の類型化

事業実施想定区域及びその周辺の自然環境について、植生等を踏まえ、表 3.1-42 に示す 12 の環境類型に区分した。また、環境類型区分を基に作成した自然環境類型区分図を図 3.1-23 に示す。

なお、事業実施想定区域及び及びその周辺は主に山地が広がっているため、環境類型区分に地形情報は反映していない。

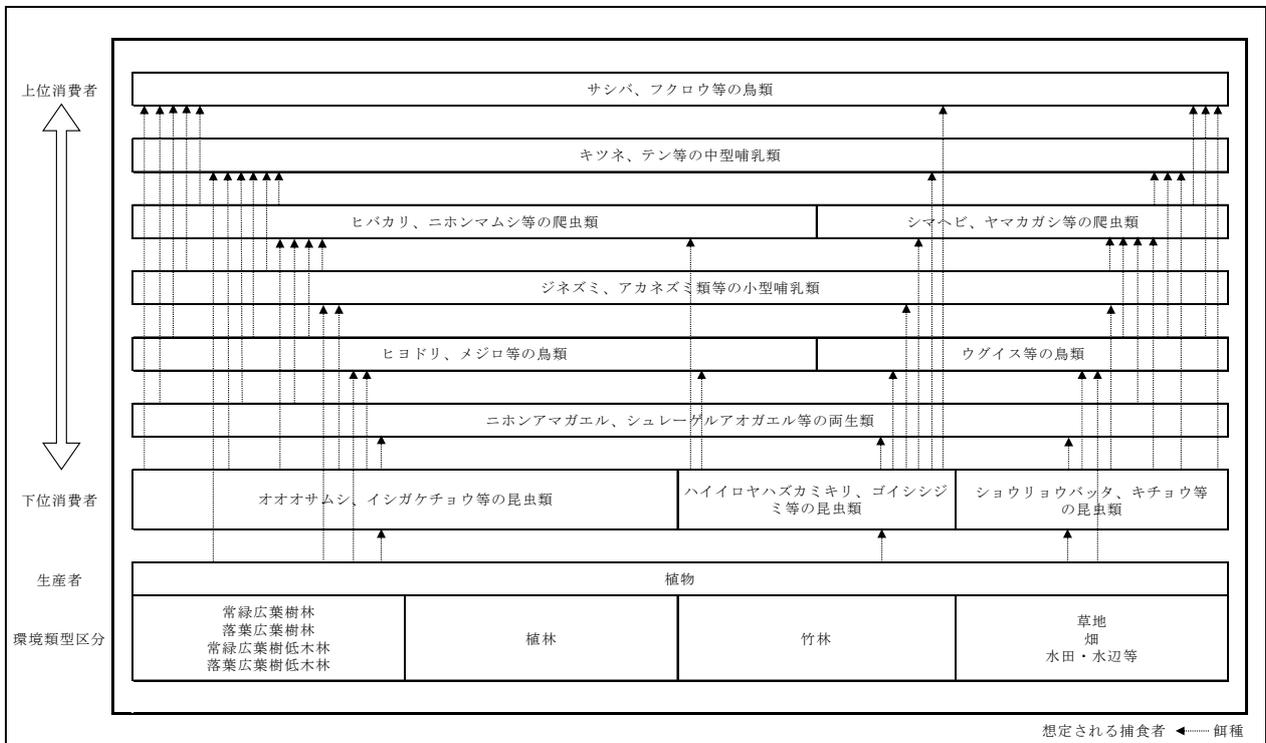
表 3.1-42 環境類型区分一覧

環境類型区分	植生等
常緑広葉樹林	ビロウ群落、シイ・カシ二次林、タブノキ・ヤブニッケイ二次林
落葉広葉樹林	ヤナギ高木群落、アカメガシワ・カラスザンショウ群落
常緑広葉樹低木林	マサキートベラ群集、オニヤブソテツ・ハマビロ群集
落葉広葉樹低木林	ヤナギ低木群落、ハマボウ群落
植林	スギ・ヒノキ・サワラ植林、クロマツ植林、テーダマツ植林、クヌギ植林、クスノキ植林
竹林	メダケ群落、ネザサ群落、竹林、モウソウチク林、ホウライチク・ホテイチク林
草地	クズ群落、ススキ群団、ダンチク群落、伐採跡地群落、ヨシクラス、セイタカヨシ群落、ツルヨシ群集、オギ群集、チガヤ・ハマゴウ群集、ゴルフ場・芝地、牧草地
畑	果樹園、茶畑、常緑果樹園、畑雑草群落
水田・水辺等	ヒルムシロクラス、オニバス群落、外来水草群落、河辺一年生草本群落(タウコギクラス)、シオクグ群集、アイアシ群集、水田雑草群落、放棄水田雑草群落
自然裸地	自然裸地
市街地	路傍・空地雑草群落、市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、工場地帯、造成地
開放水面	開放水面



② 生態系の概要

事業実施想定区域及びその周辺は、主にシイ・カシ、タブノキ・ヤブニッケイ二次林等の常緑広葉樹林やスギ・ヒノキ・サワラ植林の森林植生が分布し、一部に竹林やススキ群団等の草地、水田等の耕作地も分布する。これらの環境には、下位の消費者であるオオオサムシ、ハイイロヤハズカミキリ、キチョウ等の昆虫類、中位の消費者であるニホンアマガエル、シュレーゲルアオガエル等の両生類、ヒヨドリ、ウグイス、メジロ等の鳥類、ジネズミ、アカネズミ等の小型哺乳類、ヒバカリ、シマヘビ等の爬虫類、キツネ、テン等の中型哺乳類、上位の消費者であるサシバ、フクロウ等の鳥類が生息し、食物連鎖を形成していると考えられる。対象事業実施区域及びその周辺の食物連鎖模式図は、図3.1-24に示すとおりである。



「川の生きもの図鑑－鹿児島の水辺から」（平成14年、鹿児島自然を記録する会）等より作成

図3.1-24 事業実施想定区域及びその周辺の食物連鎖模式図

③ 重要な自然環境のまとまりの場

事業実施想定区域及びその周辺の自然環境から、表3.1-43に示す選定根拠に基づき選定した重要な自然環境のまとまりの場は、表3.1-44及び図3.1-25に示すとおりである。

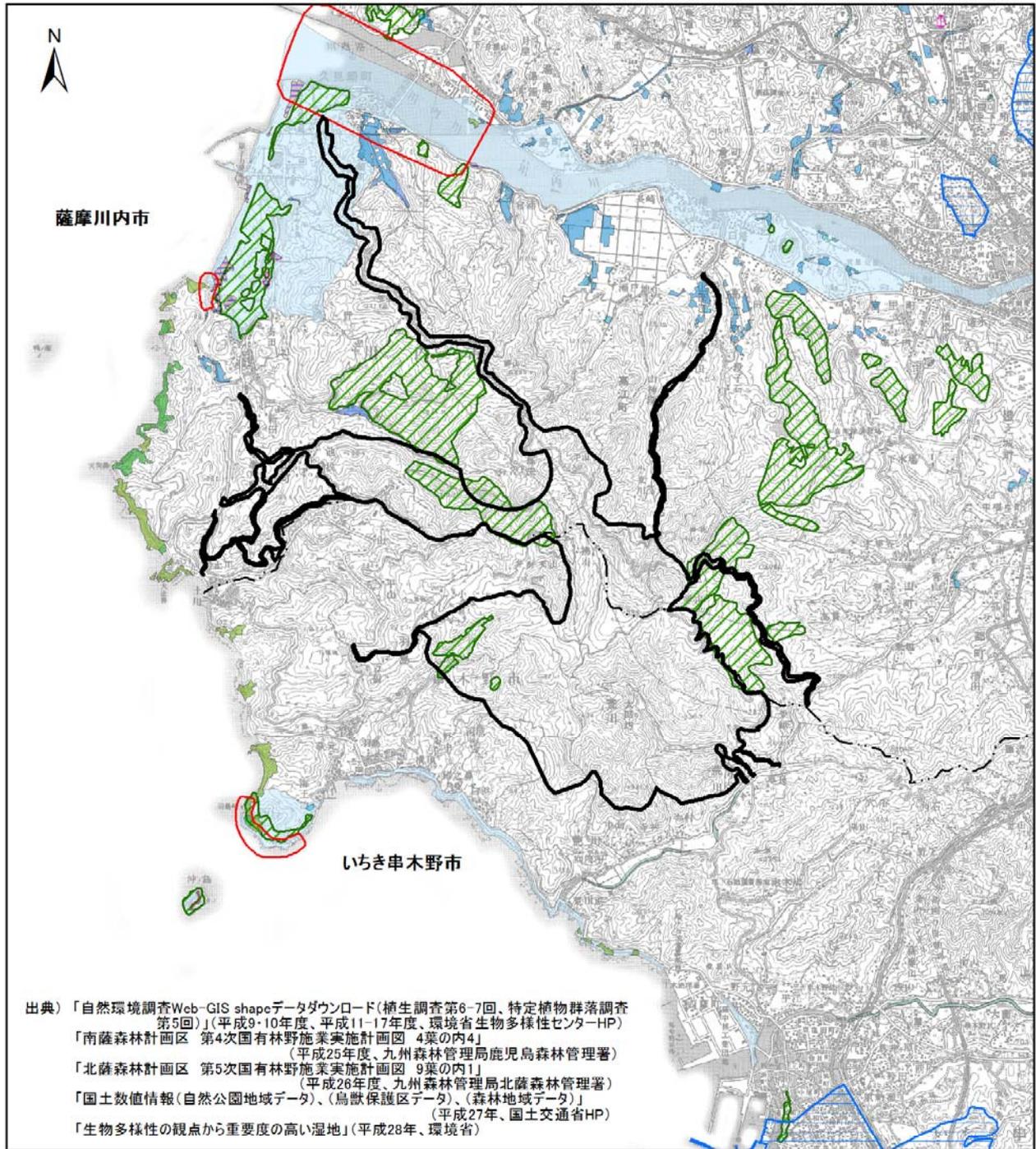
事業実施想定区域には、「川内川流域県立自然公園」、「保安林」が分布する。

表 3.1-43 重要な自然環境のまとまりの場の選定根拠

選定根拠		
A	特定植物群落（特）	「自然環境保全基礎調査 第3回基礎調査 特定植物群落調査」（環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境情報 GIS 提供システム）における特定植物群落
B	国立公園（国立）、国定公園（国定）、県立自然公園（県）	「自然公園法」（昭和32年法律第161号）、「県立自然公園条例」（昭和33年条例第27号）における自然公園の区域
C	鳥獣保護区（鳥）	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）における国指定鳥獣保護区及び県指定鳥獣保護区
D	環境緑地保護地区等（環）	「鹿児島県自然環境保全条例」（昭和48年条例第23号）に基づく保全地域、特別地区、野生動植物保護区
E	自然植生（植）	「自然環境保全基礎調査 第2回～5回基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境情報 GIS 提供システム）において、自然植生のうち植生自然度が高いとされた植物群落等
F	保安林（保）	「森林法」（昭和26年法律第249号）により指定された保安林
G	重要な湿地	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（平成28年環境省）における重要湿地

表 3.1-44 重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場		
A	特定植物群落	川内市のオニバス個体群
		川内市のオニバス個体群
		ヤッコソウ自生のスダジイ林
B	自然公園	川内川流域県立自然公園
		吹上浜県立自然公園
C	鳥獣保護区	中郷池周辺鳥獣保護区
		新田神社鳥獣保護区
		照島鳥獣保護区
D	環境緑地保護地区等	該当無し
E	自然植生（植生自然度9）	ヤナギ高木群落
		ヤナギ低木群落
		ハマボウ群落
		マサキートベラ群集
		オニヤブソテツ-ハマビワ群集
		ピロウ群落
	自然植生（植生自然度10）	ヨシクラス
		セイタカヨシ群落
		ツルヨシ群集
		ヒルムシロクラス
		オニバス群落
		シオクグ群集
		アイアシ群集
		チガヤ-ハマゴウ群集
F	保安林	保安林
G	重要な湿地	川内川河口の周辺湿地
		いちき串木野市羽島地先沿岸



出典) 「自然環境調査Web-GIS shapeデータダウンロード(植生調査第6-7回、特定植物群落調査第5回)」(平成9-10年度、平成11-17年度、環境省生物多様性センターHP)
 「南薩森林計画区 第4次国有林野施業実施計画図 4葉の内4」(平成25年度、九州森林管理局鹿児島森林管理署)
 「北薩森林計画区 第5次国有林野施業実施計画図 9葉の内1」(平成26年度、九州森林管理局北薩森林管理署)
 「国土数値情報(自然公園地域データ)、(鳥獣保護区データ)、(森林地域データ)」(平成27年、国土交通省HP)
 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(平成28年、環境省)

凡 例		
事業実施想定区域	植生自然度9	植生自然度10
特定植物群落	ヤナギ高木群落	ヨシクラス
県立自然公園(普通地域)	ヤナギ低木群落	セイタカヨシ群落
県指定鳥獣保護区	ハマボウ群落	ツルヨシ群集
保安林	マサキートベラ群集	ヒルムシロクラス
重要な湿地	オニヤブソテツ	オニバス群落
	ハマビワ群集	シオクグ群集
	ピロウ群落	アイアシ群集
		チガヤーハマゴウ群集

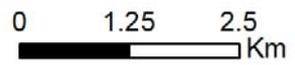


図3.1-25 重要な自然環境の
まとまりの場

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観の状況

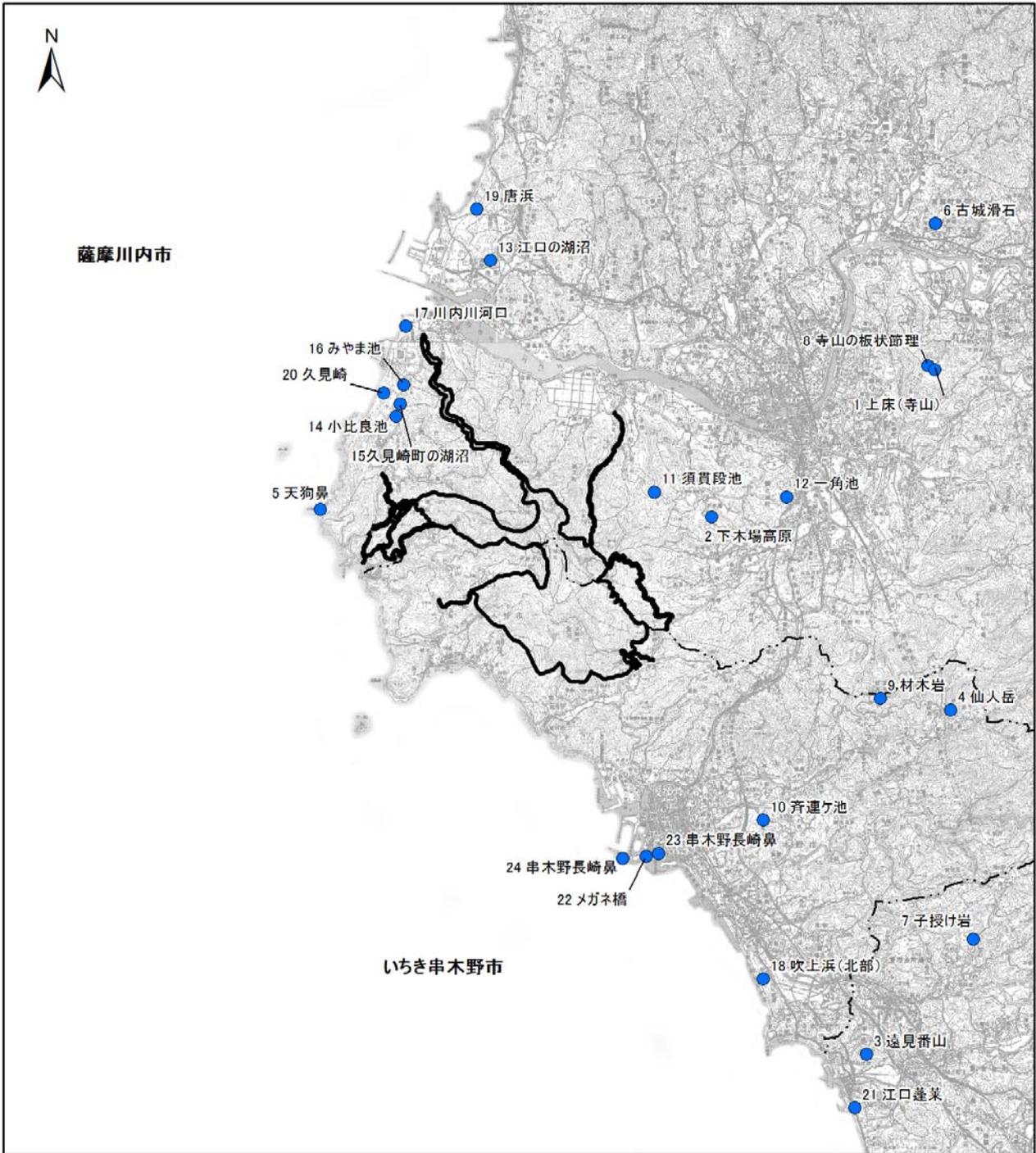
事業実施想定区域及びその周辺の景観資源の状況は表 3.1-45 及び図 3.1-26 に示すとおりであり、「上床（寺山）」、「寺山の板状節理」、「みやま池」、「川内川河口」等が分布する。また、事業実施想定区域及びその周辺の主要な眺望点の状況は表 3.1-46 及び図 3.1-27 に示すとおりであり、事業実施想定区域内の主要な眺望点として、「柳山」、「毎床の棚田」、「毎床の滝」が分布する。

表 3.1-45 事業実施想定区域及びその周辺の景観資源

No.	自然景観資源分類	市町村	名 称	出典
1	非火山性高原	薩摩川内市	上床（寺山）	1, 2
2		薩摩川内市	下木場高原	1, 2
3	非火山性弧峰	日置市	遠見番山	1, 2
4	山地 断崖・岸壁	いちき串木野市	仙人岳	1, 2
5		薩摩川内市	天狗鼻	1, 2
6	山地 岩峰・岩柱	薩摩川内市	古城滑石	1, 2
7		日置市	子授け岩	1, 2
8	陸景 節理	薩摩川内市	寺山の板状節理	1, 2
9		いちき串木野市	材木岩	1, 2
10	湖沼	いちき串木野市	斉連ヶ池	1, 2
11		薩摩川内市	須貫段池	1, 2
12		薩摩川内市	一角池	1, 2
13		薩摩川内市	江口の湖沼	1, 2
14		薩摩川内市	小比良池	1, 2
15		薩摩川内市	久見崎町の湖沼	1, 2
16		薩摩川内市	みやま池	1, 2
17		砂州	薩摩川内市	川内川河口
18	砂丘	いちき串木野市	吹上浜（北部）	1, 2
19		薩摩川内市	唐浜	1, 2
20		薩摩川内市	久見崎	1, 2
21	海食崖	日置市	江口蓬莱	1, 2
22	岩門	いちき串木野市	メガネ橋	1, 2
23	水景 節理	いちき串木野市	串木野長崎鼻	1, 2
24	水景 岩脈	いちき串木野市	串木野長崎鼻	1, 2

出典)

- 1 「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図（鹿児島県）」（1989年、環境庁）
- 2 「国土数値情報 地域資源データ」（平成24年、国土交通省HP）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 景観資源

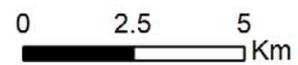


図3.1-26 景観資源の状況

出典)「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図(鹿児島県)」(平成元年、環境庁)
 「国土数値情報 地域資源データ」(平成24年、国土交通省HP)

表 3.1-46(1) 事業実施想定区域及びその周辺の主要な眺望点

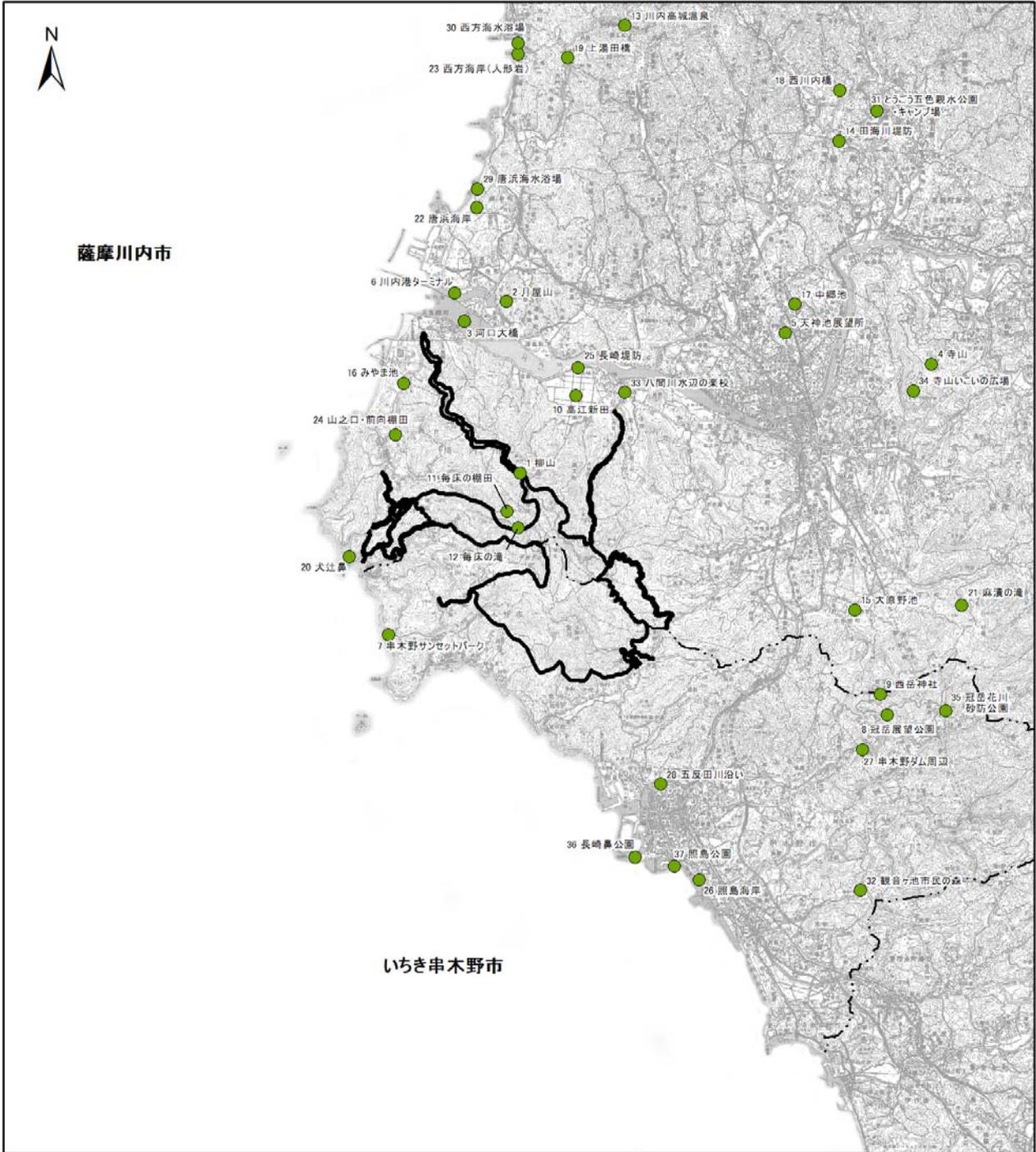
No.	区分	市町村	名称	出典	概要（眺望など）
1	展望地	薩摩川内市	柳山	2, 3	柳山の山頂は標高 389m の位置にあり、山頂にある霧島神社周辺からの眺望は 360 度の絶景が見渡せる。
2	展望地	薩摩川内市	月屋山	2, 3	川内川河口と東シナ海を一望できる標高 160m の小高い山。
3	展望地	薩摩川内市	河口大橋	3	川内川河口に位置し、東シナ海と川内市街地を見渡せる。
4	展望地	薩摩川内市	寺山	3	標高 247m の高台に位置し、眼下に雄大な川内川が流れる。紫尾山、薩摩川内市街地、川内川河口方面を見渡せる。
5	展望地	薩摩川内市	天神池展望所	2	高台から市街地を見渡せる展望所。自然豊かな市街地の眺望を楽しめる。
6	展望地	薩摩川内市	川内港ターミナル	2	甌島航路のターミナルであり、東シナ海と久見崎方面が眺望できる。
7	展望地	いちき串木野市	串木野サンセットパーク	2	東シナ海が一望でき、好天時には甌島を見ることができる。夕暮れ時には夕日の絶景スポットとなる。
8	展望地	いちき串木野市	冠岳展望公園	2, 4	いちき串木野市街地や東シナ海、冠岳が眺望でき絶景である。
9	展望地	いちき串木野市	西岳神社	2	標高 516m の冠岳山頂に位置し、桜島や霧島連峰が見渡せる。
10	景勝地	薩摩川内市	高江新田	3	川内川下流左岸に広がる水田。見晴らしが良く、野鳥観察の好適地。
11	景勝地	薩摩川内市	毎床の棚田	3	寄田町毎床地区に残る石積みの棚田。棚田より周囲の山並みが見渡せる。
12	景勝地	薩摩川内市	毎床の滝	3	轟川上流にある滝。
13	景勝地	薩摩川内市	川内高城温泉	2, 3	薩摩川内市街地から約 12km の山に囲まれた温泉。800 年の歴史があり、西郷隆盛も愛用したとされている。日本の名湯百選。
14	景勝地	薩摩川内市	田海川堤防	3	川内川支流の田海川堤防沿いに、桜並木が整備されており、周囲の田園地帯と山並みが見渡せる。
15	景勝地	薩摩川内市	大原野池	3	湖畔に咲く桜は花見のスポットである。周囲の山並みが見渡せる。
16	景勝地	薩摩川内市	みやま池	1, 3	川内原子力発電所横にある池。周囲の山並みが見渡せる。
17	景勝地	薩摩川内市	中郷池	2, 3	池の周囲 2 km には、広場、遊歩道などがあり散歩やジョギングに最適。池西側にはカワセミが棲み、桜並木や季節の花々が池に彩りを添える。
18	景勝地	薩摩川内市	西川内橋	3	西川内川にかかる大正 8 年に造られた橋長約 8m の石橋。
19	景勝地	薩摩川内市	上湯田橋	3	湯田川に架かる大正 8 年に造られた橋長約 12m の石橋。
20	景勝地	薩摩川内市	犬辻鼻	3	土川集落より犬辻鼻と東シナ海及び柳山方面の山塊が眺望できる。
21	景勝地	薩摩川内市	麻漬の滝	3	百次川上流にある落差約 16m、幅 1 m の滝。
22	景勝地	薩摩川内市	唐浜海岸	1, 3	薩摩川内市街地の北西部に広がる唐浜海岸は、白砂浜が約 2 km に渡って続く。海岸より東シナ海や久見崎地区方面の山塊が眺望できる。
23	景勝地	薩摩川内市	西方海岸（人形岩）	2, 3	薩摩川内市の北西部に広がる西方海岸は、奇岩の多い海岸線の眺めが良く、近くに奇岩「人形岩」がある。
24	景勝地	薩摩川内市	山之口・前向棚田	3	寄田町山之口・前向地区に残る石積みの棚田。棚田より東シナ海や背後の山並みが見渡せる。

表 3.1-46(2) 事業実施想定区域及びその周辺の主要な眺望点

No.	区分	市町村	名称	出典	概要（眺望など）
25	景勝地	薩摩川内市	長崎堤防	3	薩摩藩内での最大規模の干拓工事により貞享四年(1687)に完成した。「袈裟姫伝説」という悲話が語り継がれている。
26	景勝地	いちき串木野市	照島海岸	2	東シナ海に面する日本三大砂丘のひとつ吹上浜県立自然公園の北端に位置し、白砂青松が続く約3kmの砂丘海岸である。
27	景勝地	いちき串木野市	串木野ダム周辺	2	五反田川の上流にある串木野ダム周辺では、桜のほか小水林間広場やウォーキングトレイルもあり老若男女楽しめる。
28	景勝地	いちき串木野市	五反田川沿い	2	いちき串木野市内を流れる五反田川沿い約500mの遊歩道には、約200本のソメイヨシノが咲き誇る。
29	海水浴場	薩摩川内市	唐浜海水浴場	3	白砂浜が約2kmに渡って広がる。海上のかなたに甌島を望む海水浴場は遠浅で、シーズン中は家族連れでにぎわう。
30	海水浴場	薩摩川内市	西方海水浴場	2, 3	長さ2kmに及ぶ美しい白砂青松の海水浴場。シーズン中は家族連れでにぎわう。
31	公園・キャンプ場	薩摩川内市	とうごう五色親水公園・キャンプ場	2	川内川支流の田海川の川縁に広がるキャンプ場。川遊びを楽しむことができる。
32	公園・キャンプ場	いちき串木野市	観音ヶ池市民の森	2, 4	県推奨の「森林浴の森」70選のひとつで、千本桜、ツツジ、アジサイ等四季を通じて憩いの場となっている。
33	公園	薩摩川内市	八間川水辺の楽校	3	八間川下流部に整備された親水公園。付近には、有形文化財に指定されている石造眼鏡橋の江之口橋がある。
34	公園	薩摩川内市	寺山いこいの広場	2, 3	薩摩川内市街地を見渡せる標高247mの高台に位置し、ゴーカートコースなどがある。せんだい宇宙館が隣接しており、家族で憩いのひと時が過ごせる公園。
35	公園	いちき串木野市	冠岳花川砂防公園	2, 4	10本の年代橋や多目的広場、水鏡、展望桜などがあり、四季を通じて様々な彩りを楽しめる中国風公園。
36	公園	いちき串木野市	長崎鼻公園	4	東シナ海に突き出した松の緑と海の青が美しい公園。海水プール、流水スライダー、遊具等が整備されている。
37	公園	いちき串木野市	照島公園	4	松に囲まれた公園で、東シナ海を望むことができる。薩摩焼発祥の地である。

出典)

- 1 「国土数値情報 地域資源データ」(平成24年、国土交通省 HP)
- 2 「鹿児島県観光サイト」(鹿児島県観光連盟 HP)
- 3 「薩摩川内市ふるさと景観100選マップ」(薩摩川内市 HP)
- 4 「いちき串木野市観光パンフレット」(いちき串木野市 HP)



<p>凡 例</p> <p> 事業実施想定区域 主要な眺望点 </p>	<p>0 2.5 5 Km</p>
<p>図3.1-27 主要な眺望点の状況</p>	
<p>出典) 「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図(鹿児島県)」(平成元年、環境庁) 「国土数値情報 地域資源データ」(平成24年、国土交通省HP)</p>	

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

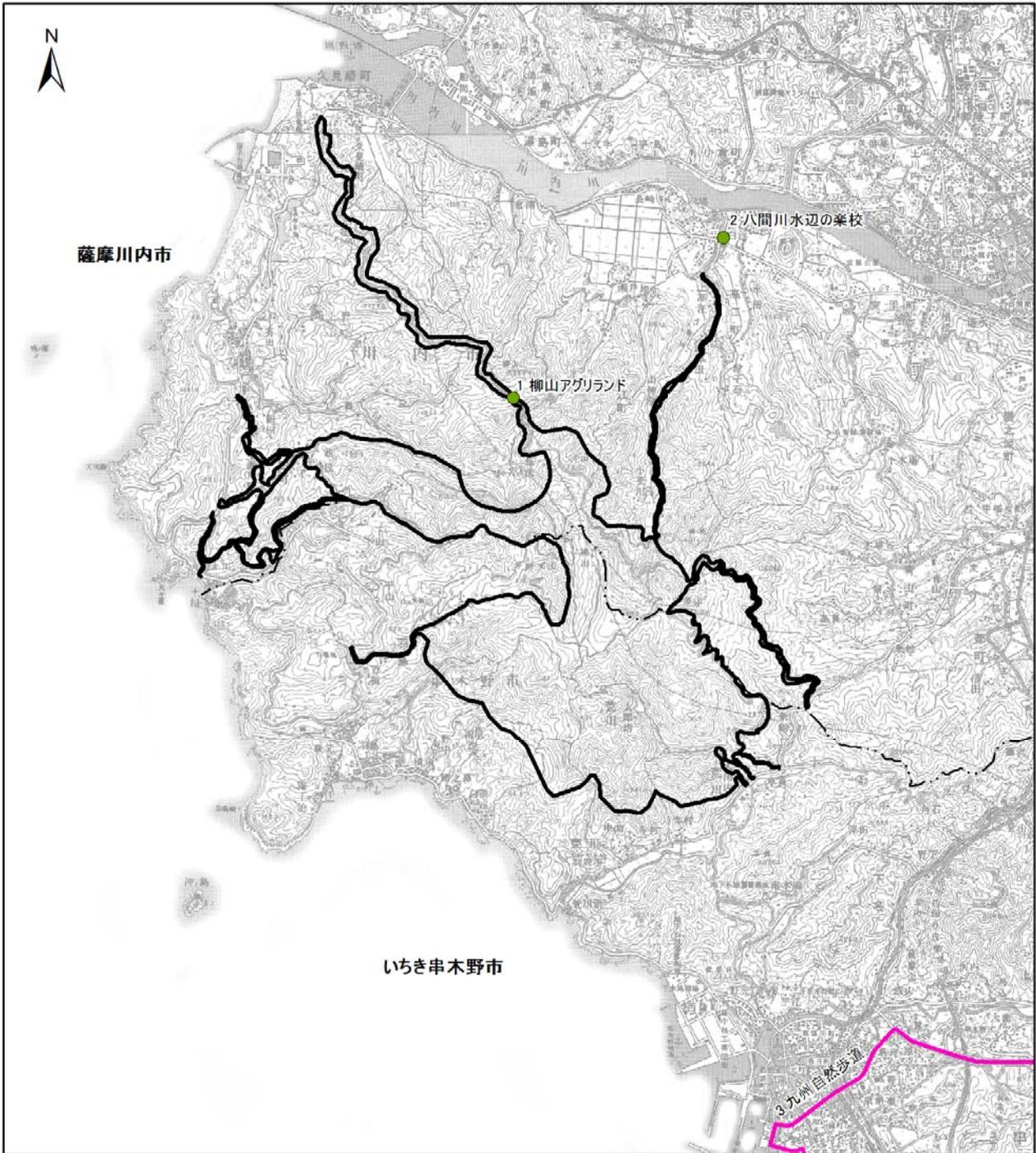
事業実施想定区域及びその周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表 3.1-47 及び図 3.1-28 に示すとおりであり、事業実施想定区域の主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、「柳山アグリランド」が存在する。

表 3.1-47 事業実施想定区域及びその周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場

No.	区分	市町村	名称	出典	概要
1	公園	薩摩川内市	柳山アグリランド	1, 2	コスモス 3ha、菜の花 2ha、桜 250 本、ヤギ・ウサギ牧場、特産品直売所、山頂までのハイキングコースが整備されている。
2	公園	薩摩川内市	八間川水辺の楽校	2	八間川下流部に整備された親水公園。付近には、有形文化財に指定されている石造眼鏡橋の江之口橋がある。
3	歩道	いちき串木野市	九州自然歩道	3	山、川、海岸、砂丘と歴史が融合された自然歩道。

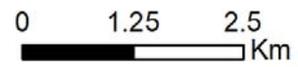
出典)

- 1 「鹿児島県観光サイト」(鹿児島県観光連盟 HP)
- 2 「薩摩川内市ふるさと景観 100 選マップ」(薩摩川内市 HP)
- 3 「九州自然歩道 鹿児島県ルートマップ」(平成 22 年 3 月現在, 鹿児島県観光課)



凡 例

- 事業実施想定区域
- 人と自然との触れ合いの活動の場
- 九州自然歩道



出典) 「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図(鹿児島県)」(平成元年、環境庁)
 「国土数値情報 地域資源データ」(平成24年、国土交通省HP)
 「九州自然歩道 鹿児島県ルートマップ」(平成22年、鹿児島県HP)

図3.1-28 人と自然との触れ合いの活動の場

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

(1) 空間放射線量率の状況

鹿児島県環境放射線監視センターは、川内原子力発電所から概ね30km圏内及び甕島に設置されたモニタリングポスト67局で空間放射線量率を定期的に測定している。

事業実施想定区域及びその周辺には、図3.1-29に示すとおり、20局の測定点がある。

平成28年度の月別空間放射線量率は表3.1-48に示すとおりであり、月別空間放射線量率の月平均値は58～92 nGy/hで推移している。この値は「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を下回っている。

注) nGy/h から $\mu\text{Sv/h}$ への変換は、 0.8×0.001 を乗じると $\mu\text{Sv/h}$ に変換できる。例えば、最高値の92 nGy/h は $92 \times 0.8 \times 0.001 = 0.0736 \mu\text{Sv/h}$ となる。

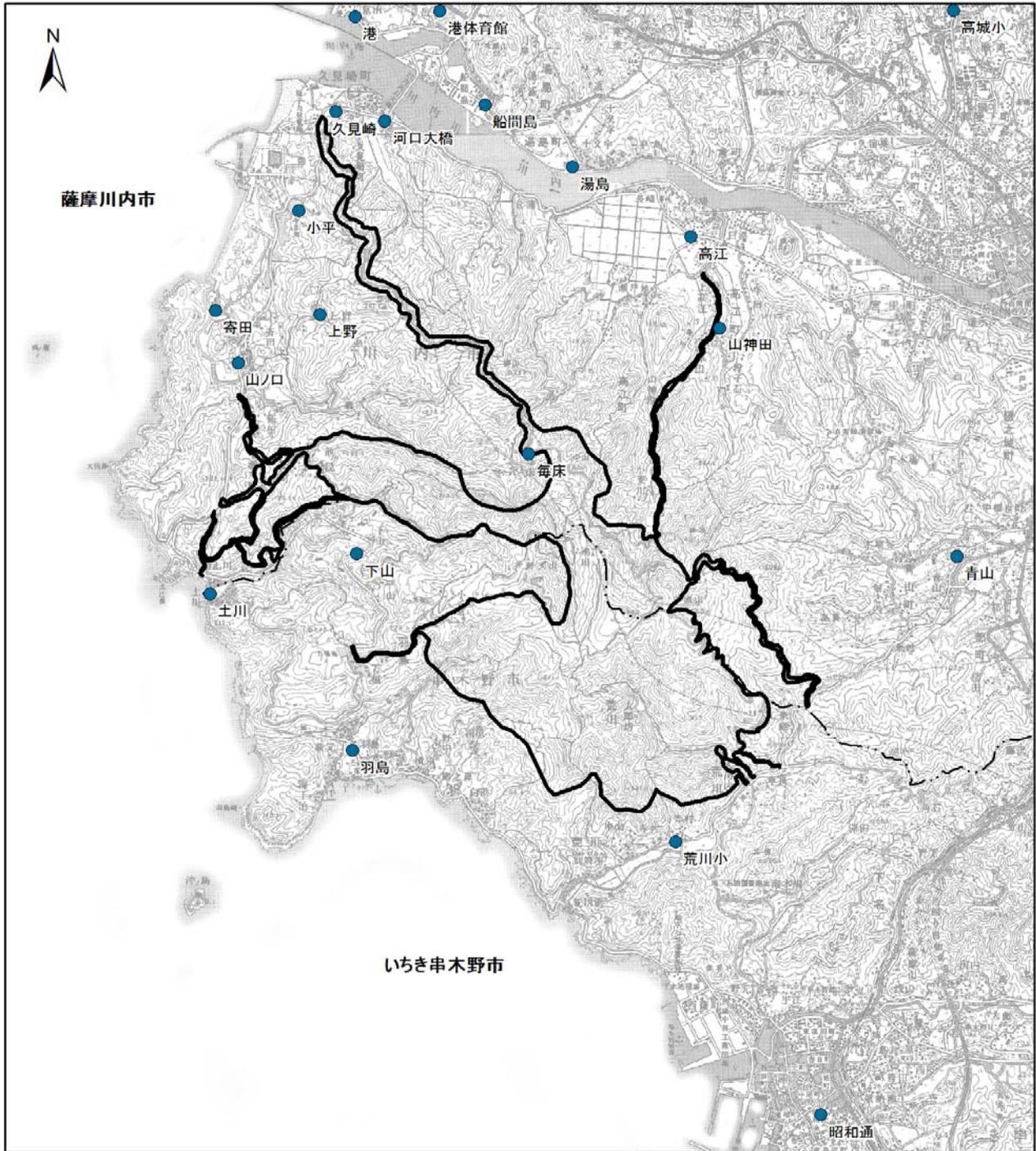
表 3.1-48 月別空間放射線量率（平成28年度）

単位：nGy/h

市町	調査地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
薩摩川内市	港	70	70	70	69	70	70	70	70	70	70	71	71
	久見崎	59	59	59	58	59	59	59	59	59	60	60	60
	小平	66	67	67	65	67	66	66	67	66	67	67	68
	上野	68	68	68	67	69	68	68	68	68	68	69	69
	寄田	64	64	64	62	64	63	63	63	63	63	64	64
	高江	70	70	70	69	71	70	70	70	70	70	71	71
	港体育館	79	79	79	78	80	79	79	79	79	79	80	80
	船間島	91	91	91	90	92	91	91	91	91	91	91	92
	湯島	68	68	68	67	71	68	68	68	68	68	69	70
	河口大橋	82	82	82	81	84	82	82	82	82	82	82	83
	山神田	74	74	74	73	76	74	74	74	74	74	74	75
	毎床	81	81	81	79	81	80	80	81	80	81	80	81
	山ノ口	85	85	85	84	88	86	86	86	86	86	86	87
高来小	63	63	63	61	62	61	61	61	61	62	62	63	
青山	62	62	61	60	64	61	61	62	61	61	61	62	
いちき 串木野市	下山	74	74	74	73	75	74	74	74	74	74	74	75
	土川	86	86	86	85	87	86	86	86	84	86	86	87
	羽島	78	78	76	75	76	76	77	78	78	78	78	78
	荒川小	61	61	61	60	61	60	61	61	61	61	61	61
	昭和通	68	68	68	67	68	67	67	67	67	68	68	68

注) 表中の数値は、その月の1時間値の平均値を示す。

出典) 「平成28年度 鹿児島県環境放射線監視センター所報 第10巻」(平成30年1月、鹿児島県環境放射線監視センター)



凡 例

- 事業実施想定区域
- 空間放射線量率測定局

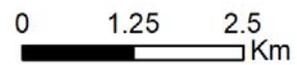


図3.1-29 空間放射線量率測定局の位置

出典)「平成28年度 鹿児島県環境放射線監視センター所報 第10巻」
(平成30年、鹿児島県環境放射線監視センター)

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

薩摩川内市及びいちき串木野市の平成24～28年の人口及び世帯数の推移は、表3.2-1に示すとおりである。

表3.2-1 人口及び世帯数の推移

各年10月1日現在

市 町	項 目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	
薩摩川内市	世 帯 数	41,337	41,180	40,901	40,686	40,775	
	人 口	男 女 計	98,297	97,581	96,704	96,076	95,496
		男	46,654	46,405	46,067	45,926	45,753
		女	51,643	51,176	50,637	50,150	49,743
	1世帯当りの人員	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	
いちき 串木野市	世 帯 数	12,212	12,216	12,198	12,159	12,143	
	人 口	男 女 計	30,532	30,211	29,788	29,282	28,902
		男	14,206	14,040	13,850	13,609	13,436
		女	16,326	16,171	15,938	15,673	15,466
	1世帯当りの人員	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	

出典) 「統計さつまませんだい 平成29年度版」(平成30年、薩摩川内市)

「統計いちき串木野ー平成29年度版ー」(平成29年、いちき串木野市)

(2) 産業の状況

① 産業構造及び産業配置

薩摩川内市及びいちき串木野市の平成27年における産業別就業者数は、表3.2-2に示すとおりである。

表 3.2-2 産業別就業者数（平成27年）

部門	大分類	薩摩川内市		いちき串木野市	
		(人)	(%)	(人)	(%)
第1次産業	農林、林業	2,472	5.5	622	4.7
	漁業	331	0.7	152	1.1
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	23	0.1	22	0.2
	建設業	4,907	10.9	1,264	9.5
	製造業	7,959	17.7	2,442	18.4
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	688	1.5	34	0.3
	情報通信業	154	0.3	53	0.4
	運輸業、郵便業	1,551	3.5	650	4.9
	卸売業、小売業	6,249	13.9	1,969	14.8
	金融業、保険業	640	1.4	178	1.3
	不動産業、物品賃貸業	398	0.9	99	0.7
	学術研究、専門・技術サービス業	755	1.7	243	1.8
	宿泊業、飲食サービス業	2,530	5.6	780	5.9
	生活関連サービス業、娯楽業	1,479	3.3	540	4.1
	教育、学習支援業	1,716	3.8	501	3.8
	医療、福祉	7,412	16.5	2,317	17.4
	複合サービス事業	571	1.3	205	1.5
	サービス業（他に分類不能）	2,231	5.0	603	4.5
公務（他に分類されるものを除く）	2,267	5.0	585	4.4	
分類不能の産業		559	1.2	30	0.2
総数		44,892	100	13,289	100

注) 総数は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しないこともある。

出典) 「都道府県・市町村別統計表（男女別人口、年齢3区分・割合、就業者、昼間人口など）」
 （平成29年、総務省HP）

② 生産量及び生産額

イ. 農業

薩摩川内市及びいちき串木野市における平成 28 年の農業産出額は、表 3.2-3 に示すとおりである。

表 3.2-3 農業産出額（平成 28 年）

単位：1,000 万円

種別		薩摩川内市	いちき串木野市
耕 種	米	191	30
	麦類	0	0
	雑穀	0	0
	豆類	0	0
	いも類	2	3
	野菜	117	27
	果実	38	24
	工芸農作物	25	1
	その他作物	3	1
	小計（ア）	384	90
畜 産	肉用牛	388	209
	乳用牛	10	—
	生乳	9	—
	豚	25	×
	鶏	183	50
	鶏卵	7	49
	ブロイラー	177	×
	その他畜産物	0	×
小計（イ）	606	262	
加工農産物（ウ）		13	0
農業産出額 合計（ア＋イ＋ウ）		1,003	352

注）1 数値については表示単位未満を四捨五入したため合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

2 「0」は単位に満たないもの、「—」は事実のないもの、「×」は非公表を示す。

出典）「市町村別農業産出額（推計）2016 年」（平成 30 年、農水省）

ロ. 林業

薩摩川内市及びいちき串木野市における平成 28 年度の所有形態別林野面積は、表 3.2-4 に示すとおりである。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（平成 28 年度）

単位：ha

区分	薩摩川内市	いちき串木野市
森林面積	46,140	6,885
国有林	4,009	1,262
民有林	42,131	5,623
県有林	416	1
市町村林	5,776	195
私有林	35,938	5,427

出典）「平成 29 年度森林・林業統計」（平成 29 年、鹿児島県）

ハ. 水産業

薩摩川内市及びいちき串木野市における平成 28 年の漁業種類別漁獲量は、表 3.2-5 に示すとおりである。いちき串木野市の串木野漁港は、遠洋マグロ漁業基地でもある。

表 3.2-5 漁業種類別漁獲量（平成 28 年）

単位：t

漁業種類		薩摩川内市	いちき串木野市
底びき網	遠洋底びき網	—	—
	以西底びき網	—	—
	沖合底びき網	—	—
	小型底びき網	59	—
船びき網		421	442
まき網	大中型まき網	—	—
	中・小型まき網	×	—
刺網		645	12
敷網		—	—
定置網		180	—
その他の網漁業		—	—
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろはえ縄	×
		近海まぐろはえ縄	—
		沿岸まぐろはえ縄	—
	その他のはえ縄	—	13
はえ縄以外の釣	かつお 1 本釣	—	—
	いか釣	1	×
	ひき縄釣	28	—
	その他の釣	98	43
採貝・採藻		2	—
その他の漁業		10	×
漁獲量総計		1,564	13,716

注) 表中の「-」は事実のないもの、「×」は非公表を示す。

出典) 「海面漁業生産統計調査 平成 28 年産市町村別データ」(平成 30 年、農林水産省)

二. 商業

薩摩川内市及びいちき串木野市における平成 26 年の年間商品販売額は、表 3.2-6 に示すとおりである。

表 3.2-6 年間商品販売額（平成 26 年）

産業分類	内 容	薩摩川内市	いちき串木野市
卸売業	事業所数	181	44
	従業者数（人）	1,074	195
	年間商品販売額（百万円）	64,127	13,197
小売業	事業所数	836	273
	従業者数（人）	4,565	1,245
	年間商品販売額（百万円）	80,081	17,421
合計	事業所数	1,017	317
	従業者数（人）	5,639	1,440
	年間商品販売額（百万円）	144,208	30,618

出典）「平成 26 年 商業統計表 第 3 巻産業編（市区町村表）」（平成 27 年、経済産業省）

ホ. 工業

薩摩川内市及びいちき串木野市における平成 26 年の年間製造業出荷額は、表 3.2-7 に示すとおりである。

表 3.2-7 年間製造品出荷額（平成 26 年）

産 業 分 類	単位：万円	
	薩摩川内市	いちき串木野市
食料品製造業	1,536,361	3,605,387
飲料・たばこ・飼料製造業	653,926	1,450,968
繊維工業	×	—
木材・木製品製造業（家具を除く）	215,173	13,702
家具・装備品製造業	44,371	—
パルプ・紙・紙加工品製造業	2,593,058	×
印刷・同関連業	82,779	—
化学工業	214,970	—
石油製品・石炭製品製造業	×	—
ゴム製品製造業	—	×
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	121,164	—
窯業・土石製品製造業	11,172,951	123,631
鉄鋼業	×	—
非鉄金属製造業	×	×
金属製品製造業	699,068	80,983
はん用機械器具製造業	114,581	×
生産用機械器具製造業	402,142	×
電子部品・デバイス・電子回路製造業	1,278,481	×
電気機械器具製造業	137,701	—
輸送用機械器具製造業	—	189,761
その他の製造業	61,932	—
製造業 計	19,403,507	6,262,475

注）表中の「-」は事実のないもの、「×」は非公表を示す。

出典）「平成 26 年 工業統計表（市町村編）」（平成 28 年、経済産業省）

3.2.2 土地利用の状況

事業実施想定区域及びその周辺における土地利用の状況は表 3.2-8、「国土数値情報土地利用細分メッシュ」に基づく土地利用図は図 3.2-1 に示すとおりである。また、事業実施想定区域及びその周辺には、国有林、農用地区域及び農業地域がある。

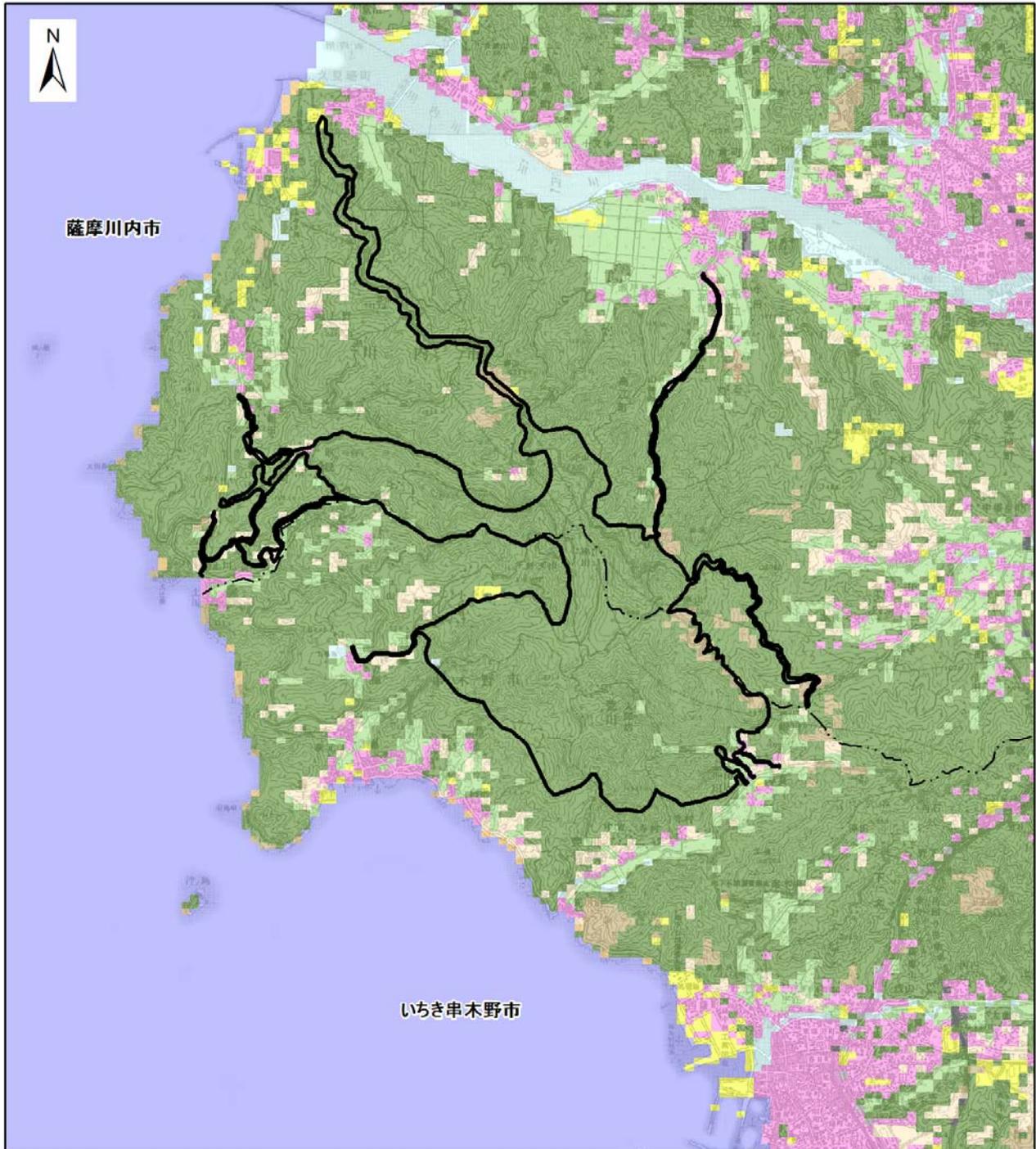
表 3.2-8 土地利用の状況

市 町		薩摩川内市	いちき串木野市
統計年度		平成 29 年	平成 28 年
総面積 (km ²)		682.920	112.30
土地 の 地 目	田	面積 (km ²)	45.654
		比率 (%)	6.7
	畑	面積 (km ²)	35.065
		比率 (%)	5.1
	宅地	面積 (km ²)	26.132
		比率 (%)	3.8
	山林	面積 (km ²)	307.793
		比率 (%)	45.1
	原野	面積 (km ²)	59.220
		比率 (%)	8.7
	雑種地	面積 (km ²)	15.326
		比率 (%)	2.2
	その他	面積 (km ²)	193.730
		比率 (%)	28.4

注) 各市の面積は 1 月 1 日現在、「-」は該当数字がないものである。

出典) 「統計さつませんだい 平成 29 年度版」(平成 30 年、薩摩川内市)

「統計いちき串木野-平成 29 年度版-」(平成 29 年、いちき串木野市)



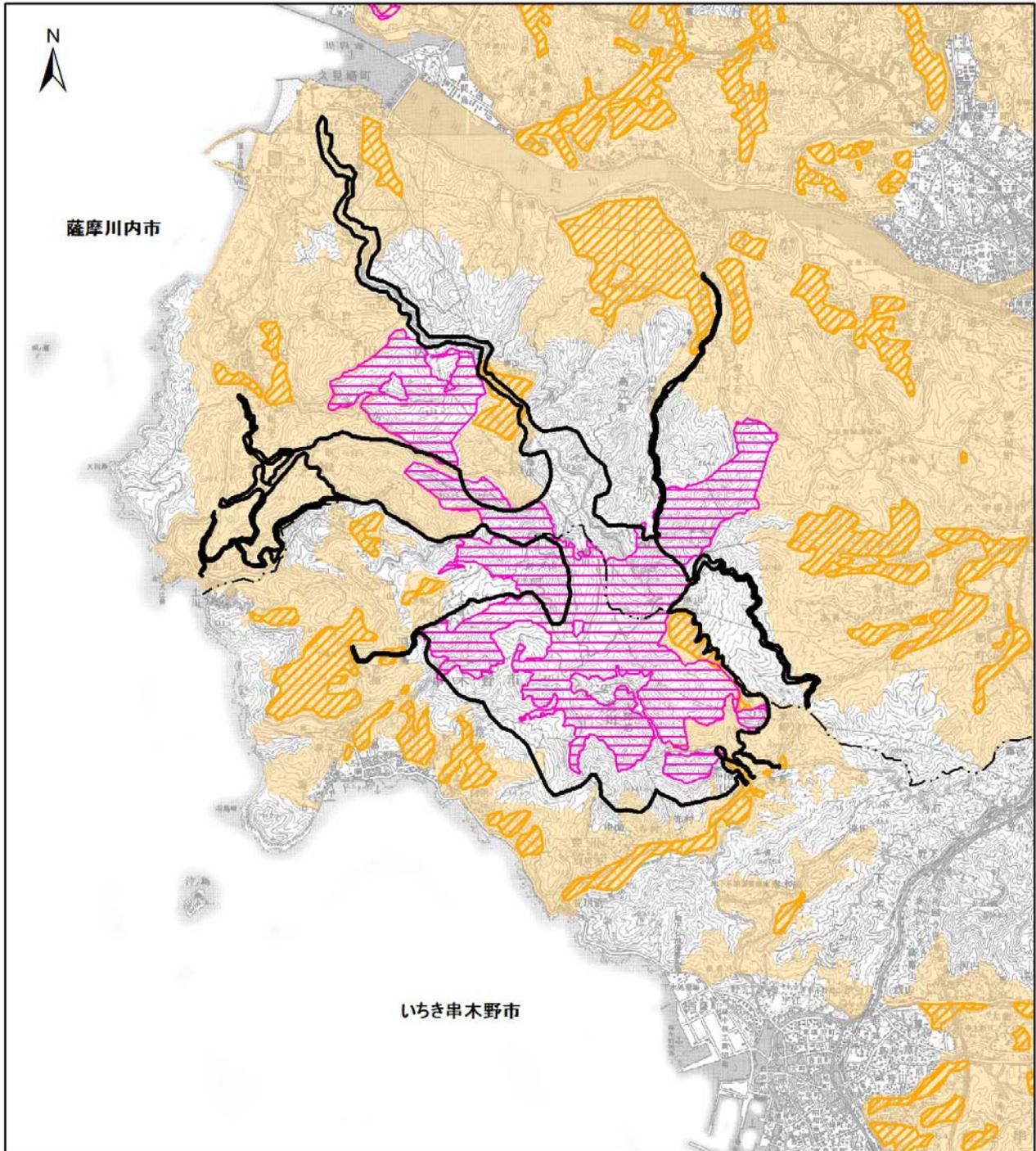
凡 例

- | | |
|----------|---------|
| 事業実施想定区域 | 鉄道 |
| 田 | その他の用地 |
| その他の農用地 | 河川地及び湖沼 |
| 森林 | 海浜 |
| 荒地 | 海水域 |
| 建物用地 | ゴルフ場 |
| 道路 | |

0 1.25 2.5 Km

図3.2-1(1) 土地利用図

出典) 「国土数値情報 土地利用細分メッシュ」(平成26年度、国土交通省HP)



凡 例

-  事業実施想定区域
-  国有林
-  農用地区域
-  農業地域

0 1.25 2.5
Km

図3.2-1(2) 土地利用図

出典)「国土数値情報 (森林地域データ)、(農業地域データ)」
(平成27年度、国土交通省HP)

3.2.3 河川及び地下水の利用状況

(1) 河川の利用状況

事業実施想定区域及びその周辺における主な河川は、薩摩川内市に一級河川の川内川水系川内川とその支川及び二級河川の轟川水系轟川、いちき串木野市に二級河川の土川川水系土川川、平身川水系平身川、荒川川水系荒川川及び五反田川水系五反田川がある。

薩摩川内市及びいちき串木野市における水道の整備状況は表 3.2-9 に示すとおりである。

表 3.2-9 水道の整備状況

市町	区分	箇所数	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)	
薩摩川内市	合計	17	98,940	97,490	97.5	
	上水道	1	90,000	88,892		
	簡易水道	2	4,940	4,598		
	専用水道	自己水源	12	4,000		4,000
		その他	2	1,200		1,200
いちき 串木野市	合計	10	34,022	28,370	99.3	
	上水道	3	20,000	18,086		
	簡易水道	5	11,372	9,835		
	専用水道	自己水源	2	2,650		449
		その他	0	0		0

出典) 「平成 29 年度版鹿児島県の水道 (平成 28 年度水道統計調査)」 (平成 30 年、鹿児島県)

事業実施想定区域及びその周辺における漁業権は、表 3.2-10、表 3.2-11 及び図 3.2-2 に示すとおりであり、川内川の本川及び支川に設定されている。

表 3.2-10 河川における漁業権の設定状況

河川名	漁業権者の名称	漁業権の免許番号
川内川	川内川漁業協同組合	鹿内共第 4 号、鹿内共第 5 号
	川内市内水面漁業協同組合	鹿内共第 4 号、鹿内共第 5 号、鹿内共第 7 号

注) 漁業権の免許番号の「鹿内共第 5 号」は、川内川の上流地域での漁業権である。

出典) 鹿児島県商工労働水産部水産振興課資料 (平成 30 年、鹿児島県)

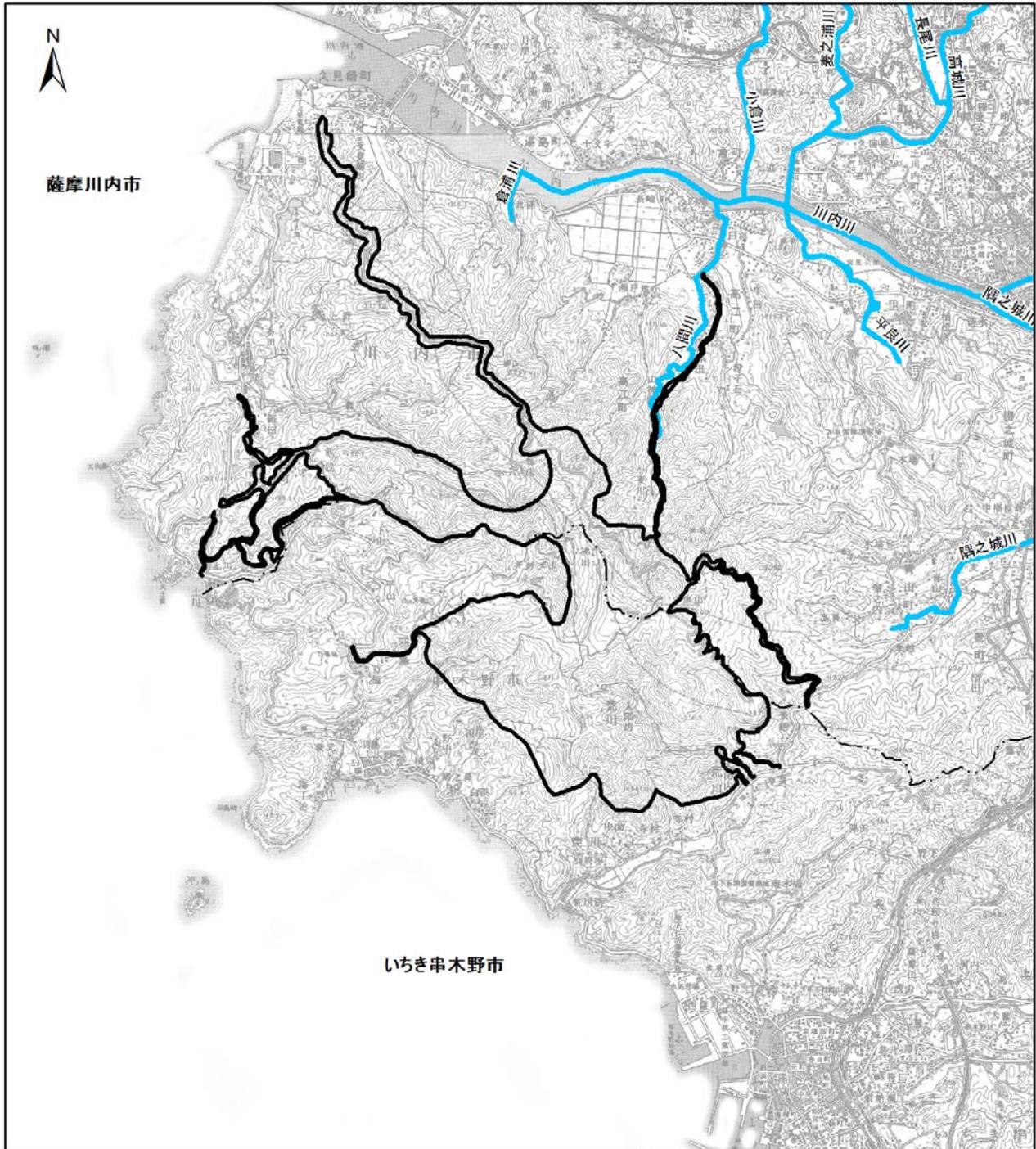
表 3.2-11 内水面共同漁業権の設定状況

漁場番号	漁業権類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係区域
鹿内協第4号	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 もくずがに漁業 てながえび漁業	1月1日～ 12月31日	薩摩川内市、薩摩郡さつま町の川内川本流及び支流	基点1と点aを結んだ線から基点2と基点3を結んだ線までの川内川本流及び支流のうち高城川、表之浦川、長尾川、平良川、隈之城川、平佐川、倉浦川、八間川、八倉川、田海川、樋渡川、岩切川、山田川、樋脇川、市比野川、後川内川、倉野川、久富木川、大山口川、五反田川、泊野川、海老川、夜星川、大薄川、中間川、穴川、大王川、南方川、南川、前川、浦川内川、柳野川の区域。ただし、各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。	なし	薩摩川内市の旧川内市、旧薩摩郡東郷町、旧薩摩郡樋脇町、旧薩摩郡入来町、旧薩摩郡祁答院町及び薩摩郡さつま町の区域
鹿内協第7号	第1種共同漁業	しじみ漁業 はまぐり漁業	1月1日～ 12月31日	薩摩川内市の川内川本流及び支流	基点1と点aを結んだ線から基点2と基点3を結んだ線までの川内川本流及び支流のうち高城川、平良川、隈之城川の区域。ただし、各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。	なし	薩摩川内市の旧川内市の区域

注) 第1種：藻類、貝類等定着性のものを目的とする漁業。

第5種：内水面（河川・湖沼）で営む漁業。

出典) 鹿児島県商工労働水産部水産振興課資料（平成30年、鹿児島県）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 内水面共同漁業権

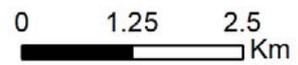


図3.2-2 内水面共同漁業権の
設定河川

出典)「鹿児島県商工労働水産部水産振興課資料」(平成30年、鹿児島県)

(2) 地下水の利用状況

薩摩川内市及びいちき串木野市における地下水の利用状況は、表 3.2-12 に示すとおりである。

地下水は主に上水道及び簡易水道に利用されている。

表 3.2-12 地下水の利用状況（平成 28 年度）

単位：千 m³

水源		薩摩川内市		いちき串木野市	
		上水道	簡易水道	上水道	簡易水道
地表水		5,022	536.839	0	55.374
地下水	伏流水	0	211.528	1,391	1,107.983
	浅井戸	0		267	
	深井戸	4,274		1,274	
湧水		1,602	—	361	—
その他		—	0	—	213.836
合計		10,898	748.367	3,293	1,377.193

注) 表中の「-」は事実のないものを示す。

出典) 「平成 29 年度版鹿児島県の水道（平成 28 年度水道統計調査）」（平成 30 年、鹿児島県）

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通

① 道路

事業実施想定区域及びその周辺における主要な道路及び交通量の状況は、表 3.2-13 及び図 3.2-3 に示すとおりである。

表 3.2-13 事業実施想定区域及びその周辺の主要な交通の状況

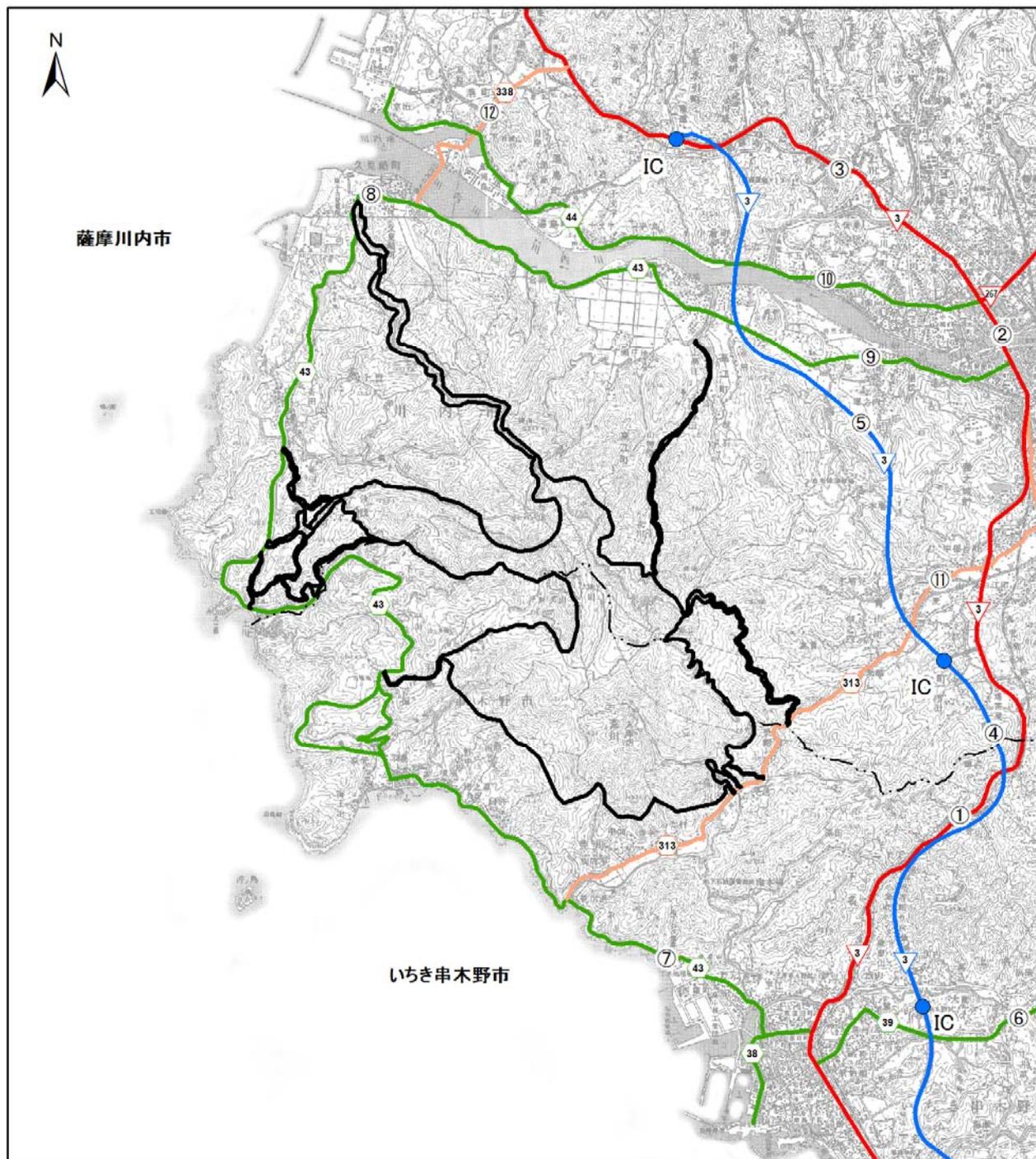
図中 番号	道路種別	路線名	観測地点地名	昼間 12 時間 自動車類 交通量 (台)	昼間 12 時間 大型車混入率 (%)
①	一般国道	国道 3 号	いちき串木野市 金山	8,000	8.6
②	一般国道	国道 3 号	薩摩川内市大小 路町	21,406	4.4
③	一般国道	国道 3 号	薩摩川内市上川 内町	13,119	10.7
④	一般国道 (南九州自動車道)	国道 3 号	いちき串木野市 下名	11,958	13.2
⑤	一般国道 (南九州自動車道)	国道 3 号	薩摩川内市宫里 町	4,170	23.4
⑥	主要地方道	串木野樋脇線 (県道 39 号)	いちき串木野市 上名字生野	3,116	6.6
⑦	主要地方道	川内串木野線 (県道 43 号)	いちき串木野市 野元	2,926	8.3
⑧	主要地方道	川内串木野線 (県道 43 号)	—	2,217	5.6
⑨	主要地方道	川内串木野線 (県道 43 号)	薩摩川内市宫里 町	5,632	8.9
⑩	主要地方道	京泊大小路線 (県道 44 号)	薩摩川内市五代 町	4,769	6.8
⑪	一般県道	荒川川内線 (県道 313 号)	—	4,039	1.6
⑫	一般県道	京泊草道線 (県道 338 号)	薩摩川内市港町	3,445	41.6

注) 1. 12 時間交通量は、平日の 7 時～19 時に測定した往復交通量である。

2. 図中番号は、第 3.2-3 図に対応する。

3. 「⑧川内串木野線」及び「⑪荒川川内線」は、交通量の観測は行われておらず、データは推定値である。

出典) 「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査」(平成 27 年度、国土交通省 HP)



凡 例

- 事業実施想定区域
- 南九州西回り自動車道
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- IC インターチェンジ
- ①~⑫ 交通量観測地点

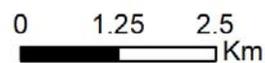


図3.2-3 主要な道路及び交通量観測地点

出典) 「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査」(平成27年度、国土交通省HP)

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

事業実施想定区域及びその周辺 2 km 範囲の学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況は、表 3.2-14 及び図 3.2-4 に示すとおりである。

事業実施想定区域（風力発電機の設置検討範囲）から最も近い施設は、荒川小学校で約 0.6km となっている。

表 3.2-14 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

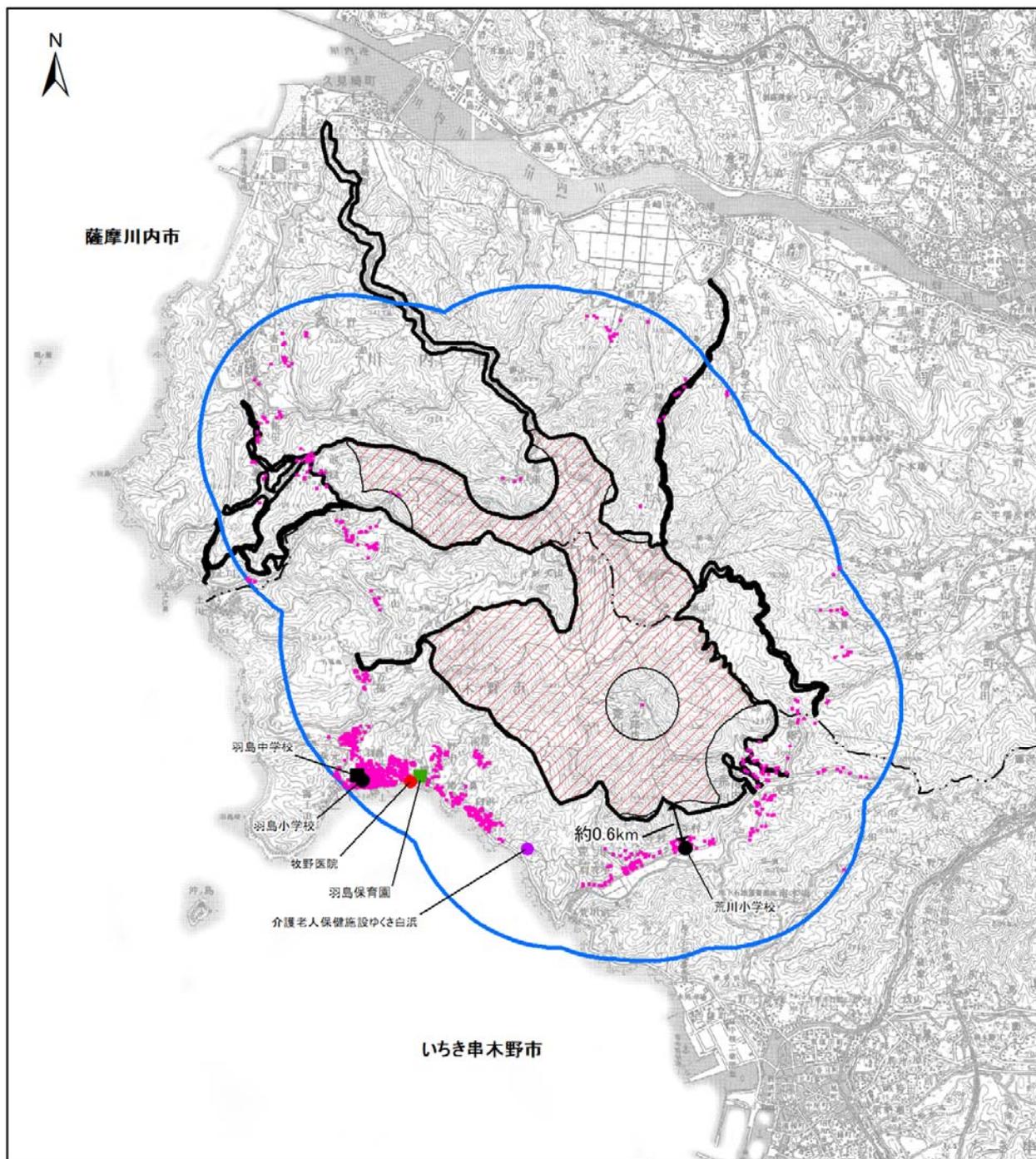
分類	施設名	所在地
小学校	羽島小学校	いちき串木野市羽島 5359
	荒川小学校	いちき串木野市荒川 2347-1
中学校	羽島中学校	いちき串木野市羽島 5355
病院	牧野病院	いちき串木野市羽島 3554
福祉施設等	羽島保育園	いちき串木野市羽島 3595-3
	介護老人保健施設 ゆくさ白浜	いちき串木野市羽島 265-15

出典) 「国土数値情報(学校、医療機関、福祉施設)」(平成 25、26、27 年度、国土交通省 HP)

(2) 住宅の配置の状況

事業実施想定区域及びその周辺 2 km 範囲の住宅分布状況は、図 3.2-4 に示すとおりである。

事業実施想定区域（風力発電機の設置検討範囲）に、数戸の住宅が含まれている。



凡例

- 事業実施想定区域
- ▨ 風力発電機の設置検討範囲
- 風力発電機の設置検討範囲から2kmの範囲
- 小学校
- 中学校
- 病院
- 老人ホーム
- 保育所
- 住宅



図3.2-4 風力発電機の設置検討範囲から2kmの範囲の配慮が必要な施設及び住宅分布状況

出典)「国土数値情報(学校、医療機関、福祉施設)」(平成25、26、27年度、国土交通省HP)
「ゼンリン住宅地図(鹿児島県)」(平成29、30年、株式会社ゼンリン)

3.2.6 下水道の整備状況

薩摩川内市及びいちき串木野市における汚水処理施設の整備状況は、表 3.2-15 に示すとおりである。

表 3.2-15 汚水処理人口普及率（平成 28 年度末）

項 目		薩摩川内市	いちき串木野市
住民基本台帳人口（千人）		96.4	28.6
汚水処理人口（千人）		71.0	22.2
人口普及率（％）		73.6	77.8
下水道	普及人口（千人）	10.0	10.5
	普及率（％）	10.3	36.8
農業集落排水施設等 （漁業集落排水施設を含む）	普及人口（千人）	4.2	0.3
	普及率（％）	4.4	1.1
浄化槽	普及人口（千人）	55.4	11.4
	普及率（％）	57.5	39.9
コミュニティプラント	普及人口（千人）	1.4	—
	普及率（％）	1.4	—

注）表中の「—」は事実のないものを示す。

出典）「市町村別汚水処理人口普及率（平成 28 年度末）」（平成 29 年、鹿児島県）

3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

① 環境基準

イ. 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）及び「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）により、表3.2-16のとおり定められている。

なお、環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用されない。

表 3.2-16 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年環大企第143号)
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (昭和53年環境庁告示第38号)	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。 (昭和53年環大企第262号)	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年環大企第143号)
		短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年環大企第143号)
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 (平成21年環境省告示第33号)	長期的評価	1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。 (平成21年環水大総発第090909001号)
		短期的評価	1日平均値の年間98パーセントイル値が35μg/m ³ 以下であること。 (平成21年環水大総発第090909001号)
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	昼間の1時間値が0.06ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)		
備考：1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。			

出典) 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環告第25号、最終改正：平成8年10月25日環告示第73号)
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環告第38号、最終改正：平成8年10月25日環告示第74号)
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環告第4号、最終改正：平成13年4月20日環告示第30号)
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環告示第33号)

ロ. 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）により、表3.2-17のとおり定められている。

なお、環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音については適用されない。

表 3.2-17 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注：1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注）「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等をいい、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から15mまでの範囲、また2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から20mまでの範囲をいう。

出典）「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環告第64号、最終改正：平成24年3月30日環告第54号）

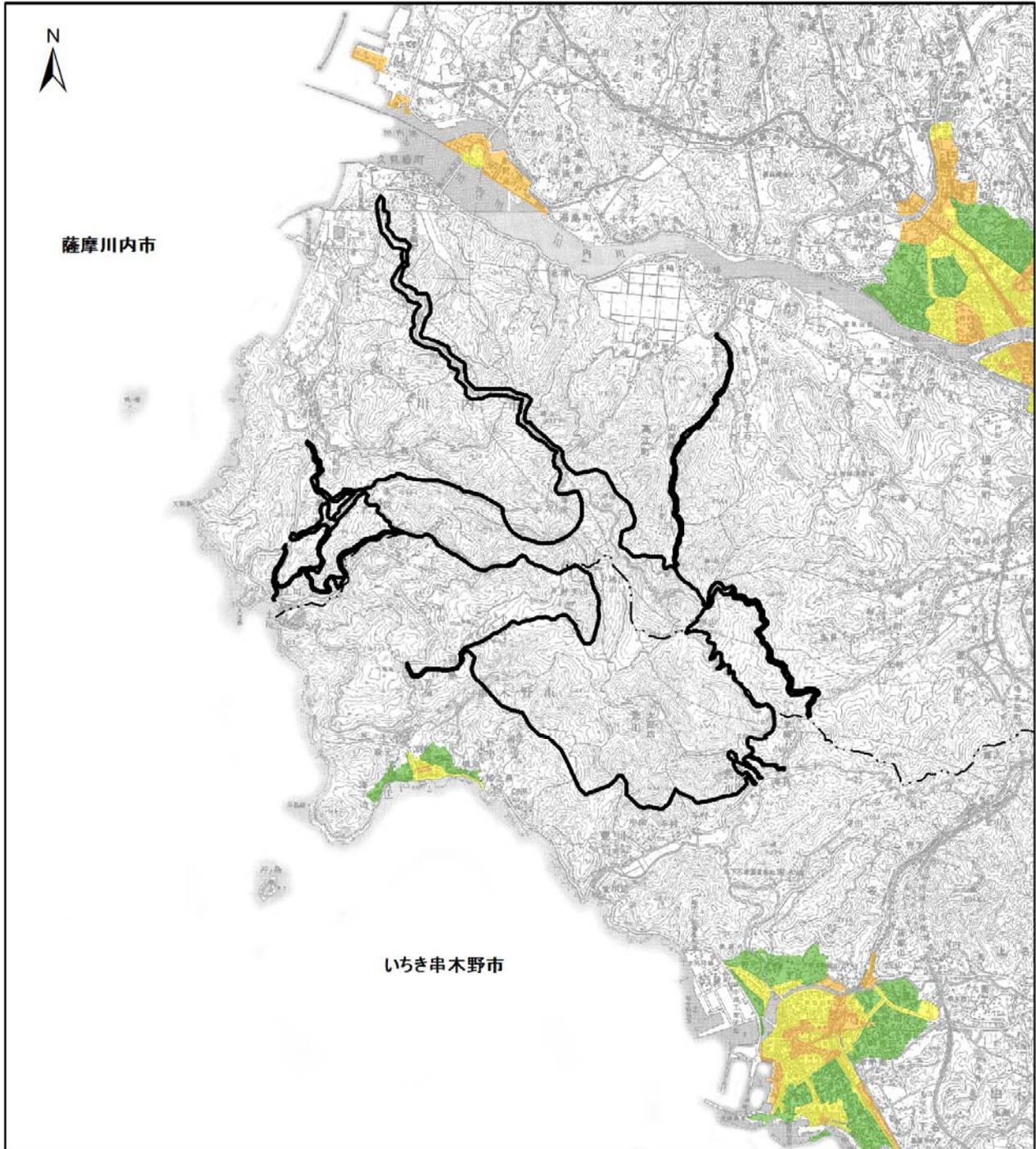
事業実施想定区域及びその周辺の環境基準の類型指定状況は、表 3.2-18 及び図 3.2-5 に示すとおりである。

表 3.2-18 騒音に係る環境基準の類型指定地域

平成 24 年 3 月 30 日 鹿児島県告示第 421 号
 平成 24 年 3 月 30 日 いちき串木野市告示第 60 号
 平成 24 年 3 月 30 日 薩摩川内市告示第 216 号

類型指定地域		地域の類型	該当地域
鹿児島市 鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市 垂水市 <u>薩摩川内市</u> 日置市 曾於市 霧島市 <u>いちき串木野市</u> 南さつま市	志布志市 奄美市 南九州市 伊佐市 始良市 さつま町 湧水町 錦江町 肝付町 中種子町 瀬戸内町 和泊町 知名町	A	都市計画法に基づく 第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域
		B	都市計画法に基づく 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域
		C	都市計画法に基づく 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

注) 1. 鹿児島県では A A 類型に指定されている地域はない。
 2. 市の区域については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 24 年 4 月 1 日施行)により、市長が独自に指定している。
 出典) 「平成 29 年版環境白書(資料編)」(平成 30 年、鹿児島県)



凡 例

- 事業実施想定区域
- A 類型
- B 類型
- C 類型

0 1.25 2.5
Km

出典) 「国土数値情報 用途地域データ」(平成23年度、国土交通省HP)
 「薩摩川内市地図サービス」(平成30年、薩摩川内市HP)
 「いちき串木野市 都市計画図」(平成26年、いちき串木野市)
 「いちき串木野市 騒音・振動規制法地域指定図」(平成19年、いちき串木野市)

図3.2-5 騒音に係る環境基準の
類型指定地域

ハ. 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）により定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は表3.2-19に示すとおりであり、公共用水域及び地下水に適用される。また、「生活環境の保全に関する環境基準」は表3.2-20に示すとおりであり、公共用水域に適用される。

表 3.2-19 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環告第59号、最終改正：平成26年11月17日環告第126号）

表 3.2-20 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2 mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。						

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 6. 「—」は、基準値が設定されていないことを示す。

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環告第 59 号、最終改正：平成 26 年 11 月 17 日環告第 126 号）

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考： 1. 基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。				

出典）「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環告第 59 号、最終改正：平成 15 年 11 月 5 日環告第 123 号）

事業実施想定区域及びその周辺における公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況は、表 3.2-21 及び図 3.2-6 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周辺では、川内川下流、五反田川が類型指定されている。

表 3.2-21 公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況

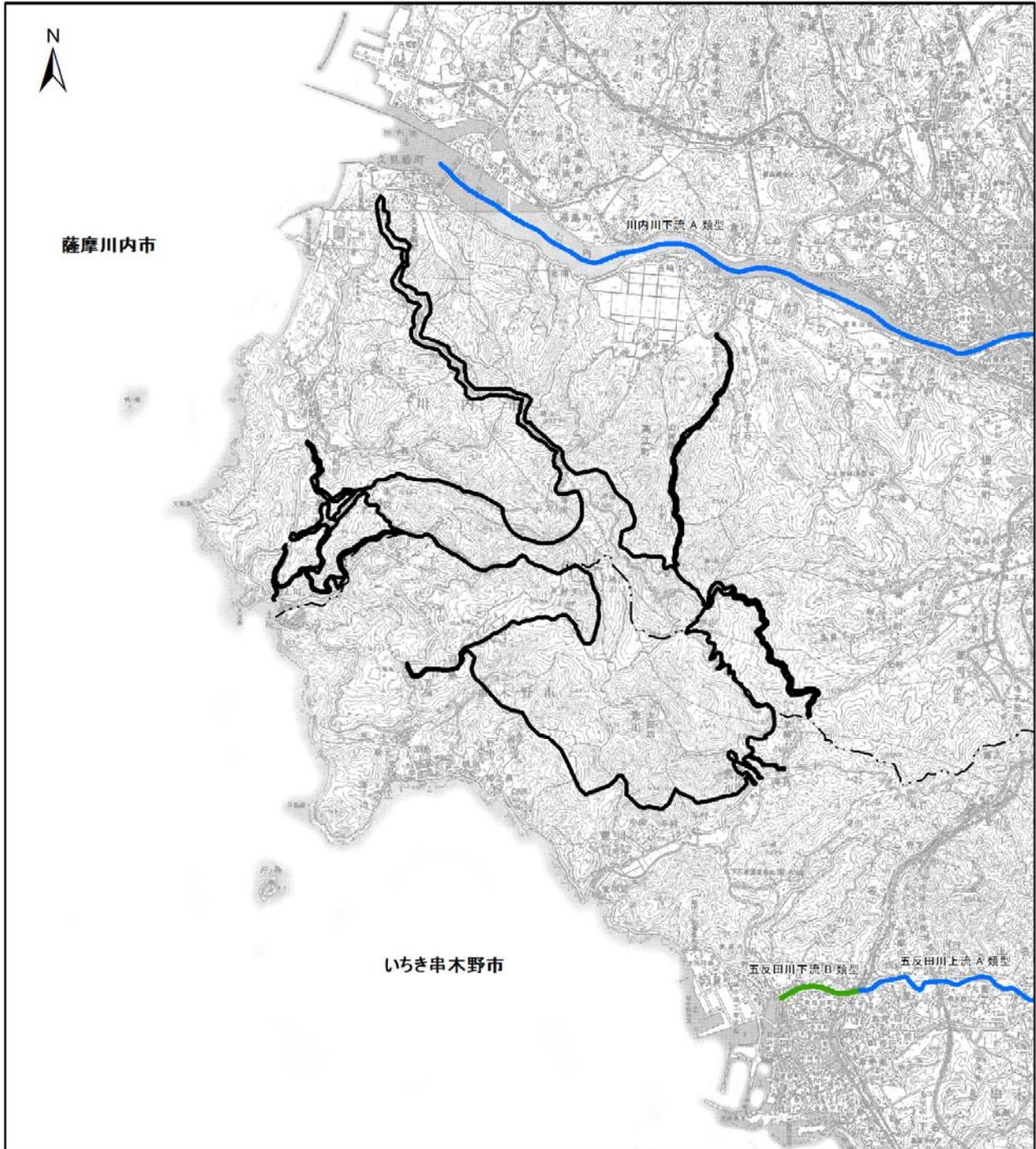
ア BOD 等に係る環境基準

水域名	範囲	該当類型	達成期間	基準点	類型指定年月日	備考
川内川下流	鶴田ダムから河口まで	A	イ	中郷、小倉	S46.5.25	H20.3.28 見直し
五反田川上流	上水道取水口から上流	A	イ	上水道取水口	S50.4.21	H8.6.5 見直し
五反田川下流	上水道取水口から下流	B	イ	五反田橋	S50.4.21	

イ 水生生物に係る環境基準

水域名	範囲	該当類型	達成期間	基準点数	類型指定年月日
川内川	全域	生物 B	イ	3	H24.3.30
五反田川	全域	生物 B	イ	2	H23.3.29

注) 達成期間：「イ」とは、ただちに達成
「ロ」とは、5 年以内で可及的すみやかに達成
「ハ」とは、5 年を超える期間で可及的すみやかに達成
出典）「平成 29 年版 環境白書（資料編）」（平成 30 年、鹿児島県）



凡 例

- 事業実施想定区域
- A 類型
- B 類型

0 1.25 2.5
 Km

図3.2-6 公共用水域に係る環境基準の
 類型指定状況

出典)「平成29年版 環境白書(資料編)」(平成30年、鹿児島県)

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-22 に示すとおりである。

表 3.2-22 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考： 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典) 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」 (平成9年3月13日環告第10号、
最終改正：平成28年3月29日環告第31号)

二. 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.2-23 に示すとおりである。

なお、環境基準は、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表3.2-23の項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用されない。

表 3.2-23 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考：	
	<ol style="list-style-type: none"> 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

出典) 「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 28 年 3 月 29 日環告第 30 号)

ホ. ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）により、表3.2-24のとおり定められている。

表 3.2-24 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質は除く)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

備考：

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあたっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典) 「ダイオキシン類に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号、
最終改正：平成21年3月31日環告第11号）

② 規制基準等

イ. 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）により、ばい煙発生施設の種類、規模毎にばい煙に係る排出基準、一般粉じん発生施設の種類毎に構造等に関する基準等が定められている。また、薩摩川内市及びいちき串木野市では「鹿児島県公害防止条例」（昭和46年条例第41号）に基づく、特定施設の大気汚染（ばい煙、粉じん）に係る規制が行われている。

なお、本事業では、これらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

ロ. 騒音

騒音については、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）に基づき、特定工場に関する規制並びに特定建設作業に関する規制、自動車騒音の限度の規制が行われている。

特定工場騒音の規制基準は表3.2-25、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表3.2-26、自動車騒音の限度は表3.2-27に示すとおりであり、事業実施想定区域及びその周辺における区域の指定状況は、図3.2-7～図3.2-8に示すとおりである。

表 3.2-25 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (8時～19時)	朝・夕 (6時～8時) (19時～22時)	夜間 22時～翌6時
第1種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第2種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第3種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
第4種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下

備考：

1. 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。
2. 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次のとおりである。
 - (1) 第1種区域良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - (2) 第2種区域住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - (3) 第3種区域住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 - (4) 第4種区域主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

出典) 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日 厚生・農林・通産・運輸省告示第1号、最終改正：平成18年9月29日、環告第132号)
「平成29年版 環境白書(資料編)」(平成30年、鹿児島県)

表 3.2-26 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

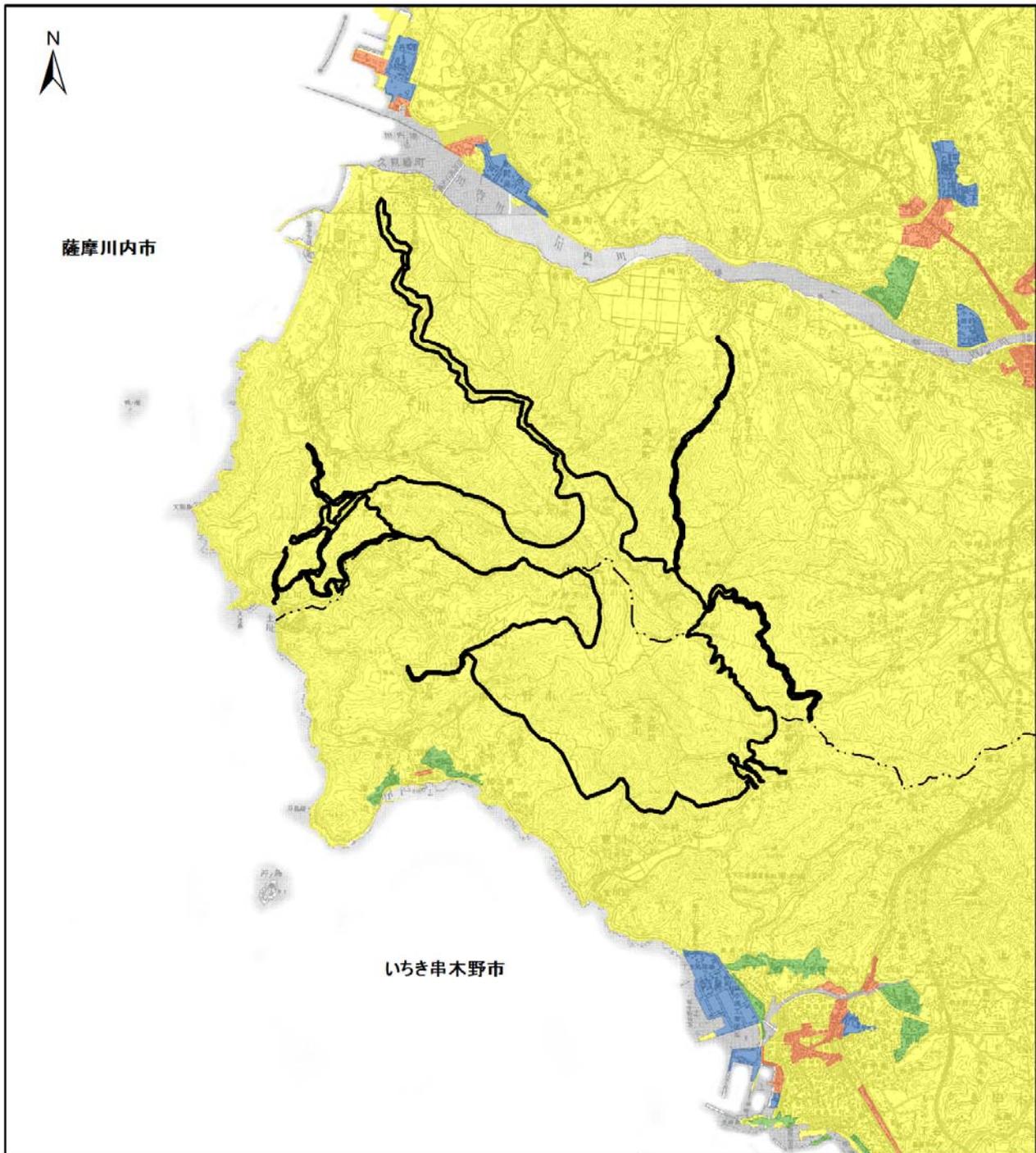
規制種別	地域の区分	特定建設作業	くくく い 打機	くくく い 打機	くくく い 打機	び よ う 打 機	さ く 岩 機	空 気 圧 縮 機	コ ン ス ク リ ー ト ブ ラ ン ト	ア ス フ ア ル ト ブ ラ ン ト	バ ッ ク ホ ウ	ブ ラ ド ー ザ シ ョ ベ ル
		①②	85 デシベル									
作業時間	①	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと。										
	②	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと。										
1 日あたりの作業時間	①	10 時間／日を超えないこと。										
	②	14 時間／日を超えないこと。										
作業期間	①②	連続して 6 日を超えないこと。										
作業日	①②	日曜日その他休日でないこと。										
備考：												
1. 地域の区分欄の①は第 1 号区域、②は第 2 号区域を表す。												
①第 1 号区域：ア 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域												
イ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域												
ウ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域												
エ 学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 80メートル以内の区域												
②第 2 号区域：第 1 号区域以外の騒音規制法に基づく指定区域												
2. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。												
3. 基準を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について勧告、命令を行うに当たり、特定建設作業の作業時間（1日あたりの作業時間を 4 時間まで短縮）を変更することができる。												
4. 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。												

出典) 「平成 29 年版 環境白書 (資料編)」 (平成 30 年、鹿児島県)

表 3.2-27 自動車騒音の限度（要請限度）

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
<p>備考：</p> <p>a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。</p> <p>a区域：専ら住居の用に供される区域。</p> <p>b区域：主として住居の用に供される区域。</p> <p>c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域。</p>			
<p>(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで、2車線を超える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は、次表を用いる。</p>			
時間の区分			
昼間		夜間	
75 デシベル		70 デシベル	

出典) 「平成 29 年版 環境白書 (資料編)」 (平成 30 年、鹿児島県)



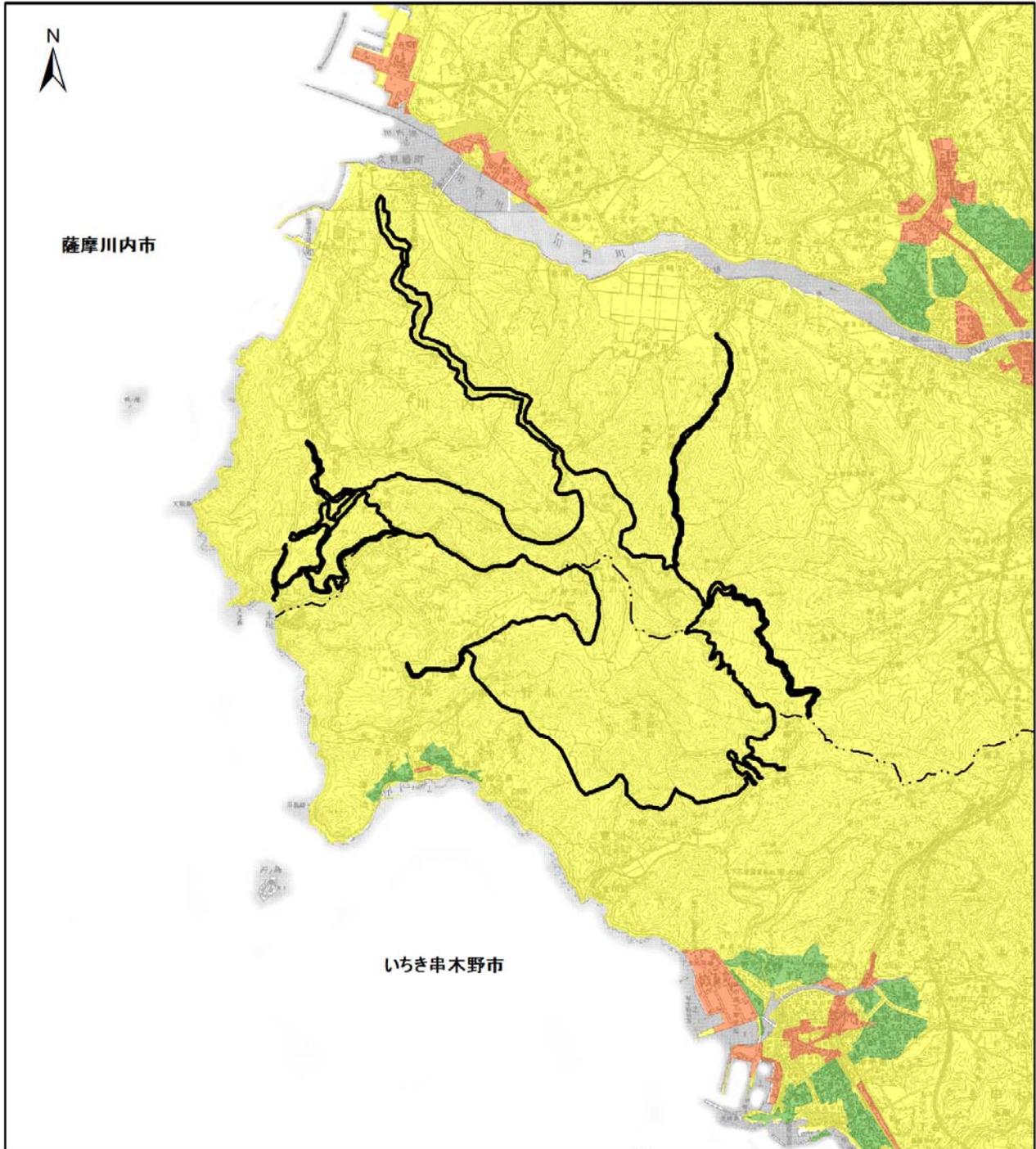
凡 例

- 事業実施想定区域
- 第1種区域
- 第2種区域
- 第3種区域
- 第4種区域

0 1.25 2.5
Km

出典) 「国土数値情報 用途地域データ」(平成23年度、国土交通省HP)
 「薩摩川内市地図サービス」(平成30年、薩摩川内市HP)
 「いちき串木野市 都市計画図」(平成26年、いちき串木野市)
 「いちき串木野市 騒音・振動規制法地域指定図」(平成19年、いちき串木野市)

図3.2-7 特定工場等に関する
騒音規制区域



凡 例

- 事業実施想定区域
- a 区域
- b 区域
- c 区域

0 1.25 2.5
Km

出典) 「国土数値情報 用途地域データ」(平成23年度、国土交通省HP)
 「薩摩川内市地図サービス」(平成30年、薩摩川内市HP)
 「いちき串木野市 都市計画図」(平成26年、いちき串木野市)
 「いちき串木野市 騒音・振動規制法地域指定図」(平成19年、いちき串木野市)

図3.2-8 自動車騒音の要請限度の適用区域

ハ. 振 動

振動については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づき、特定工場に関する規制基準、特定建設作業に関する規制基準、道路交通振動の限度が定められている。

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準は表 3.2-28、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 3.2-29、指定地域における道路交通振動の限度は表 3.2-30 に示すとおりであり、事業実施想定区域及びその周辺における区域の指定状況は、図 3.2-9 に示すとおりである。

表 3.2-28 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区分	昼間 (8 時～19 時)	夜間 (19 時～翌 8 時)
第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：

1. 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。
2. 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次のとおりである。
 - (1) 第 1 種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - (2) 第 2 種区域 住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典) 「平成 29 年版 環境白書(資料編)」(平成 30 年、鹿児島県)

表 3.2-29 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

特定建設作業		
特定建設作業名		
① くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機を除く（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業		
② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		
③ 舗装板破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）		
④ ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）		
注）当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。		
規制基準		
規制項目	基準	
基準値	75 デシベル	
作業禁止時間	第1号区域	午後7時～午前7時
	第2号区域	午後10時～午前6時
最大作業時間	第1号区域	10時間／日
	第2号区域	10時間／日
最大作業日数	連続6日	
作業禁止日	日曜日、休日	
注）振動の基準値は、作業の場所の敷地の境界線の値である。		
備考：		
第1号区域	① 特定工場等に係る区域区分のうち、第1種区域及び第2種区域のうち原則として都市計画法に基づく工業地域を除く区域	
	② 上記工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域	
	ア 学校教育法第1条に規定する学校	
	イ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所	
	ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの	
	エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館	
	オ 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム	
第2号区域	特定工場等に係る区域のうち、上記第1号区域以外の区域。	

出典）「平成29年版 環境白書（資料編）」（平成30年、鹿児島県）

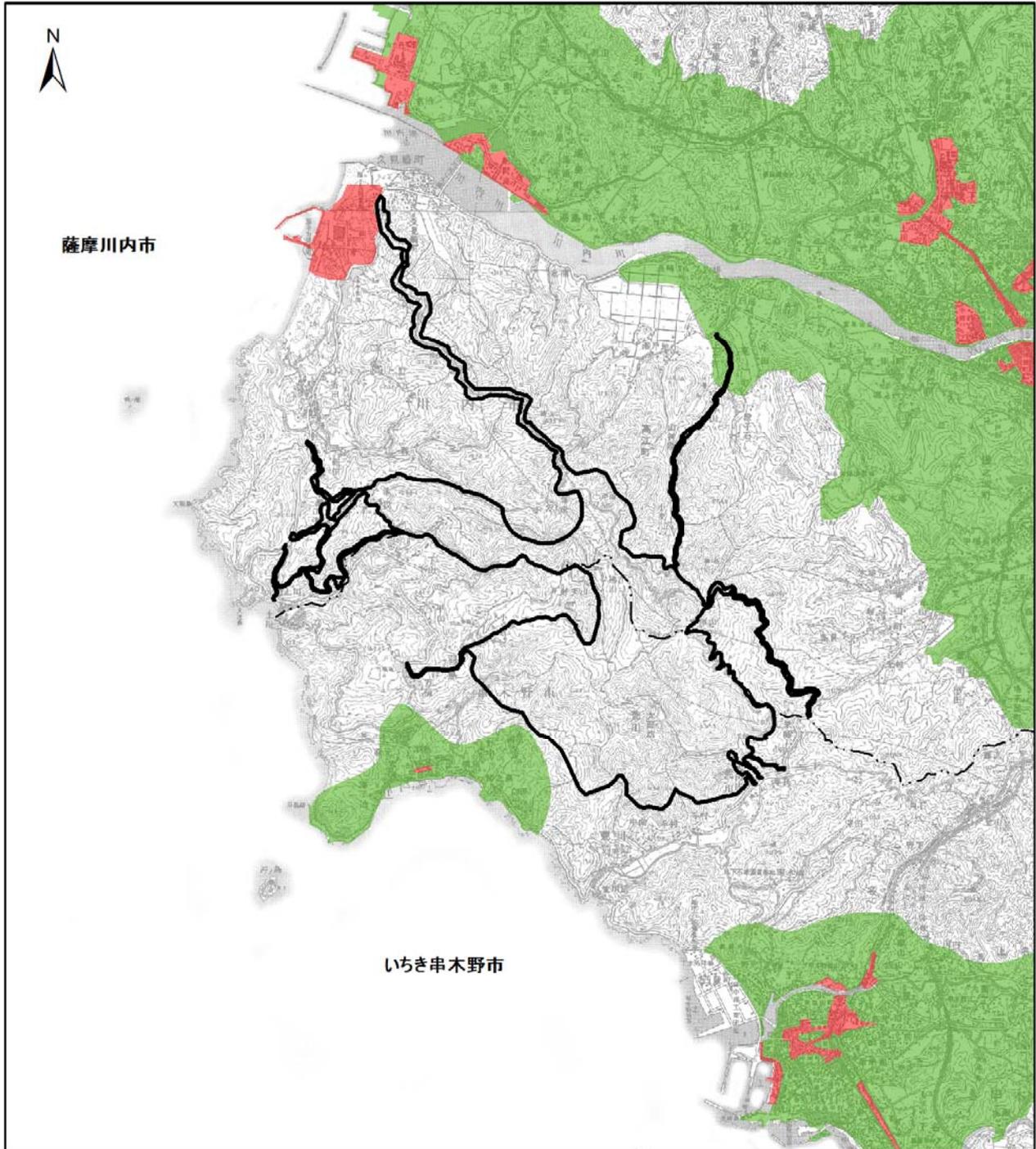
表 3.2-30 指定地域における道路交通振動の限度

区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～翌8時)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

注）1. 第1種区域及び第2種区域とは、特定工場等に係る規制基準の区域と同一である。

2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

出典）「平成29年版 環境白書（資料編）」（平成30年、鹿児島県）



薩摩川内市

いちき串木野市

凡 例

- 事業実施想定区域
- 第1種区域
- 第2種区域

0 1.25 2.5
Km

出典) 「国土数値情報 用途地域データ」(平成23年度、国土交通省HP)
 「薩摩川内市地図サービス」(平成30年、薩摩川内市HP)
 「いちき串木野市 都市計画図」(平成26年、いちき串木野市)
 「いちき串木野市 騒音・振動規制法地域指定図」(平成19年、いちき串木野市)

図3.2-9 特定工場等に関する
振動規制区域

二．水質汚濁

水質汚濁防止については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）により、特定施設（指定地域特定施設を含む。）を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、排水基準が定められている。また、鹿児島県においては「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 48 年条例第 21 号）に基づく、「上乘せ排水基準」が設定されている。

なお、本事業では、これらが適用される特定事業場は設置しない。

ホ. 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づき、使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法に規定する特定施設）の土壌が表 3.2-31 に示す指定基準を超えた場合、指定区域となり、土壌汚染の除去、拡散の防止、その他必要な措置を講ずる必要がある。

事業実施想定区域及びその周辺には、指定区域は存在しない。

表 3.2-31 土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定基準

特定有害物質	指定基準	
	土壌溶出量	土壌含有量
カドミウム及びその化合物	検液 1 L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。	土壌 1 kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1 L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。	土壌 1 kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下	—
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。	—
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌 1 kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。	—
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。	—
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。	—
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。	—
水銀及びその化合物	検液 1 L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌 1 kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	検液 1 L につきセレン 0.01mg 以下であること。	土壌 1 kg につきセレン 150mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	—
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。	—
鉛及びその化合物	検液 1 L につき鉛 0.01mg 以下であること。	土壌 1 kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1 L につき砒素 0.01mg 以下であること。	土壌 1 kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1 L につきふっ素 0.8mg 以下であること。	土壌 1 kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	—
ほう素及びその化合物	検液 1 L につきほう素 1 mg 以下であること。	土壌 1 kg につきほう素 4,000mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	—

出典) 「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号、最終改正：平成 29 年 12 月 27 日環境省令第 29 号）

へ．地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）に基づき、地下水採取制限が行われるが、薩摩川内市及びいちき串木野市は、いずれも指定地域となっていない。

③ その他の環境保全計画等

イ. 鹿児島県

(イ) 鹿児島県環境基本計画

鹿児島県では、「鹿児島県環境基本条例」（平成11年鹿児島県条例第10号）において「基本理念」を表3.2-32に示すとおり定め、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。また、鹿児島県環境基本条例第11条の規定により、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として「鹿児島県環境基本計画」（平成10年3月策定、平成23年3月改訂）を策定している。計画の基本目標と主な施策は、表3.2-33に示すとおりである。

表3.2-32 鹿児島県環境基本条例の基本理念

1	環境の保全及び形成は、県民の健康で文化的な生活の基盤である健やかでうおいのある豊かな環境を確保し、その環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。
2	環境の保全及び形成は、自然と人間との共生を基本として、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が構築されるように適切に行われなければならない。
3	環境の保全及び形成は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっているという認識の下に、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。
4	環境の保全及び形成は、すべての者がそれぞれの立場に応じた役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。

出典）「鹿児島県環境基本条例」（平成11年3月26日 鹿児島県条例第10号）

表3.2-33 鹿児島県環境基本計画の基本目標と主な施策

計画の基本目標	施策の展開
地球を守る脱温暖化への貢献 (低炭素社会づくり)	温暖化防止に向けた気運の醸成
	温室効果ガス排出削減対策の推進
	省エネルギー対策の推進
	森林の整備・保全の推進
	国際協力等の推進
地球にやさしい循環型社会の形成 (循環型社会づくり)	廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進
	廃棄物の適正処理
	海岸漂着物対策の推進
	公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備推進
	フロン対策の推進
自然あふれる癒しのかごしまづくり (自然共生社会づくり)	自然環境の保全・活用
	県民参加の森林づくりの推進
	緑の空間の保全・整備
	水辺空間の保全・整備
	景観の形成
	大気環境の保全
	水・土壌環境の保全
	化学物質の環境安全管理
	騒音・振動，悪臭等の防止
原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全	

出典）「鹿児島県環境基本計画」（平成10年3月策定、平成23年3月改訂）

(ロ) 再生可能エネルギー導入ビジョン 2018

鹿児島県では、平成 30 年 3 月に「再生可能エネルギー導入ビジョン 2018」を策定している。

再生可能エネルギーの促進に向けた基本理念及び基本方針を、表 3.2-34 に示すとおり定めており、2022 年度の再生可能エネルギー導入量は、発電合計で 391.7 万 kW と設定している。

表 3.2-34 再生可能エネルギー導入促進に向けた基本理念及び基本方針

基本理念	「エネルギーパークかごしま」の実現
基本方針	① 地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進 ② 再生可能エネルギーの地産地消による雇用の創出、地域の活性化 ③ 県民・事業者・行政が一体となった再生可能エネルギーの導入促進 ④ 再生可能エネルギー関連企業の育成等による地域振興の促進 ⑤ 再生可能エネルギーに関する理解や意識の向上 ⑥ 再生可能エネルギーの優先利用による温室効果ガスの排出抑制

出典) 「再生可能エネルギー導入ビジョン 2018」 (平成30年3月)

ロ. 薩摩川内市

(イ) 薩摩川内市環境基本計画

薩摩川内市では、「薩摩川内市環境基本条例」(平成16年薩摩川内市条例第171号)において「基本理念」を表3.2-35に示すとおり定め、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。また、薩摩川内市環境基本条例第8条の規定により、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として「薩摩川内市環境基本計画(第2期)」(平成19年9月策定、平成28年3月改訂)を策定している。

環境の5分野に対する基本方針とそれに対して展開する施策を表3.2-36に示す。

表 3.2-35 薩摩川内市環境基本条例の基本理念

1 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活を保つために必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。 2 環境の保全は、市、事業者及び市民が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組み、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環を基調とする社会を構築することを目的として行われなければならない。 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

出典) 「薩摩川内市環境基本条例」(平成16年10月12日 薩摩川内市条例第171号)

表 3.2-36 薩摩川内市環境基本計画の基本方針と展開する施策

環境の5分野	基本方針	展開する施策
環境保全活動等	みんなで考え、行動する快適な街づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育 ・環境学習の充実 ・環境保全活動の推進
生活環境	安全・安心な、快適に暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・健全な水循環の確保 ・公害等の苦情への適正な対応 ・原子力発電所周辺環境の保全
自然環境	自然にふれあい、共に生きるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全、自然とのふれあいの推進 ・貴重な生態系の保全 ・森林・農地の保全 ・風景・景観の保全
資源循環	資源を大切にすまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適正処理、減量化と資源化 ・環境美化の推進 ・不法投棄対策の強化、漂着ごみ対策
地球環境	地球を大切にすまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化を防止する意識の向上 ・省エネルギーの推進 ・次世代エネルギーの普及 ・移動手段の低炭素化 ・都市の低炭素化

出典) 「薩摩川内市環境基本計画(第2期)」(平成19年9月策定、平成28年3月改訂)

(ロ) 薩摩川内市次世代エネルギーのまち・地域戦略ビジョン

薩摩川内市では、平成29年3月に「薩摩川内市次世代エネルギーのまち・地域戦略ビジョン」を策定している。

ビジョンの施策に関する基本方針と取組テーマを表3.2-37に示すとおり設定し、その具体的な取組内容も明確にしている。また、平成36年度の再生可能エネルギー導入量の目標を16.9万kWに設定している。

表 3.2-37 ビジョンの施策に関する基本方針と取組テーマ

基本方針	取組テーマ
1 市民理解の向上	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民にとっての分かりやすさを重視した普及啓発 ② 快適で安全・安心な市民生活を支える次世代エネルギー技術の普及 ③ 「エネルギーのまち」のブランド化
2 全市レベルで取り組むエネルギー構造転換	<ul style="list-style-type: none"> ① スマートハウスの普及促進 ② 事業活動への次世代エネルギーの浸透 ③ 次世代エネルギー発電事業等への立地促進
3 持続可能な産業構造への転換	<ul style="list-style-type: none"> ① 既存のエネルギー関連産業に対する取組支援 ② エネルギー関連設備投資等に対する費用補助 ③ 次世代エネルギー産業創出に向けた基盤形成

注) 薩摩川内市では、太陽光や風力、バイオマス等の再生可能エネルギーに加えて、甕島の海洋資源を有することから未利用の海洋エネルギーまで含めたものを「次世代エネルギー」と呼んでいます。

出典) 「薩摩川内市次世代エネルギーのまち・地域戦略ビジョン」(平成29年3月)

ハ. いちき串木野市

(イ) いちき串木野市環境基本計画

いちき串木野市では、「いちき串木野市環境基本条例」（平成19年いちき串木野市条例第11号）において「基本理念」を表3.2-38に示すとおり定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

また、いちき串木野市環境基本条例第8条の規定により、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として「いちき串木野市環境基本計画」（平成23年3月）を策定している。

望ましい環境像を実現するため、表3.2-39に示すとおり環境目標及びそれを達成するための基本施策を設定している。

表3.2-38 いちき串木野市環境基本条例の基本理念

1	環境の保全は、市民の健康で文化的な生活を保つために必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
2	環境の保全は、市、事業者及び市民が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組み、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。
3	地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

出典）「いちき串木野市環境基本条例」（平成19年3月30日 いちき串木野市条例第11号）

表3.2-39 いちき串木野市環境基本計画における環境目標と基本施策

望ましい環境像	環境分野	環境目標	基本施策
望ましい環境像 みんなではぐくむ、 水と緑と共生する まち・いちき串木野	自然環境	豊かな自然環境の保全とふれあいの推進	① 貴重な自然を守る ② 里地・里山・里海を守り育てる
	生活環境・地球環境	環境負荷の少ない環境にやさしい暮らしの実践	① 良好な生活基盤を確保する ② 循環型社会を形成する ③ 低炭素型社会を形成する
	快適環境	自然環境資源、文化資源を活かした快適な生活空間の確保	① 潤いのある町並みを創る ② 伝統・歴史・文化を活かす
	環境保全体制	環境を守り活かす地域づくりの推進	① 環境教育・学習に取り組む ② 環境保全・創造活動に取り組む

出典）「いちき串木野市環境基本計画」（平成23年3月）

(ロ) いちき串木野市地域創生エネルギービジョン

いちき串木野市では、平成30年3月に「いちき串木野市地域創生エネルギービジョン」を策定している。

地域創生エネルギービジョンの基本理念と基本方針を表3.2-40に示すとおり設定し、その具体的な取組内容を明確にしている。また、2027年度の再生可能エネルギー導入量の目標を7.7万kWに設定している。

表3.2-40 地域創生エネルギービジョンの基本理念と基本方針

基本理念	市民、事業者等との協働により、エネルギーの地産地消を更に進め、地域の活性化（産業の振興、雇用の創出）及び防災力の向上を図り、「環境維新のまちづくり」を目指す。
基本方針	(1)地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進 (2)環境保全につながる再生可能エネルギーの導入促進 (3)再生可能エネルギーの地産地消による地域の活性化 (4)公共施設等の防災力・防犯力の向上 (5)再生可能エネルギー導入への理解促進、市民・事業者等との協働による取り組みの推進

出典) 「いちき串木野市地域創生エネルギービジョン」(平成30年3月)

(2) 自然関係法令等

① 自然関係法令等の指定状況の概要

事業実施想定区域及びその周辺における、自然関係法令等による指定等の状況の概要は、表3.2-41に示すとおりである。

表 3.2-41 自然関係法令等による指定等の状況の概要

地域その他の対象		事業実施想定区域 における指定状況 (有：○、無：×)	関係法令等
自然保護	自然公園	国立公園	×
		国定公園	×
		県立自然公園	○
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×
		自然環境保全地域	×
		県立自然環境保全地域	×
	自然遺産		×
	緑地	緑地保全地域	×
		生産緑地地区	×
	動植物保護	生息地等保護区	×
鳥獣保護区		×	
特別保護地区		×	
休猟区		×	
特定猟具使用禁止区域		×	
指定猟法禁止区域		×	
国際的に重要な湿地 に係る登録簿に掲げ られる湿地		×	
文化遺産		×	
特別史跡・ 特別名勝	国指定	×	
	史跡・名勝	国指定	×
史跡・名勝	県指定	×	
	市指定	×	
特別天然記念物	国指定	×	
天然記念物	国指定	×	
	県指定	×	
	市指定	×	
埋蔵文化財包蔵地		○	
景観保全	景観計画区域		×
	景観地区		×
	風致地区		×
	重要伝統的建造物群保存地区		×
	重要文化的景観		×
国土防災	保安林		○
	砂防指定地		○
	急傾斜地崩壊危険区域		×
	地すべり防止区域		×
	土砂災害警戒区域		○
	土砂災害特別警戒区域		○

② 自然保護関係

イ. 自然公園等の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺には、表 3.2-42 及び図 3.2-10 に示すとおり、「県立自然公園条例」（昭和 33 年条例第 27 号）に基づく県立自然公園の指定がある。

表 3.2-42 事業実施想定区域及びその周辺の自然公園等の指定状況

公園名	面積 (ha)	指定年月日	含まれる市町村
川内川流域 県立自然公園	6,571.0	昭和 39 年 4 月 1 日	出水市、伊佐市、薩摩川内市、さつま町
	薩摩川内市の地域指定状況：普通地域 1,398.4ha		
吹上浜 県立自然公園	3,214.4	昭和 28 年 3 月 31 日	南さつま市、日置市、いちき串木野市
	いちき串木野市の地域指定の状況：第 2 種特別地域：114.7 ha、普通地域：155.6 ha		

出典) 「鹿児島県環境林務部自然保護課資料」（平成 30 年、鹿児島県）

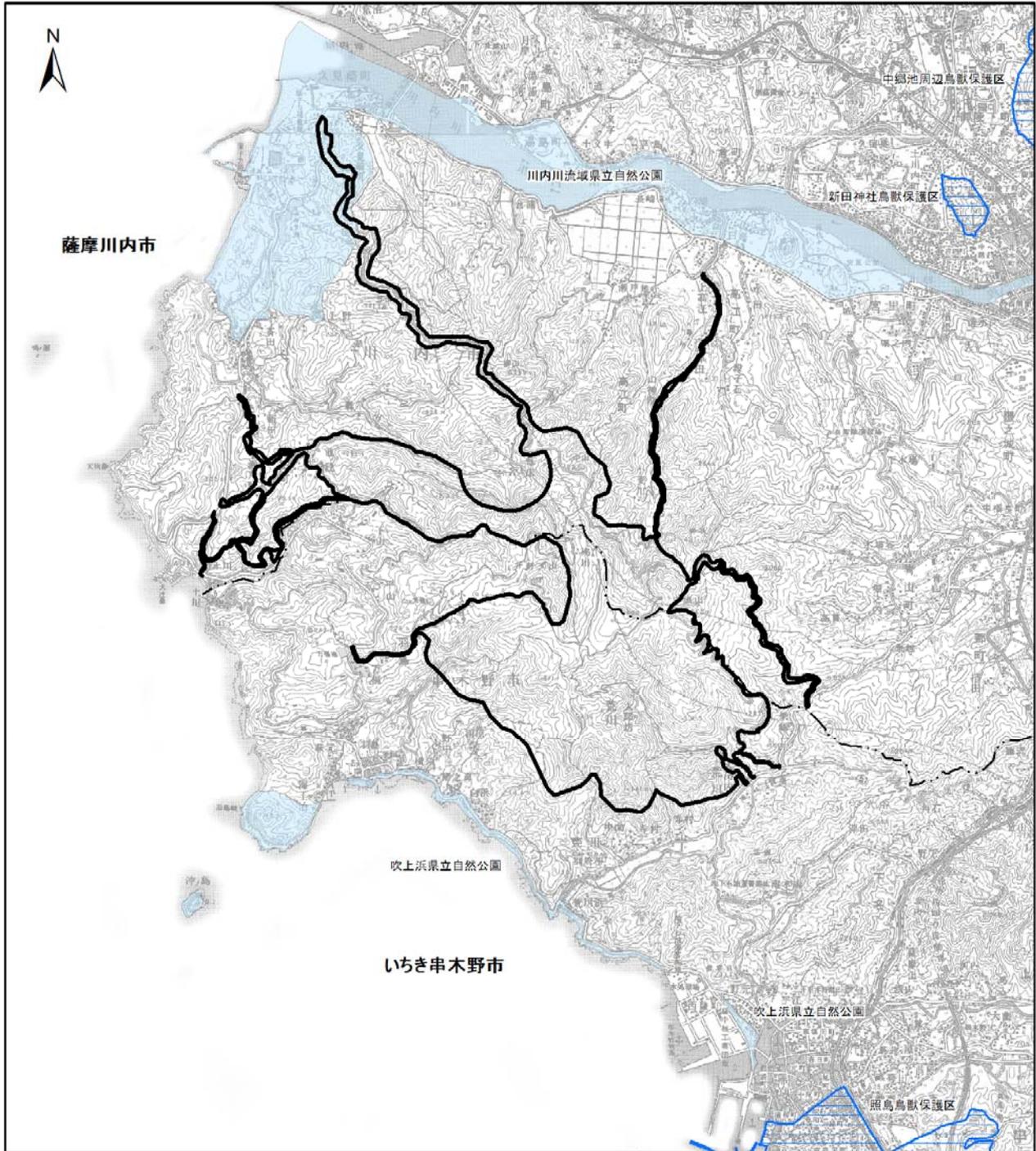
ロ. 鳥獣保護区の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺には、表 3.2-43 及び図 3.2-10 に示すとおり、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区の指定がある。

表 3.2-43 事業実施想定区域及びその周辺の鳥獣保護区の指定状況

指定状況	名称	存続期間	面積 (ha)	
			鳥獣保護区	特別保護区 特別保護指定区域
県指定	中郷池周辺 鳥獣保護区	平成 25 年 11 月 1 日～平成 35 年 10 月 31 日	117	—
県指定	新田神社 鳥獣保護区	平成 26 年 11 月 1 日～平成 36 年 10 月 31 日	30	—
県指定	照島 鳥獣保護区	平成 25 年 11 月 1 日～平成 35 年 10 月 31 日	346	—

出典) 「鹿児島県環境林務部自然保護課資料」（平成 30 年、鹿児島県 HP）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 県立自然公園(普通地域)
- 県指定鳥獣保護区

0 1.25 2.5
Km

図3.2-10 自然公園等の位置

出典) 「国土数値情報 自然公園地域データ」(平成27年度、国土交通省HP)
「国土数値情報 鳥獣保護区データ」(平成27年、国土交通省HP)

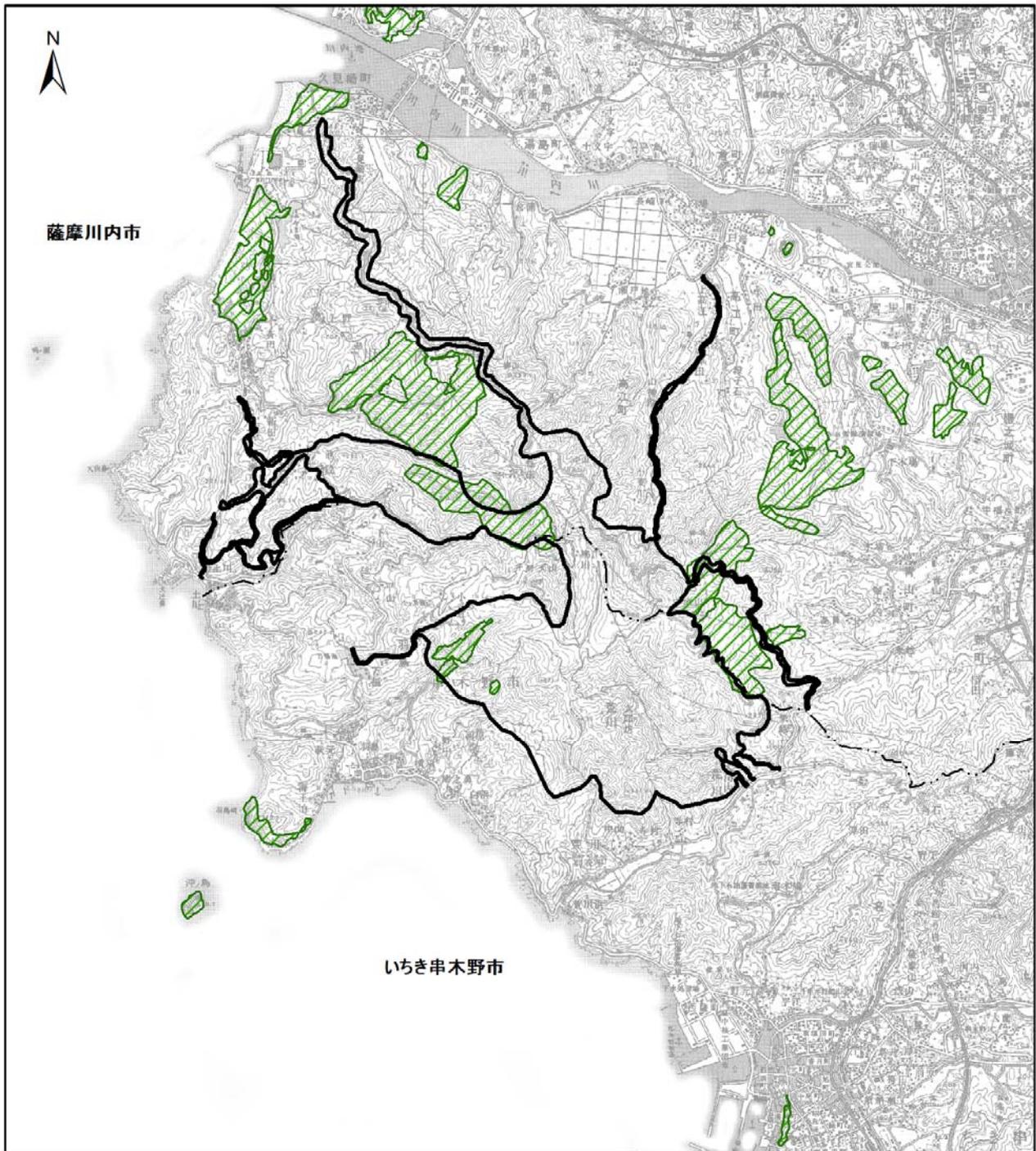
ハ．絶滅のおそれのある野生動植物の種の生息地等保護地の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく生息地等保護区はない。

なお、いちき串木野市の白浜海岸は、アカウミガメの上陸・産卵場所となっている。

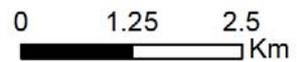
ニ．保安林の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺には、図 3.2-11 に示すとおり、「森林法」（昭和26年法律第249号）に基づく保安林の指定がある。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 保安林



出典) 「南薩森林計画区 第4次国有林野施業実施計画図 4葉の内4」
 (平成25年度、九州森林管理局鹿児島森林管理署)
 「北薩森林計画区 第5次国有林野施業実施計画図 9葉の内1」
 (平成26年度、九州森林管理局北薩森林管理署)
 「国土数値情報 森林地域データ」(平成27年度、国土交通省HP)

図3.2-11 保安林の指定状況

③ 文化財保護関係

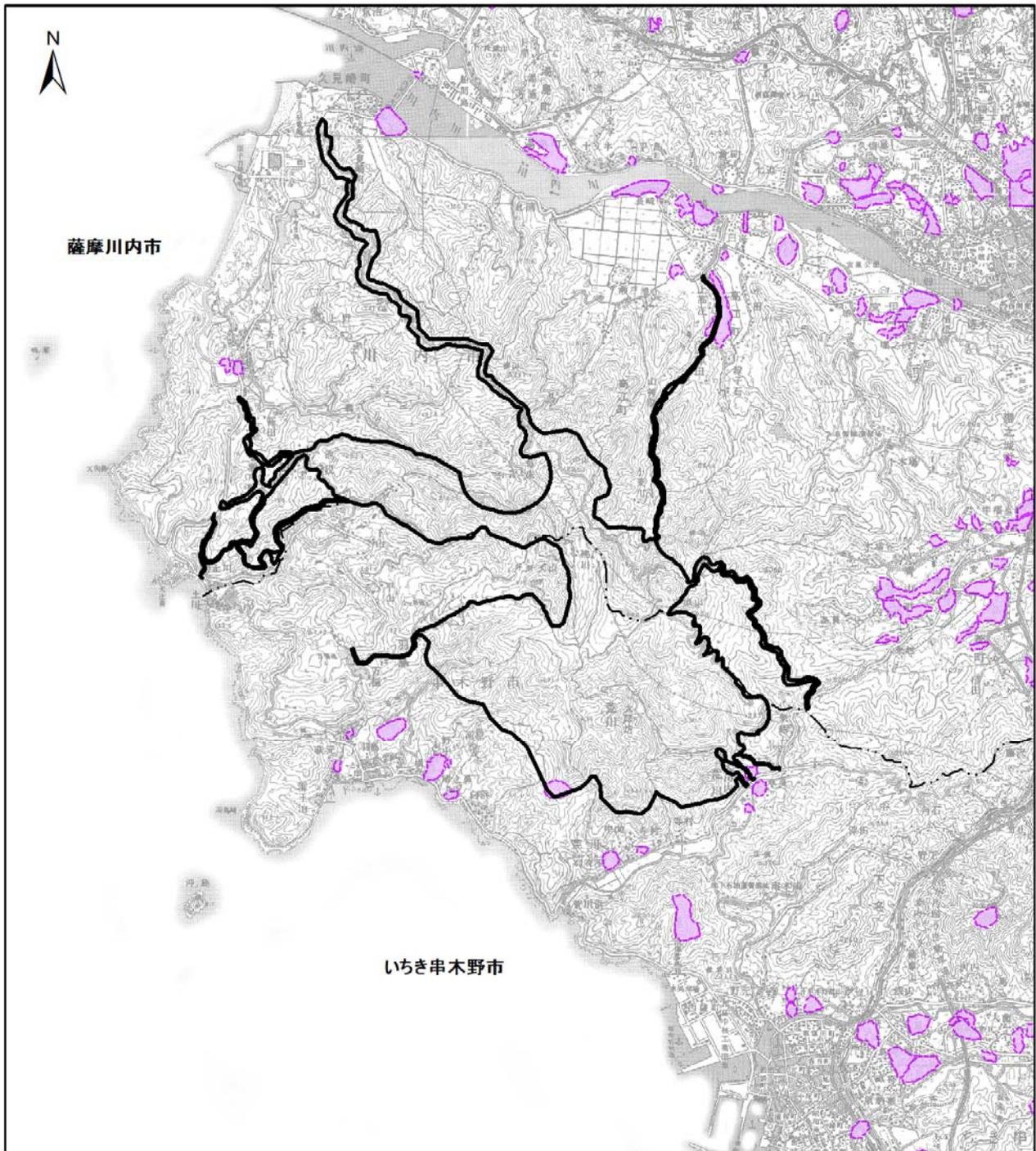
事業実施想定区域及びその周辺には、表 3.2-44 及び図 3.2-12 に示すとおり、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「鹿児島県文化財保護条例」（昭和 30 年鹿児島県条例第 48 号）及び「薩摩川内市文化財保護条例」（平成 16 年薩摩川内市条例第 112 号）並びに「いちき串木野市文化財保護条例」（平成 17 年いちき串木野市条例第 177 号）に基づく文化財の指定がある。また、埋蔵文化財包蔵地は図 3.2-13 に示すとおりである。

なお、国指定天然記念物として、薩摩鳥、地頭鳥、ヤマネが地域を定めず指定されている。

表 3.2-44 文化財の指定状況

市町	分類		名称	所在地	指定年月日
薩摩川内市	県指定	天然記念物	オニバス自生地	寄田町小比良池	昭和 30 年 1 月 14 日
	市指定	天然記念物	新田神社の大樟	宮内町	昭和 46 年 11 月 1 日
			久見崎ハマボウ自生地	久見崎町	平成 12 年 8 月 1 日
			船間島古墳	港町	昭和 46 年 11 月 1 日
		史跡	天狗鼻海軍望楼台	寄田町	昭和 60 年 3 月 27 日
			横岡古墳	上川内町	昭和 46 年 11 月 1 日
いちき串木野市	市指定	天然記念物	うっがんだんの森	中尾町	昭和 49 年 4 月 26 日
			十里塚の榎	旭(金山)	平成 12 年 7 月 13 日
		史跡	薩摩藩留学生渡欧の地	羽島(浜田)	昭和 42 年 3 月 24 日
			大中公の廟	上名(日置田)	昭和 42 年 3 月 24 日
			串木野氏の墓	上名(大道庵)	昭和 42 年 11 月 8 日

出典) 「指定文化財 平成 27 年 1 月現在」(薩摩川内市歴史資料館 HP)
「薩摩川内市の指定文化財一覧」(平成 30 年 7 月 9 日閲覧、薩摩川内市 HP)
「統計いちき串木野ー平成 29 年度版ー」(平成 29 年、いちき串木野市)
「いちき串木野市文化財マップ」(平成 30 年 7 月 9 日閲覧、いちき串木野市 HP)



凡 例

- 事業実施想定区域
- 埋蔵文化財包蔵地

0 1.25 2.5
 Km

図3.2-13 埋蔵文化財包蔵地の位置

出典)「鹿児島県遺跡分布地図」(平成30年7月閲覧、鹿児島県立埋蔵文化財センターHP)

④ 景観保全関係

薩摩川内市及びいちき串木野市は、「景観法」（平成16年法律第110号）に基づき、景観行政団体に指定されている。また、鹿児島県では、鹿児島県景観条例第6条第3項の規定より、市町村が景観計画の策定を行う際に参考となる指針として、「鹿児島県景観形成ガイドライン」（平成20年、鹿児島県）を策定している。

景観条例、景観計画の策定状況は、表3.2-45に示すとおりである。

表3.2-45 景観条例、景観計画の策定状況（平成30年7月現在）

市町	景観行政団体指定	景観条例	景観計画策定
鹿児島県	平成16年12月17日	鹿児島県景観条例 (平成19年12月25日 条例第62号)	—
薩摩川内市	平成19年4月1日	薩摩川内市景観条例 (平成20年9月26日 条例第42号)	薩摩川内市ふるさと景観計画 (平成27年3月改正)
いちき 串木野市	平成27年2月1日	—	—

さらに、鹿児島県は、風力発電施設による景観上への影響を保全するため、「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」を策定しており、ガイドラインの概要は表3.2-46に示すとおりである。

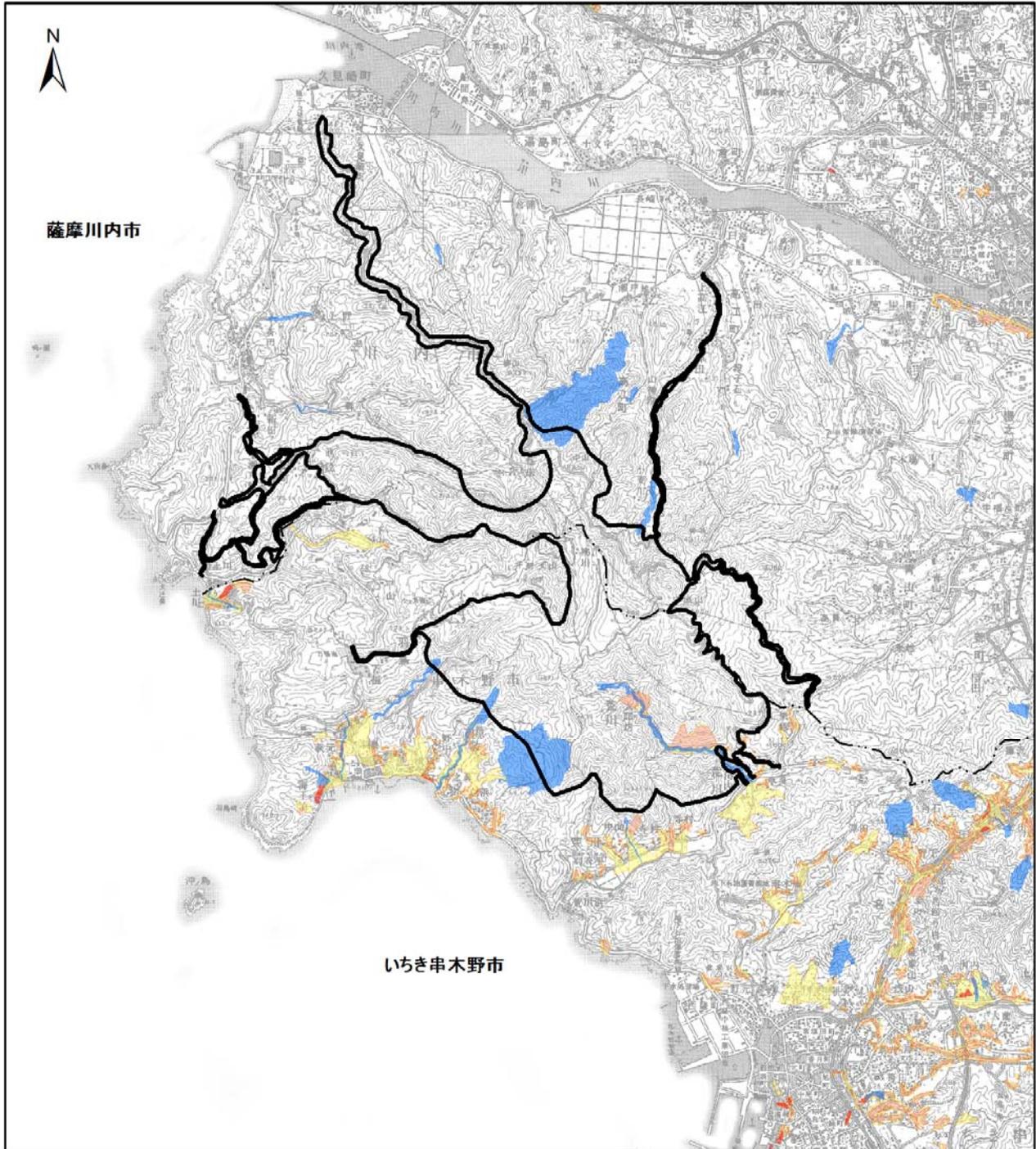
表3.2-46 鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン

(抜粋)

施行：平成22年4月1日
<p>1. 適用の範囲 このガイドラインは、県内における風力発電施設の建設等に適用する。ただし、出力規模の合計（増設する場合は、増設後の一団の合計）が1,000kWに満たない風力発電施設の建設等については適用しない。</p> <p>2. 事業者が遵守すべき基準 風力発電施設の建設等に当たって事業者が遵守すべき基準（以下「基準」という）は次のとおりとする。</p> <p>(1) 風力発電施設の建設地の選定に当たっては、地域の自然及び歴史・文化的環境と調和した景観が保全されるよう配慮するものとする。</p> <p>(2) 風力発電施設の建設等に当たっては、次の点について配慮するものとする。</p> <p>ア 主要な眺望景観を阻害しないこと。</p> <p>イ 地域固有の景観を阻害しないこと。</p> <p>ウ その他、周囲の景観との調和を図ることとし、特に次の点に留意すること。</p> <p>・ 位置については、山の稜線を乱さないようにすること。</p> <p>・ 色彩については、白又は薄い灰色を基調とすること。ただし、他法令の規定により着色が義務付けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 風力発電施設の建設等の予定地が所在する市町村及び主要な眺望点又は地域固有の景観を望める視点場が位置する市町村（以下「関係市町村」という。）において、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画が策定されている場合には、当該景観計画との整合を図るものとする。</p>

⑤ 国土防災関係

事業実施想定区域及びその周辺には、図 3.2-14 に示すとおり、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地域、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域並びに「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がある。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 砂防指定地
- 急傾斜崩壊危険区域
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

0 1.25 2.5
Km

図3.2-14 国土防災に係る指定地等

出典) 「鹿児島県砂防三法情報マップ」(平成29年、鹿児島県HP)
「国土数値情報 土砂災害警戒区域データ」(平成29年度、国土交通省HP)